



税務支援制度ガイドライン (三訂版)

～税務支援を効果的に実施するために～

はしがき

日本税理士会連合会では、昭和 38 年に「自主申告能力の低い階層に対する税務相談、指導、申告等は、税理士会の機構を通じてこれを行う。」との決議後、昭和 44 年に 2 月 23 日（税務代理士法施行日）を「税理士記念日」と定め、全国に「無料相談所」を設置し、納税者に対する税務相談事業を統一行事としました。

そもそも、税理士会（支部）では、従来より、税務当局（税務署）と協議のうえ、確定申告期に税務署等の会場で小規模納税者に対し申告相談等に応じるなど税務に関する種々の援助事業を行ってきましたが、昭和 55 年の税理士法改正により、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定〔法第 49 条の 2 第 2 項第 8 号（現行法第 9 号）〕」を税理士会会則の絶対的記載事項とする旨の規定が法定化されました。

その後、平成 15 年度の消費税法の改正を契機に業務独占資格士業に対し国民各層から一層の利便性が要求され、従来の税務援助事業を再構築する機運が高まってきました。

これを受け日本税理士会連合会では、税理士制度に対する国民の信頼を確立させるため、平成 16 年 12 月の理事会において、「新時代における税務支援のあり方」を承認し、「税理士の社会公共性（税務援助事業）」と「税理士の社会貢献（税務指導事業）」の二つの事業を基軸とした「税務支援事業」を新たに構築しました。

さらには平成 18 年 8 月に政府が公共調達の適正化の方針により生じた「国税当局が行う委託事業」という新しい形態に対応するため、税務支援制度を、税理士会が独自で主体的に実施する「独自事業」、国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を受託して実施する「受託事業」、日本税理士会連合会または税理士会が指定する団体との協議に基づいて実施する「協議派遣事業」の 3 事業に再構築し、現在に至っております。

この小冊子は、平成 11 年 7 月に発行した「税務援助制度について－その意義と今後の課題」を基に、その後の税理士業務を取り巻く環境変化を踏まえ、平成 18 年 12 月に編纂した「税務支援制度ガイドライン」の三訂版として発刊いたしました。

最後に、この小冊子の編纂にあられた西村税務支援対策部長をはじめ委員の方々に、厚く感謝の意を表する次第です。

平成 27 年 7 月

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓

刊行にあたって

税務支援事業の母体である税務援助事業は、昭和 55 年の税理士法改正により制定された「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」に基づくものであり、義務的規定と位置付けられました。

それまでは、各税理士会が任意自発的に税務援助事業を実施していましたが、日本税理士会連合会は、昭和 55 年に税務援助の実施の基準に関する規則、平成元年に同細則、平成 2 年に「確定申告相談」に関する実施要領をそれぞれ定めて以来、一貫して経済的に困難な小規模納税者に対する税務援助事業として税理士（会）の社会的責務を果たすとともに税理士業務の制限規定を担保する方策として実施してきました。

平成 15 年度には、消費税法改正により新たな小規模課税事業者の急増が見込まれるなどの社会経済の急速な変化に伴い、国民各層から業務独占資格士業に対する一層の利便性が要求されてまいりました。そこで、日本税理士会連合会は、平成 16 年 12 月の理事会において、「税理士の社会公共性（税務援助事業）」と「税理士の社会貢献（税務指導事業）」の二つの事業を基軸とした新たな枠組み（税務支援事業）の構築を志向した「新時代における税務支援のあり方」をとりまとめ、税理士の社会公共的使命を果たすため、税務支援事業を従来の努力義務から義務化とする会則変更を行うとともに、規則・細則を全面改正しました。

その後、政府は平成 18 年 8 月に公共調達の適正化の方針を発表し、これまでの税務支援制度の枠組みで対応することが困難な事業、いわゆる「国税当局が行う委託事業」という新しい形態が生じたことを受けて、税務支援制度を、税理士会が主体的に実施する事業（独自事業）、国又は地方公共団体の委託を受けて実施する事業（受託事業）、さらには、商工会議所や青色申告会等の指定団体との協議に基づいて指定税理士を派遣して実施する事業（協議派遣事業）の 3 事業に再構築しました。

この小冊子は、日本税理士会連合会における税務支援関係規則及び細則等の趣旨に基づき、税務支援に携わる役員・委員はもとより、会員各位の税務支援制度に対する理解を深めることを目的に、平成 18 年 12 月に発行した「税務支援制度ガイドライン」の三訂版として編纂したものです。

税務支援制度の充実、税理士制度の維持・発展に寄与するとともに、国民の信頼を高めることにつながるものと考えております。

この機会に是非ご一読いただき、税務支援事業の推進に資するとともに、税理士に託された社会公共的使命を全うする観点からも理解を深めていただければ幸いです。

平成 27 年 7 月

日本税理士会連合会
税務支援対策部
部長 西村 新

目 次

I 税務支援の趣旨	1
1 税務支援の趣旨	
2 税務支援制度の重要性	
II 税務支援制度の経緯	3
1 小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項の締結	
2 昭和 55 年の税理士法改正及び税務援助規則の制定	
3 平成元年における規則の一部改正及び細則の制定	
4 平成 3 年の「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」の調印	
5 平成 13 年における税理士法改正及び税務援助規則の改正	
6 平成 16 年「新時代における税務支援のあり方」の制定	
7 税務支援従事の「努力義務」から「義務化」への改正	
8 平成 17 年における税務支援規則及び細則の全面改正	
9 「公共調達の適正化」に伴う税務支援制度の再構築による平成 21 年の税務支援規則及び細則の改正	
10 電子申告に関する相談等税務支援の範囲の拡大	
11 平成 26 年における税理士法改正に伴う会則及び税務支援諸規則の整備	
III 税務支援の事業	11
1 独自事業	
2 受託事業	
3 協議派遣事業	
IV 税務支援に隣接する税理士会の事業	20
1 特設の会場で行う税務相談	
2 司法支援センター（通称：法テラス）との関連事業	
V 関係団体の事業	22
1 商工会等が行う経営改善普及事業	
2 青色申告会等が行う決算指導事業	
3 青色申告会との二者間協定	
4 (財)日本税務協会が行う記帳指導等事業とその方向性	
VI 今後の課題	26
1 独自事業の充実	
2 所得税確定申告期における会員の従事義務	
3 税務支援と電子申告との関係	
4 税務支援と税理士の損害賠償責任	
5 商工会等が行う経営改善普及事業との関係	
6 青色申告会との関係	
7 農業協同組合及び漁業協同組合との関係	

VII 質疑応答 (Q&A)	29
1 概要	29
Q 1 このQ & Aの性格・趣旨を教えてください。	
Q 2 税理士会が行う税務支援とは何ですか。	
Q 3 国税当局の行う委託事業に対し、日税連はどのように対応したか教えてください。	
Q 4 規則の主な変更点は何ですか。	
Q 5 細則の主な変更点は何ですか。	
Q 6 税理士業務の制限と税務支援の関係はどのように考えればいいのですか。	
2 独自事業	32
Q 7 「独自事業」について教えてください。	
Q 8 「独自事業に関する実施要領」の概要について教えてください。	
Q 9 「税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援」の概要について教えてください。	
Q 10 「税理士会が設置する施設で行う電話相談」の概要について教えてください。	
Q 11 「税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援」の概要について教えてください。	
Q 12 会場型税務支援での確定申告有料相談を行う場合の報酬の額につき、実施要領では従事税理士と対象者の間で個別に協議して定めるとありますが、税理士会が予め決定しておくことは問題ありますか。	
Q 13 「税理士等の事務所で行う事務所型税務支援」の概要について教えてください。	
Q 14 「その他独自事業として税理士会が実施する事業」の概要について教えてください。	
Q 15 税務支援事業のうち確定申告期に行う有料相談については、どのように考えたらいいのですか。	
3 受託事業	35
Q 16 「受託事業」について教えてください。	
Q 17 確定申告相談の税務支援に還付申告が含まれているのはなぜですか。	
Q 18 無料相談会場では相談のみでよいのでしょうか。体の不自由な方も来場されると思われませんが、どのように対応したらよいのでしょうか。	
Q 19 税理士法に基づく特別法人たる税理士会が、電話相談の集中化のような収益事業を行うのは、税理士法上可能ですか。	
Q 20 電話相談のように税理士関与の有無を確認することが困難な事業について、業務侵害との関係をどのように整理されたのでしょうか。	
4 協議派遣事業	36
Q 21 「協議派遣事業」として国若しくは地方公共団体で行われる税務支援とはどのようなものですか。	
Q 22 税理士の「職能」と税務関連団体の「機能」とは何ですか。	
Q 23 「協議派遣事業」でいう税理士会が指定する団体とは何ですか。	
Q 24 税理士会は、青色申告会に対し、なぜ税務支援を行わなければならないのですか。	
Q 25 商工会の税務支援対象者の取扱いはどのようになっているのですか。	
Q 26 現に商工会等が行っている継続記帳指導については、どのように考えますか。	
Q 27 規則第12条に規定する「単独契約の禁止」とはどのようなものですか。	
Q 28 商工会等からの要請で「会員向けの消費税申告相談会」に出向きましたが、税理士会から会を通じて派遣されるべきであるとの忠告を受けました。どのような根拠に基づいてそのようなことになるのでしょうか。	

5 その他

(1) 税務支援の対象者に関する事項 39

- Q 29 税務支援事業の対象者とは、どのような者をいいますか。
- Q 30 小規模納税者の選定において前年分特前所得が 300 万円以下の者とした理由は何ですか。
- Q 31 小規模納税者に対する無料税務相談対象者には、農業所得も含まれますか。
- Q 32 小規模納税者（前年分の特前所得金額 300 万円以下の者）が、消費税の基準期間の課税売上高が 3,000 万円を超えた場合の対応はどうしたらよいですか。
- Q 33 小規模納税者に対し、小企業納税者及び小規模事業者は、どのように異なるのですか。
- Q 34 税務指導対象者について地域の実情を考慮して選択できることとした理由は何ですか。

(2) 税務支援の範囲に関する事項 40

- Q 35 小規模納税者等に対する税務支援事業の税目は、所得税及び消費税だけですか。

(3) 税務支援の報酬に関する事項 40

- Q 36 税務支援の報酬はすべて無償ですか。

(4) 税務支援の義務化に関する事項 41

- Q 37 会員の税務支援への「従事義務」を教えてください。
- Q 38 社員税理士及び所属税理士も税務支援に従事する義務があるのですか。
- Q 39 会員が税務支援への従事を拒否した場合について、どのように考えますか。
- Q 40 税務支援に従事することが義務ならば、様々な事情により従事できない時の免除規定はありますか。
- Q 41 税理士登録はしているものの、高齢のため、実質的な業務は、所属税理士である子供が行っています。そのような高齢者に対し、税務支援従事義務を課すのは、現実問題として無理ではないでしょうか。
- Q 42 確定申告期における税務支援において税理士会員一人当たりの従事日数として「1.5 日」を目安とした理由は何ですか。

(5) 支部間応援に関する事項 43

- Q 43 「税理士会、支部等間の連携」（規則第 8 条）が必要な理由は何ですか。

VIII 税務支援に関する諸規則等 44

- 1 税理士法（抄）
- 2 税理士法施行令（抄）
- 3 税理士法基本通達（抄）
- 4 税理士法逐条解説（抄）
- 5 日本税理士会連合会会則（抄）
- 6 日本税理士会連合会会務執行規則（抄）
- 7 税務支援の実施の基準に関する規則
- 8 税務支援の実施の基準に関する細則
- 9 独自事業に関する実施要領
- 10 特設の会場で行う税務相談の実施に関する基本要綱

IX 関係資料 69

- 1 昭 38.10.30 小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項（三者協定）
- 2 昭 38.11.14 日本税理士会連合会会長示達「小企業納税者に対する税務指導について」
- 3 昭 38.11.21 国税庁長官依頼「小企業納税者に対する税務指導についての協力依頼について」
- 4 昭 38.12. 3 国税庁長官通達「小企業納税者の税務指導について」
- 5 昭 38.12.20 中小企業庁長官照会「小企業納税者に対する税務指導について（照会）」
- 6 昭 39. 1.14 国税庁長官回答「小企業納税者に対する税務指導について」
- 7 昭 39. 1.17 中小企業庁長官通達「小企業納税者に対する税務指導について」
- 8 昭 41. 6.20 日本税理士会連合会と日本税務協会との間の小企業納税者に対する税務指導の実施に関する了解事項
- 9 昭 45. 6.10 小企業納税者に対する税務指導対策のあり方についての考え方と方針
- 10 昭 47. 2. 3 国税庁長官通達「商工会の役職員に対する臨時の税務書類の作成等の許可について」
- 11 昭 47. 2. 3 税理士法施行令第 14 条中「商工会」に関する了解事項（四者協定）
- 12 平 3.1.21 「税理士法施行令第 14 条中『商工会』に関する了解事項」の一部改正についての了解事項
- 13 平 3. 5.27 小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ
- 14 平 5. 4.21 商工会との「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」記 2 の（2）に定める経過措置の具体的対応策について
- 15 商工会法（抄）
- 16 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（抄）
- 17 中小企業庁（平成 2 年度）経営改善普及事業等の実施方針（抄）
- 18 平 10. 1.22 税理士会支部と地区青色申告会との協定書のモデル様式の制定について
- 19 平 12. 7.24 公正取引委員会「要請」事項について（東京税理士会）
- 20 平 16.12.21 新時代における税務支援のあり方
- 21 平 17. 9.26 日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力方依頼について
- 22 平 17. 9. 5 平成 17 年度消費税円滑化対策事業実施にあたっての税理士派遣に係る協力方依頼について（日本商工会議所・全国商工会連合会）
- 23 平 18. 7.18 「法テラス」に接続する税理士会相談窓口の対応について（会長示達）
- 24 平 18. 8.25 財務大臣通知「公共調達 の適正化について」（財計第 2017 号）
- 25 平 20. 5.12 税務支援制度の再構築について（具申）
- 26 平 20. 3.19 アウトソーシング事業と税理士法（タタキ台）（制度部）
- 27 平 26.10.31 平成 26 年度の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業（無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）について（通知）
- 28 平成 26 年度の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業（無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）に係る留意事項

X 現在まで発行された税務支援事業の小冊子（一覧） 141

I 税務支援の趣旨

1 税務支援の趣旨

国民の三大義務である教育、勤労、納税のうち納税義務は我が国の貴重な歳入の根幹を成すとともに、憲法は厳格な租税法律主義を規定している。

この租税法律主義に立脚した納税義務の正しい履行を規定する憲法の思想を受け、税理士の使命は、税理士法（以下「法」という。）第1条において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。

このことは、税理士業務が憲法に定める国民の義務の履行にかかわる租税を扱う点において、まさに社会公共的使命そのものであり、当然のことながら税理士に対し崇高な使命を要求している。

それゆえ、税理士が、申告納税制度のもと、納税義務者の納税義務を適正に実現することによって、税理士制度は国民の絶大な信頼を得ることになる。

この税理士業務は、他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理、税務書類の作成、税務相談の事務を行うことを業とする旨が定められており、税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行うことができない。

ところで、国民の中には、納税義務が発生しながらも、税理士報酬を支払う資力に乏しい経済的弱者も存在する。この経済的理由を有する納税者に対処するため、法第49条の2第2項第九号は、会則に絶対的記載事項として「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」の記載を求めた。もって社会公共性に立脚した施策である税務援助事業が規定された。

さらに、我が国における人口構造は、世界に類を見ない高齢化社会を迎えた。このため、年金受給者の申告等の増加が見込まれることになった。また、平成15年度の消費税法改正による免税事業者が課税売上高3,000万円以下から1,000万円以下と引き下げられたため、課税事業者150万人の増加となった。さらには、還付申告者への対応等、国民の置かれた時代背景に基づき、自主的な施策である社会貢献としての税務指導事業が規定された。

これらを受けて、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は法第49条の2第2項第九号に基づく社会公共性に立脚した施策を税務援助事業、そして、税理士の自主的な社会貢献の一つとしての施策を税務指導事業とし、これらを併せ税務支援事業と位置づけ、会則第66条第3項において、「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援業務に従事しなければならない。」と規定した。

このように、税理士は、税理士業務が社会公共的な性格を有することを自覚し、それゆえに税務支援制度の義務化が存在することを理解しなければならない。

2 税務支援制度の重要性

法第 52 条において、税理士業務の制限として「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定している。この税理士業務の制限規定は税務支援の義務化と表裏一体となっていることを理解しなければならない。さらに、法第 49 条の 6 第 1 項では、「税理士は、登録を受けた時に、当然、(中略) 税理士会の会員となる。」とし、税理士会の強制入会制度が存在する。この強制入会制度と税務支援の義務化によって広く納税者に税理士業務を提供することが可能になる。このことにより、税理士の使命である納税義務の適正な実現を達成することができる。

税務支援の義務化は、税理士業務の制限の担保としての施策だけではなく、この社会公共的使命による社会貢献の事業を通して税理士制度に対して、広く国民の理解を得るための施策であると位置付けることも重要である。

税理士は、情報通信技術の進展に伴う電子申告の手続きも含め、専門性及び複雑高度化した税制に的確な判断をなし、国民の利便性に応えるために知識の研鑽に励み、税務支援制度に積極的に協力することが必要である。

税務支援制度の充実により税理士業務が広く納税者に提供され、もって国民の財産である税理士制度が、ますますその重要性を増し、国民の期待に応え得ることとなる。

II 税務支援制度の経緯

1 小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項の締結

昭和 38 年当時、全国青色申告会総連合（以下「全青色」という。）は、政府の諮問機関である税制調査会の税理士制度特別部会に対し、法第 50 条を拡大又は改正をして、「個人事業者のための税務書類の作成、税務相談は、青色申告会においても行えるようにして頂きたい。」との要望書を提出し、また、国税庁内部においても、これを容認する意見が台頭してきた。

税理士会は、税理士制度の基本理念から、これらの例外規定を創設することは適当でないとし、また、これを恒常的な制度に拡大しようとする動きは、税理士法の立法精神を踏みにじるものであるとして、強く反対を表明した。

その後、国税庁、日税連及び全青色の三者間で協議が行われ、昭和 38 年 10 月 30 日に「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」（以下「三者協定」という。⇒ 70 頁参照）が締結された。

この三者協定は、小企業納税者に対する記帳から申告に至る一貫した、かつ、継続的な指導を実施することを目的として、三者間における協力体制を取り決めたものである。また、その実施に当たっては、「関係機関を通じて特殊法人たる商工会議所及び商工会に対して協力を求める。」こととされている。

この三者協定を契機として、小企業納税者に対する税務指導が本格的にスタートすることになった。

昭和 39 年頃から商工会、商工会議所の活動が活発化し、その本来の目的である経営改善、金融相談及び斡旋事業等に関連し、税務指導を積極的に推進するようになり、税理士の派遣要請が行われるようになった。しかし、一方で税理士業務侵害の問題を起こすことにもなった。

昭和 40 年頃、法人会の一部に記帳代行及び税務申告代行を実施する動きが発生したが、税理士会は税理士の法人に対する関与、税務指導所の設置による税理士会の指導体制の確立及び税理士法との関連から、税理士会と法人会の立場の相違を明確にし、相互協力関係を確立すべきであるとして、両会の合意が成立した。

このように、小企業納税者に関する施策は、税理士の職域防衛並びに税理士制度の維持発展等の見地から、諸対策が実施されてきたものである。

2 昭和 55 年の税理士法改正及び税務援助規則の制定

昭和 55 年 4 月 14 日に公布された改正法第 49 条の 2 第 2 項第八号（現行法九）には、税理士会会則の絶対的記載事項として「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」が新設された。

これ以前から、税理士会（支部）が、税務署と協議のうえ、確定申告期に税務署等の会場で小企業納税者に対し申告相談に応じたが、同法の施行により税理士（会）に対し義務規定と位置付けら

れるようになった。

従来は、来場者に対し所得制限も無く、税務署の応援という側面が強いため各地で異論が出ていたが、改正法は委嘱者の経済的理由によるいわば困窮者に限定することで一応の理解が得られたところである。

すなわち、税理士報酬を支払う能力に乏しい納税者は、税理士に委嘱したくとも経済的に困難であるという事情にあり、反面、税理士業務は有償・無償を問わない独占業務とされていることから、税理士の社会公共性に鑑み、経済的に資力の乏しい納税者に対する税理士業務の提供を法律上会則で定める事項として明記したものである。

これにより日税連は、会則第12章に税務援助に関する規定を設け、同第67条第2項の規定に基づいて、その具体的な実施の方法を定めたものが「税務援助の実施の基準に関する規則」（旧規則）である。

昭和63年12月30日に制定された消費税法の取扱いについて、税理士会では、税務援助の一環として、所得税の申告相談に伴い消費税の相談に応ずるが、簡易なものに限定することとした。

3 平成元年における規則の一部改正及び細則の制定

（※）この項目における記載は、平成元年改正の規則及び同年制定の細則に基づいている。

昭和55年に制定された規則は、その後の社会経済の進展や税務環境の変化等により実態との乖離が生じてきたため、その見直しを行うとともに、それまでの暫定取扱要領を「税務援助の実施の基準に関する細則」（旧細則）に改め、税務援助の実施体制の再構築を図った。なお、改正された規則及び細則の要旨は、次のとおりである。

（1）対象者の範囲

対象者は、税理士の関与していない小企業事業所得者及び各税理士会が援助の必要があると認めた者とし、個人類似法人で特別なものは、当分の間、対象者に含めることにした。

（2）対象者の選定基準

対象者の選定には、単に所得基準によらず、税務関連諸団体（以下「関連団体」という。）又は国税庁との協議により選定すべきであるとする考え方もあるところ、税務援助の趣旨及び会員の本来業務等を考慮し、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前をいう。以下同じ。）をもってその選定基準とした。

また、基準となる所得金額は、暫定取扱要領で200万円とされていたが、これは昭和49年に定められたものであり、その後の国民所得の推移や税務環境を考慮した結果、300万円に引き上げられた。

（3）税務援助の範囲

税務援助は、経済的に困難な者など、いわゆる小規模な納税者が自力で適正な申告が行えるよう指導することが趣旨であり、そのため、記帳から税務書類の作成までの指導、相談に限定

しているところである。

(4) 実施の方式

税務援助の実施方式として、税務指導所方式、協議派遣方式及び確定申告相談方式の三つの施策に分かれている。

確定申告相談方式は、本来の税務援助ではなく、その一環として位置付けられていたが、税務指導所方式、協議派遣方式にしても後から制度的な枠組みが与えられたものであることから、当該施策を特別に取り扱う必然性がないので、これら3方式を並列的な施策にしている。

(5) 確定申告相談方式における従事日数の制限

確定申告相談方式における税理士の従事日数は、各税理士会の事績報告によると拡大の方向にあるが、確定申告期の税理士業務に与える影響、税理士の年齢構成及び勤務税理士の増加等から、従事日数を現在以上に増やすことは困難な状況である。

そこで、当分の間、会員1人当たりの平均従事日数は、15日以内とした。ただし、既に15日を超えている場合等も考慮して、附則で「従前の事績を超えない範囲」と読み替えるものとしている。

(6) 単独契約の禁止

当該条項は、関連団体（指定団体）による税理士の個別契約、いわゆる「一本釣り」を禁止する目的で規定されているが、税理士会の秩序維持の観点から当然の規定といえる。したがって、関連団体（指定団体）の税務顧問に就任した場合、当該団体のみの顧問であれば問題はないが、税務顧問に就任した税理士が、当該団体の構成員に税理士業務を提供した場合、当該団体が税理士業務を行っていることとなり、これは税理士法第52条違反となり、綱紀事案となるので留意する必要がある。

4 平成3年の「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」の調印

商工会及び商工会議所（以下「商工会等」という。）の会員たる小規模納税者に対する税務援助は、従来、各々の団体において異なる趣旨で行われてきたため、対象者、指定税理士等基本的な認識に相違が生じ、必ずしも円滑に実施されているとはいえない面があった。

このため、昭和63年11月、通産省、中小企業庁による「消費税導入円滑化のための中小企業対策」の一環としての商工会等による記帳代行のオンライン化を契機として、日税連と中小企業庁及び全国商工会連合会（以下「全国連」という。）との協議が行われることとなった。

この協議は、以後3年間にわたり継続され、日税連としても中小企業問題対策室を設置するなど全会を挙げてこの問題に対処したところである。

その結果、平成3年5月27日、「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。⇒91頁参照）が調印された。

具体的には、指導対象者の所得基準を前年分の特典控除前 400 万円以内の事業者と特定し、これを超える事業者については、税理士会と商工会が協議を行い、当該事業者が自書申告するか又は税理士関与に移行するよう指導することとなった。

そのため本件に関し、中央における定期的協議のほか、各地域においても、税理士会支部と関係する商工会等並びに関係当局（税務署等）による定期的協議会を開催することが明記された。

なお、この申し合わせの取扱いについては、日本商工会議所においても中小企業庁の通達（平成 3 年 6 月 7 日付）を受けて、傘下各機関に周知することとされた。

その後の日税連の対応は、平成 4 年 3 月 26 日に「税務援助の実施の基準に関する細則」の一部改正を行ったほか、全国連との協議、都道府県商工会連合会・単位商工会とこれに対応する税理士会の機関との協議に関する連絡調整等が行われている。

5 平成 13 年における税理士法改正及び税務援助規則の改正

(1) 「税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定」の廃止

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第三章事業者団体第 8 条に抵触する虞があることから、「税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定」は、平成 14 年 3 月 31 日をもって廃止された。

これにより、税務援助の報酬（著しく低い報酬）について、報酬規定に定める報酬金額のおおむね 100 分の 20 を限度とする旨の旧細則の規定が改正された。

(2) 税理士法人の創設

経済取引の急速な国際化、電子化、情報化の進展に伴って、税理士に対する納税者等の要請が複雑化・多様化してきていることに対応するため、規制緩和の要請も踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度を確立する観点から、税理士の新しい業務形態として税理士法人制度が創設された（平成 13 年 6 月 1 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行）。

また、税理士法の改正に合わせて、社員税理士及び補助税理士（平成 26 年税理士法改正で所属税理士に名称変更）が税務援助に従事する際の税理士及び税理士法人に対する協力義務が新設された。

6 平成 16 年「新時代における税務支援のあり方」の制定

いままで税理士会が行ってきた税務に関する諸々の援助事業は、納税者に開かれた税務相談等の事業として 43 年以上の歴史と実績を持つものであるが、法が求める税務援助の対象者は、原則として「経済的理由を有すること」を絶対的要件とする小規模零細納税者と定義されていた。

しかし、当時の税務援助事業、特に確定申告相談においては、任意来所者（還付申告者等）が相

談会場の大半を占めているのが現状であり、この実態との乖離を埋める手段として、日税連は「確定申告相談に関する実施要領」で「還付申告者を当分の間、税務援助対象者に準じて取り扱う」こととして弾力的対応を講じた。

平成15年の消費税法の改正に伴い、課税売上高1,000万円を超える新たな小規模の課税事業者が当初150万人程度増加することが見込まれ、これらの事業者への対応が新たな課題として浮上することとなった。

また、社会経済の急速な多様化、複雑化、国際化の進展に伴い、業務独占資格士業には、国民各層から一層の利便性が要求された。

以上から、本会及び税理士会が行う援助事業が、真に税理士の社会的使命を果たすとともに税理士の独占業務を担保する制度として構築されるよう、これまでの税務援助事業のあり方を抜本的に見直す必要性が生じ、平成15年10月に「税務援助（指導）の本来的在り方に対する検討項目論点整理メモ（報告）～改正消費税への対応を踏まえて～」を取りまとめ、これを基に、平成16年12月「新時代における税務支援のあり方」を決定した（「新時代における税務支援のあり方」⇒109頁参照）。

この「新時代における税務支援のあり方」は、納税者の要請に応えるため、すべての税理士が税務支援に従事することを明記し、税理士法の定めにより実施する「税理士の社会公共性（税務援助事業）」と税理士会の自主的施策として実施する「税理士の社会貢献（税務指導事業）」の二つの事業を基軸として新たに構築された。

7 税務支援従事の「努力義務」から「義務化」への改正

平成17年4月、税務援助事業の抜本的見直しに伴う「新時代における税務支援のあり方」の決定を受けて、「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と会則を改正し、従来に従事するよう努めなければならないとしていた努力義務を義務化に変更した。

8 平成17年における税務支援規則及び細則の全面改正

（※）この項目における記載及び条文番号は、平成17年改正の規則・細則に基づいている。

平成16年に制定された「新時代における税務支援のあり方」を受けて、平成17年4月21日に会務執行規則の一部を改正し、税務指導対策部の名称（税務支援対策部に変更）及び所掌事項の変更と「税務支援の実施の基準に関する規則」（以下「規則」という。⇒52頁参照）の全面改正を行ったほか、平成17年1月12日に「税務支援の実施の基準に関する細則」（以下「細則」という。⇒55頁参照）を全面改正し、新時代における税務支援の実施体制が図られた。

なお、改正された要旨は、次のとおりである。

(1) 対象者の範囲（規則 2 条、同附則③）

対象者は、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）が関与していない小規模納税者及び各税理士会が地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者（例えば、小規模納税者以外の事業者、給与所得者、年金受給者等をいう。なお、確定申告相談方式においては、所得金額が高額な者又は収入金額の多額な者、相談内容が複雑な者などは除くことも考慮する。）とする。

(2) 小規模納税者の範囲（細則 2 条）

小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、前年所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前をいう。以下同じ。）が 300 万円以下の者とし、当該者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者とする。

(3) 税務支援の範囲（規則 3 条）

税務支援として実施する業務は、税務支援対象者が自力（自書）で適正な申告が行えるよう支援するのが趣旨であり、税務、記帳及び決算、税務書類の作成の相談と、各税理士会が必要と認める事務とする。

(4) 実施の方式（規則 5 条）

税務支援の実施方式は、確定申告相談方式、税務相談所方式、協議派遣方式の 3 方式とする。

(5) 確定申告相談方式における従事日数（細則 5 条）

確定申告相談方式における税理士の従事日数は、平成 15 年度の消費税法の改正（課税売上高の引下げ）及び平成 16 年度の所得税法の改正（老年者控除の廃止等）により、平成 17 年分の申告者が大幅に増加することを考慮して、税理士会の税理士である会員 1 人当たりの平均従事日数は、税務援助及び税務指導の日数の合計で 1.5 日を目安とする。

(6) 税理士会、支部等間の連携（規則 7 条、細則 10 条）

税務支援の義務化及び平均従事日数の増加に伴い、全会員に対する従事機会の提供並びに税理士会及び支部等間の従事日数の不均衡が生ずる場合において、その不均衡を是正するため、関係税理士会及び支部と協議して、税理士等を所属支部以外の地域において税務支援に従事させることができる。

また、所属支部以外の地域の支部において税務支援に従事するときは、支援先支部の支部長の指示を受けるものとする。

(7) 従事税理士の職責（規則 9 条、細則 11 条）

税務支援に従事する税理士等（以下「従事税理士等」という。）は、税理士に関する法令、日税連の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守し、自己の責任において税務支援に係る事務を遂行しなければならない。

(8) 税理士業務の受任（規則 10 条、「新時代における税務支援のあり方」第 2 税務指導五）

「新時代における税務支援のあり方」で、所得又は収入の高額な者、相談内容の複雑な者及び

申告書等の作成を希望する者については、その者の意思を確認・尊重したうえで、税理士等の関与に移行させることとしており、従事税理士等は、税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、これを受任することができるが、納税者の意思を尊重するよう留意しなければならない。

9 「公共調達に適正化」に伴う税務支援制度の再構築による平成21年の税務支援規則及び細則の改正

平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達の適正化について」は、公共調達は、競争性及び透明性の確保の観点から、一般競争入札が原則であり、国税庁は歳入官庁であるから、歳出予算の執行に当たっては、他省庁にも増して契約の公正性及び透明性の確保に取り組む必要があるとの政府の方針を発表した。

これを受け、平成19年9月26日に開催された日税連正副会長会において、平成18年から国税当局が行う委託事業という新しい事態が現出したことにより、現行の税務支援制度の枠組みで対応することが困難な状況になったため、現行の税務支援制度を抜本的に見直し、再構築案を検討するため、補助分掌機関として「税務支援制度の再構築に関するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）」を設置し、国税当局が行う委託事業の問題を検討することとした。

この後、平成20年5月12日付でPTから「税務支援制度の再構築について」（129頁参照）の具申がなされた。この具申の主な内容は以下の2点である。

- ① 国税当局からの税理士業務に係る委託業務のうち、税理士業務に該当する事業は税務支援の範疇とする。
- ② 税務支援制度を税理士会が自らの意思で実施するもの（独自事業）と、国又は地方公共団体ほか諸団体からの委託を受けて実施するもの（受託事業）に大別し再構築する。

この具申を受け、税務支援対策部では「税務支援の実施の基準に関する規則」及び「税務支援の実施の基準に関する細則」の変更案を作成した。

これらの経緯により、平成20年11月19日、日税連常務理事会において「税務支援の実施の基準に関する細則」変更案が、平成21年1月22日、日税連臨時総会において「税務支援の実施の基準に関する規則」変更案がそれぞれ可決成立した。

10 電子申告に関する相談等税務支援の範囲の拡大

平成21年4月に施行された税務支援の実施の基準に関する規則第3条（税務支援の範囲）において、第1項に「税務に関する相談、記帳及び決算に関する相談、税務書類に関する相談」に係る電子申告に関する相談の事務を加え、さらに、第2項に必要と認める場合は電子申告データの作成及

び代理送信の事務を新設した。

これは、税務支援対象者の電子申告及び代理送信に対しては、税務支援の枠組みで適切に対応する趣旨である。

なお、電子納税については、相談内容がその仕組み及び手続きであるため、各税理士会が策定する実施要領等において電子申告の相談の延長線を取り扱うこととする。

11 平成 26 年における税理士法改正に伴う会則及び税務支援諸規則の整備

平成 26 年の税理士法改正により、従来の「補助税理士」は「所属税理士」に名称が変更された。また、日税連はこの税理士法改正の要望事項として、税理士法における税務支援の従事義務の規定化を掲げていたが、これまでも会則において税理士会の自治として税務支援への従事義務を課していることから、税理士法改正に盛り込まれなかった。そこで、新たに会則において、税理士会から税務支援の従事要請を受けた会員は、病気療養その他正当な理由なく従事を拒否することができない旨の規定を確認的に追加することとした。この一連の改正を踏まえ、「税務支援の実施の基準に関する規則」及び「税務支援の実施の基準に関する細則」についても整合性を図るための所要の整備を行った。

Ⅲ 税務支援の事業

日税連は、平成 20 年度に規則、細則の変更を行い、税務支援事業を独自事業、受託事業、協議派遣事業に大別することにより再構築した。これにより従来の確定申告相談方式は廃止し、税務相談方式は独自事業に吸収し、協議派遣方式は協議派遣事業に変更した。

税務支援とは別掲体系図（12 頁）のとおり税務援助及び税務指導を総称したもので、税務援助とは「小規模納税者に対する税務支援」であり、税務指導とは「小規模納税者以外の者で本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援」をいう。また、その内容は独自事業（13 頁～参照）、受託事業（16 頁～参照）、協議派遣事業（18 頁～参照）の 3 事業から構成されている。以下、これらについて説明する。

なお、税務支援として実施する業務は、

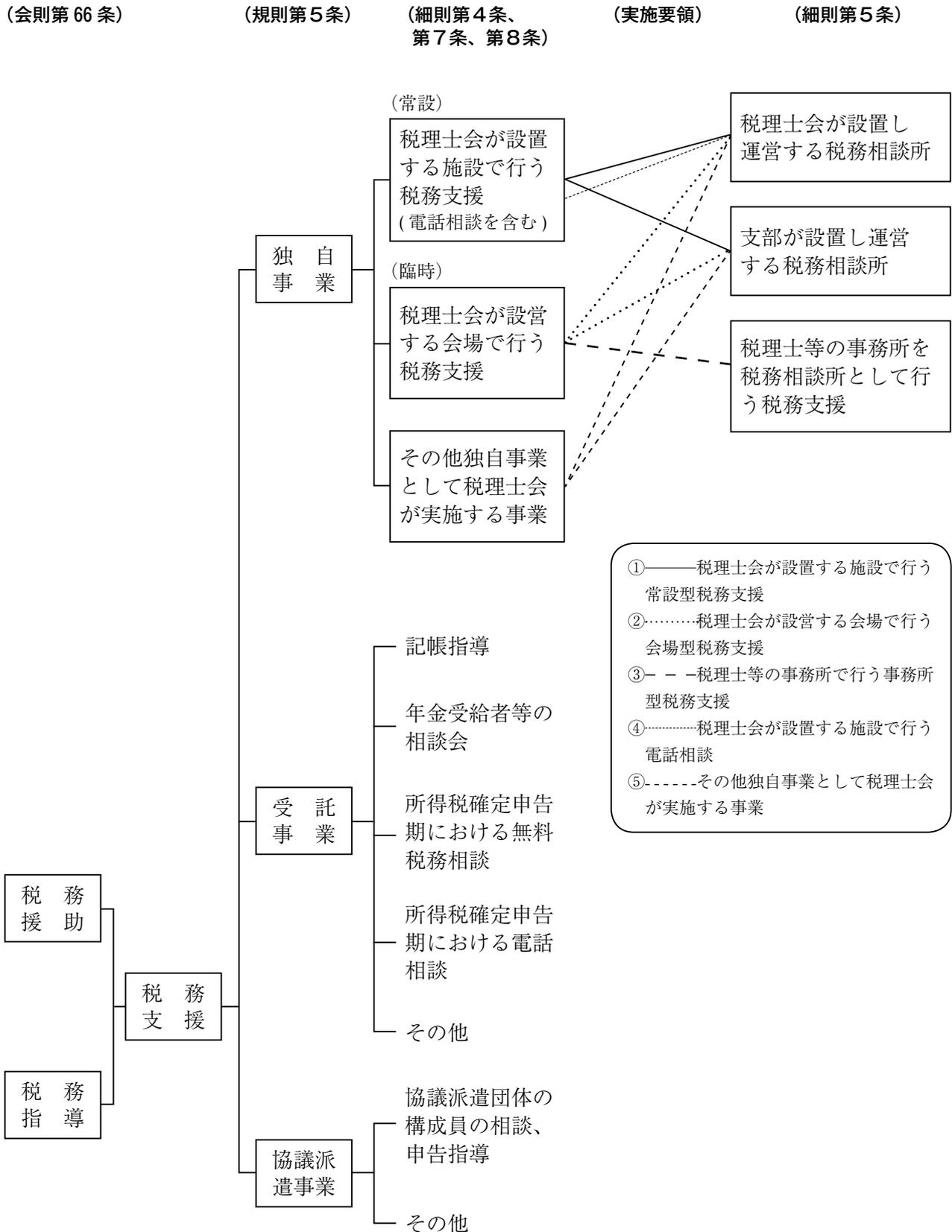
- （1）税務に関する相談
- （2）記帳及び決算に関する相談
- （3）税務書類作成に関する相談
- （4）前各号に係る電子申告に関する相談

と定めており（規則 3）、同第 2 項において、税理士会が必要と認める場合には、以下の 4 事務を加えることができるとしている。

- （1）会計帳簿の記帳代行
- （2）税務申告に係る決算代行又は決算書の作成
- （3）納税申告書その他税務書類の作成
- （4）電子申告データの作成及び代理送信

税務支援の体系

税務支援の体系は次の体系図のとおりである。



III 税務支援の事業

1 独自事業

独自事業は税理士会が税務支援対象者に対し広く税務支援業務を提供するために、税務支援を税理士会が自らの意思で実施するものである。したがって規則第5条第1項で税理士会が独自で主体的に実施するものと規定している。

確定申告無料相談は公募方式となった時点で税理士会が自主的・主体的に実施する事業ではなくなった。また、今後は国の予算が減少することも予想される。このような状況のもと、確定申告無料相談を中心に据えた独自事業の構築は極めて重要である。

(1) 意義・目的

独自事業としての税務支援は、法第49条の2第2項第九号（委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務）及び第52条（税理士業務の制限）並びに会則第66条（税務支援の実施）及び第67条（税務支援の実施の基準）の規定を踏まえ、税理士の社会公共的使命による社会貢献としての事業として、税理士会が主体的に実施することを通じて、広く国民に税理士制度に対する理解を深めることを目的とする。

(2) 種類

事業については、地域の事情を考慮し、また納税者の利便に資する目的であれば方法は問わない。ただし日税連会則第66条第2項に規定する会員への業務侵害が生じないように十分注意が必要である。

細則では、税務援助さらには税務指導を含めた税務支援業務の提供拠点すなわち税務支援を実施するための拠点・施設を税務相談所とした。

細則第4条では、これが恒常的なものか、臨時的なものかの観点から区分し、細則第5条ではこの税務相談所の設置・設営する区域・場所につき、税理士会の区域内はもとより支部の区域内にも設置・設営できるとした。また地域の実情その他を考慮し会員の事務所を税務相談所とすることができることとされた。

以上から細則第4条と第5条の組合せにより次のとおり独自事業の種類は整理される。

- ① 税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援
（細則4条一、細則5条①）
- ② 税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援
（細則4条二、細則5条①～②）
- ③ 税理士又は税理士法人の事務所で行う事務所型税務支援
（細則4条一～三、細則5条③）
- ④ 税理士会が設置する施設で行う電話相談
（細則4条一カッコ書き、細則5条①）

⑤ その他独自事業として税理士会が実施する事業

(細則4条三、細則5条①～③)

(3) 実施の細目

① 対象者

対象者の範囲は、税理士等が関与していない次に掲げる小規模納税者及び税務指導を必要と認める者とする。

ア) 「小規模納税者」とは、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の者をいう。また、その者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者をいう。

イ) 「税務指導を必要と認める者」とは、給与所得者及び年金受給者で税理士会が税務指導を必要と認める者のほか、税理士会が地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者をいう。

② 業務内容及び指導方法

ア) 独自事業としての税務支援の業務内容は、税務に関する相談、記帳及び決算に関する相談、税務書類作成に関する相談及びこれらに係る電子申告に関する相談とする。

イ) 税理士会が必要と認める場合は、アに掲げる事務のほか、会計帳簿の記帳代行、税務申告に係る決算代行又は決算書の作成、納税申告書その他税務書類の作成、電子申告データの作成及び代理送信を行うことができる。

なお、電子申告についてはその環境の整備、納税者本人の同意などに留意する。

また、指導に際しては他の税理士等の業務を侵害することのないよう特に留意しなければならない。

③ 実施期間

独自事業としての税務支援の実施期間及び実施時期については税理士会が定める。

④ 従事体制

ア) 独自事業としての税務支援のうち所得税確定申告期において実施する事業は、税理士会の会員全員が従事して実施する。またその他の期間においては、税理士会が定めた員数により従事して実施し、従事税理士等は、税理士会の会員から募集その他の方法により決定する。

イ) 独自事業としての税務支援のうち所得税確定申告期における税理士会の税理士である会員1人当たりの平均従事日数は、1.5日を目安とする。なお、受託事業で所得税確定申告期において実施するもののうち税理士会が必要と認めたものは、この日数に含むことができる。

ウ) 税理士会は、各支部間の従事日数に著しい不均衡が生じたときは、これを調整するための施策を講じる。

エ) 税理士会は、関係する税理士会及び支部と協議のうえ、税理士等を所属支部以外の地域において税務支援に従事させることができる。

⑤ その他

従事税理士の謝金の金額は、税理士会において定める。指導期間は2年と定め、この期間を経過した者については、対象者等と協議のうえ所要の措置を講ずる。

その他、秘密を守る義務や広報活動等の注意点については実施要領（61頁参照）に記載しているのを参照していただきたい。

(4) 種類別独自事業について

以下の独自事業の詳細については実施要領に記載しているので参照していただきたい。なお、実施要領は税理士会に共通する基本的事項をとりまとめたものであり、独自事業の実施に当たっては、税理士会の自主的な運営を尊重する。

① 税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援

常設型税務支援とは、税理士会が設置する常設の施設において実施する税務相談としての税務支援をいう。

相談は面談により1回30分程度を目安とし、相談に係る回答は、制度や法令の解釈についての一般的な助言にとどめる。

② 税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援

会場型税務支援とは、税理士会が所得税確定申告期に、期間・会場等を定めて実施する「確定申告相談」をいう。

なお、この会場型税務支援のなかには、確定申告有料相談が含まれ、その実施に際しての留意事項が実施要領に記載されている。特に有料相談の実施に当たって、税理士会は、会員の合意の確保、社会的反応等にも十分配慮し、慎重に実施する。

「税務支援制度の再構築について（具申）」（129頁参照）においては、納税者からの無報酬による税務支援は「税務相談」のみとし、申告書等の「税務書類の作成」に至る場合は有料とすべきであると提言している。ただし税務支援の趣旨に則り低額とする。

③ 税理士等の事務所で行う事務所型税務支援

事務所型税務支援とは、税理士会が所得税確定申告期に、これまで会場で行ってきた確定申告相談を、地域の特性等を考慮して、納税者の利便性に資する観点から、従事税理士の事務所で行うものをいう。

税務支援対象者に対する相談業務は無料で行うが、これら支援対象者に対する確定申告書等の税務書類の作成は低額で行うものである。

なお、同一の納税者に対する税務支援の期間は2年とし、この期間を経過した者については税理士関与への移行を含め、納税者の意思を十分尊重し所要の措置を講じる。

④ 税理士会が設置する施設で行う電話相談

電話相談とは、税務相談所等税理士会が設置する常設の施設において実施する独自事業としての電話による税務相談をいう。

電話相談の従事税理士等は、他の税理士の業務を侵害することのないように細心の注意を払わなければならない。

⑤ その他独自事業として税理士会が実施する事業

上記①～④に掲げる税務支援以外のもので、独自事業として税理士会が実施するものをいう。

2 受託事業

(1) 国税当局が行う委託事業について

① 経緯

これまでの「無料相談等」については、個々の税理士と税務署との間の随意契約、また実施に際しては税理士会支部と税務署との協議に基づき行われていた。

ところが、公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれることはあってはならないとする政府見解により、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公益法人等との随意契約の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）が取りまとめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考え方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として、随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が盛り込まれた。

そのため平成18年度より、公共調達については、原則一般競争入札とされた。

平成19年度から、一般競争入札に加え、日税連の主張を受けて公募（※）が導入された。その具体例としては「年金受給者等の相談会」（平成23年分の確定申告以降、公的年金等の収入金額が400万円以下の年金受給者に対する申告不要制度が実施されたので、委託する局は減少傾向にある。）、「所得税確定申告時期における無料税務相談」、「所得税確定申告時期における電話相談」等があげられる。

（※）「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

また、公募は、従来、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、他にいない場合がないとは言いきれないことから、委託に当たっての要件を明示したうえで参加者を募るものであり、競争性のある随意契約とされている。

② 対応

以下の理由により、国税当局が行う委託事業は、税務支援の枠内で捉えることが必要である。なお、受託に際しては、税理士会が自主的に判断してこれを行う。

ア) 税務支援とは、小規模納税者に対する税務援助事業と相俟って、総ての納税者の納税義務が適正に実現できるよう、税理士の社会貢献として、税務援助対象者以外の納税者で税

理士等の関与がない者に対し税務指導事業を実施し、以って納税者の利便性の向上に資するとともに、税理士制度の維持・発展を図る施策である。

イ) 国税当局が行う委託事業の一部には、実態として、確定申告書の作成指導などの税理士業務が含まれている。

ウ) 税理士法第2条及び第52条において、税理士業務は、有償業務のみならず無償業務までもが業務独占とされている。したがって、税理士等以外の者が税理士業務を行うことができない現行制度のもとでは、税理士等が委託事業に係る税理士業務を遂行することが必要である。

エ) 税理士等が、その受任を拒否することになれば、結果として、業務独占に対する批判又は「臨税」の許可の拡大を招く虞がある。

(2) 国税当局が行う委託事業に対する入札について

日税連及び税理士会は、税理士法に基づく特別法人（公益法人）であり、日税連及び税理士会が入札・受注し、その事業として行うことは、「税理士の社会的使命達成」という公益的目的にかなうものである。なお、受注した事業については、現行の税務支援の枠内で対応すべきである。

また、国の事業である以上、本事業についても「最小費用で最大効果」であることが求められる。会員の会費により事業を運営する税理士会は、他の民間事業者と異なり、本事業において経費以上の利潤を追求する必要がないため、税理士会が入札することは、より望ましい形であるといえる。

(3) 受託事業の内容について

① 受託事業の意義

受託事業とは、国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して実施するものをいう（規則5条二）。

その詳細は以下のとおりである。

ア) 入札（公募）を前提として、国又は地方公共団体が委託者となるものであり、税理士会以外の他の団体が応札し、これを税理士会に再委託するケースも含む。

また入札を前提としない、すなわち事前協議により随意契約する場合は、国又は地方公共団体が委託者であっても、これは「協議派遣事業」となる。

イ) 税理士業務に係る事業を対象とするため、税理士業務に関係ない部分は含まれない。

ウ) 税理士会が受託して実施するものとなっており、入札（公募）公告された委託事業を無条件に対象とするのではなく、税理士会が受託するか否かの判断が加わる。受託事業は、税務支援の範疇としてとらえ対応することとしており、規則・細則等の規定の制約を受けることとなる。具体的には公告された業務仕様書から、指導対象者や事業内容等について税務支援の範疇に入るものであるか否かを判断することとなる。

② 受託事業への従事義務

受託事業で所得税確定申告期において行うもののうち、税理士会が必要と認める場合には、税理士会の会員全員に従事義務が課されている（規則6条）。

また、税理士会は、税理士会が必要と認める以外の受託事業の実施に当たっては、原則としてその所属する税理士等のうちから、希望その他適宜の方法により選任した者（以下「指定税理士等」という。）に従事させ、又は派遣するものとする（規則6条②）。

③ 受託事業の種類

受託事業の種類は、記帳指導、年金受給者等の相談会、所得税確定申告期における無料税務相談、所得税確定申告期における電話相談、その他これらに準ずるものに区分される（細則7条）。

3 協議派遣事業

税理士会の税務支援事業は、税理士(会)の社会的責務を果たすために実施するもので、その目的は、小規模納税者の納税義務の適正な履行を援助して自立させることにある。このことは、小規模事業者の健全な育成を目指す関連団体の事業目的とも合致すると考えられる。

したがって、税理士会と関連団体は、その立場や役割に応じ相協力し、関連団体は「その本来の機関的能力（機能）」を、税理士（会）は「その職業的能力（職能）」をそれぞれ提供して、真に小規模納税者の期待に応え得る援助体制を確立することが、各団体に課せられた任務であり、社会的要請であるといえる。

税理士会としては、関連団体との協力関係をより一層充実させることにより職域侵害の未然防止に努めている。

細則では、国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体として、商工会等を、また、その他の団体として青色申告会、法人会、納税協会、日本税務協会、農業協同組合及び漁業協同組合をそれぞれ指定し、当該団体との協議に基づき指定税理士等を派遣して税務支援を実施するよう規定している。

派遣による税務支援とは、その団体が行う事業を援助することではなく、その団体の構成員に対して、指定税理士等が直接支援業務を行うことをいう。

（1）国若しくは地方公共団体への派遣

国若しくは地方公共団体が小規模納税者に対して行う支援業務に指定税理士等を派遣している。

（2）商工会等への派遣

税理士会は、全国連との申し合わせ（注参照）に基づき、商工会等が本来の目的として実施する小規模事業者対策事業に関連する税務指導の分野については、指定税理士等を派遣して支

援業務を行っている。

この申し合わせに基づく小規模納税者に対する指導（経営改善普及事業等の実施方針＜平成2年度＞Ⅱの4の（8）の事業、すなわち記帳継続指導対象者）は、各地域の実態を尊重するものとするが、原則として、前年分の所得金額（特典控除前）400万円以下の事業者を対象とすることにしている。

（注）平成3年5月27日付の申し合わせでは、日税連と全国連の定期的な協議のほか、都道府県又は市町村の段階においても、それぞれの地域の実情を勘案し協議を行うこととなった。また、税理士法施行令14条中「商工会」に関する了解事項、いわゆる四者協定において、商工会等の指導員が行う指導対象者の所得金額については、2年毎に協議のうえ見直すこととしている。

（3）その他の団体への派遣

① 青色申告会への派遣

いわゆる「三者協定」は、小企業納税者に税に関する知識を普及するとともに、記帳指導、決算書の作成指導、申告書の作成指導等申告納税制度の趣旨の実現に向け寄与するよう定められている。

税理士会は、この三者協定を踏まえ、税務支援規則に基づき指定税理士等を青色申告会へ派遣している。

② 農業協同組合及び漁業協同組合への派遣

平成20年度の細則変更により、指定団体として「農業協同組合」及び「漁業協同組合」が追加された。

これは、臨税廃止後の受け皿とすること、臨税を廃止した後の復活を抑制すること、農協及び漁協に関与している税理士に対し単独契約が行われないよう注意を喚起することを主眼に、税務支援の枠組みで対応することとしたものである。

③ その他の指定団体への派遣

上記以外その他の指定団体として、法人会、納税協会、日本税務協会が定められている（細則8条②）。

（4）指定団体の追加

細則に規定する団体以外にも、税理士会が地域の実情等を考慮して、指定団体を追加することができる。その場合は、派遣先団体の構成員のうち、税務支援対象者に対して指導を行う。（細則8条③）

（5）派遣の期間

同一の指定団体に対する派遣期間は、2年を超えることができないものとする（細則11条①）。また、上記の期間を超える場合は、指定団体と協議し、所要の措置を講ずる。（細則11条②）。

IV 税務支援に隣接する税理士会の事業

1 特設の会場で行う税務相談

日税連は、銀行、証券会社、保険会社及び不動産会社等（以下「銀行等」という。）が開催して行う税務相談については、会長示達（銀行等との間の「税務相談に関する基本的了解事項」の締結）に基づき運用してきた。

銀行等は、顧客サービスの一環として、税に関する講演会を開催し、節税ソフト、相続税シミュレーションソフトを使用して個別相談会を開催していた。

これらの税務相談は、その殆どは銀行等が主催者となり、不特定多数の納税者が相手となるため税理士法に抵触する虞があった。

これら銀行等からの税理士の派遣要請は、社会的ニーズの変化であり、これに応えるべく、平成元年6月「特設の会場で行う税務相談の実施に関する基本要綱、同取扱要領」を制定し対応することとなった。

しかし、政府・行政改革推進本部規制改革委員会は、平成11年7月30日「規制改革に関する論点公開」を公表し、その中で資格者同士の「自由な競争の制限の排除」を主張、税理士会に対しては「特設会場での税務相談の運営手続き」について取り上げられ、これが「競争制限的行為」と断定された。

その3日前の7月27日には、東京税理士会が公正取引委員会から「特設の会場で行う税務相談」に関し、特に、派遣税理士の選定方法、実施状況、開催の申し出の不受理、中止及び改善勧告事例のほか、選定会員に委嘱した申し出に対する注意喚起等について調査を受けた。

その後、公正取引委員会からの改善勧告（⇒104頁～108頁参照）に基づき、納税者の利便性を確保する観点から、平成12年6月7日「特設の会場で行う税務相談の実施に関する基本要綱、同取扱要領」（⇒66頁参照）を全面改正した。

改正後の同基本要綱は、銀行等からの税理士等の推薦依頼があった場合に関するもので、銀行等が推薦依頼を行わずに、税理士等を自ら委嘱して特設税務相談を行う場合は適用されない。

なお、特設税務相談に当たっての税理士等が行う業務は、税理士法第2条第1項第三号に規定する税務相談に限定される。

2 司法支援センター（通称：法テラス）との関連事業

税務支援事業は、税理士法第49条の2第2項第九号の定めによる税務援助及び税理士会が会則等において社会貢献と位置づけた税務指導を行うべき者に、その対象者が限定されるのに対し、「司法支援センター」（通称：法テラス）による相談事業は、必ずしも税務支援対象者とは限らない。

しかしながら、税理士法第52条（税理士業務の制限）による独占業務は、同法第2条（税理士の業務）のうちの税務相談に関しては、社会的ニーズから本来の税務支援を超えたサービスが求めら

れている。

言い換えれば、税理士法第 52 条は、税理士の持つ権利であると同時に、無償独占に基づく社会の要請に対して応える義務を持っている。

平成 16 年 6 月に公布された「綜合法律支援法」に基づき平成 18 年 5 月 1 日施行、同年 10 月 1 日に開設された司法支援センターは、法による紛争解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士その他の隣接法律専門識者のサービスをより身近に受けられる社会の実現を目指しているが、その関係機関に税理士会が含まれている。

また、相談分野の中に「税務、会計に関する問題」が含まれており、税理士会が対応することとなる。

日税連は、平成 18 年 7 月 18 日付で各税理士会に対しその対応を求めている。(⇒ 119 頁参照)

これらの事業は、その対象者が税務支援対象者とは限らず、相談内容についても多岐に亘ることを考えると、本来の税務支援事業とは言い難く、その隣接事業としての位置付けとなる。

なお、ここでも、税務相談のみに限られ、税務代理や税務書類の作成は行わない。

V 関係団体の事業

1 商工会等が行う経営改善普及事業

商工会は、昭和 35 年 5 月 20 日、小規模事業者の振興と地盤の強化を図ることにより、大企業との格差を是正し、もって国民生活の安定と地域振興に寄与することを目的とする「商工会の組織等に関する法律」の制定により組織化された。その後、昭和 36 年の同法改正により、商工会等の行う小規模事業者の経営改善若しくは技術の改善発展のための事業（いわゆる「経営改善普及事業」）の実施に要する経費等の国、都道府県の助成措置が追加された。

これより先の昭和 28 年 8 月、商工会議所法の施行により、全国の商工会議所は、中小企業相談所を設置し、小規模事業者に対する経営改善等の諸施策を既に実施していた。

平成 5 年に至り、「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改正し、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」が制定されるなど、商工会と商工会議所の事業の法改正による体系化が行われた。

経営改善普及事業の基本方針は、金融、税務、経理、経営、技術等に関し、主として巡回の方法により、常時小規模事業者に接し、相談及び指導の実施や研修会、講習会の開催を定めている。

〈参考〉

小規模事業者の定義（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条）

常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の商工業者

（1）記帳継続指導、記帳事務代行及び記帳機械化事業

経営改善普及事業の基本方針に基づき、商工会等は小規模事業者の記帳継続指導、記帳事務代行を経営指導員、記帳指導員等の職員により実施し、税務相談及び確定申告期における決算・申告書の作成指導等について税理士会に派遣を求め、記帳から決算指導に至るまでの一貫した指導体制で行っている。

税理士会は、税務支援規則や「申し合わせ」に基づき商工会等に税理士を派遣し、税理士の無償独占の維持・擁護を図るとともに、地域社会の要請に応え、商工会等による税理士の一本釣り及び税理士法第 52 条（税理士業務の制限）違反の防止を図り、税理士法の期待する秩序維持に配慮している。

この記帳継続指導における記帳事務代行の期間は、原則として 1 年を限度とされているが、昭和 49 年から開始した記帳機械化事業においては、「特に指導年限を設けない」と決定された。

これにより、公的助成金を受ける団体が、税理士業務を圧迫する虞が生じたため、平成 3 年 5 月 27 日、日税連と全国連は、「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」を調印し、共通の認識のうえで実施することとなり、この「申し合わせ」によって、商工会と税理士会は協議機関を設け、商工会の機能と税理士の職能との協調関係を図ることになった。

（2）いわゆる「臨税」（税理士法第 50 条関係）

昭和 47 年 2 月、税理士法施行令の改正により、商工会の指導員に対し、臨時の税務書類の作

成等（いわゆる「臨税」）の許可が与えられることになり、①当該商工会の地区内に税理士事務所が皆無であること、②当該商工会と最寄りの税理士事務所との距離が概ね 20 キロメートルを超えるものであること、③5年以上経営改善普及事業に従事している経営指導員が常勤している商工会であること等の条件の下に国税庁、中小企業庁、全国連及び日税連との了解事項（四者協定）が成立し、毎年地域の商工会と税理士会との協議を経て、経営指導員にいわゆる「臨税」の許可が与えられている。

なお、交通事情の変化、税理士事務所の増加などにより、「臨税」申請条件の見直しが必要ではないかとの意見もある。

2 青色申告会等が行う決算指導事業

昭和 25 年青色申告制度の創設に伴い、青色申告の普及、啓蒙及び記帳技術の向上、指導を目的として、東京都各地域に青色申告書を提出する個人の小規模事業者により青色申告会が結成された。昭和 30 年 10 月、全国 484 税務署管内 1,737 会、会員数 20 万人の全国青色申告会連合会が創設され、現在では全国に約 3,000 の単体会があり、約 105 万人の会員を擁している。

昭和 38 年に青色申告会は、税理士法第 50 条の「臨税」付与に向け運動を開始し、政府の税制調査会等に税理士法の改正を求める働きかけを行ったが、全青色、日税連及び国税庁との、いわゆる「三者協定」の締結を見るに至り、記帳から決算申告まで一貫した指導体制を確立することになった。

この三者協定に基づき税理士会は、税務支援の施策のうち、協議派遣方式により指定税理士等を派遣し、税理士の職能を提供することにより、小規模事業者に対する税務支援を実施することになった。

また、青色申告会の地方組織を見ると、青色申告会として独立して事業を行っている場合や商工会の中の青申部会として併設されている場合等多様な状況である。

税理士会各支部と地域の青色申告会の友好、提携状況は必ずしも一様ではないが、上記税務支援のほか、支部は税務に関する講習会等に講師を派遣するなど協調関係を維持するよう努めているところである。

一方、一部の青色申告会において、行き過ぎた加入勧奨や税理士関与の納税者に対する記帳確認を行うなど税理士の職域を侵害する行為が出ているとの批判がある。地域の税理士会各支部によっては、青色申告会の役員に支部所属税理士を就任させるほか、定期的に両会が協議会を開催し、あるいは三者協定を踏まえ、税務署を加えた協議会を開催するなど協調関係の維持を図りつつ税理士法違反の防止に配慮している。

平成 4 年から、東京国税局管内の青色申告会をはじめとして社団法人化の動きが見られたので、各税理士会は、理事会等で基本方針を策定し、協定（いわゆる「二者間協定」⇒102 頁参照）の締結等により対応している。

これらの基本方針や二者間協定は、いずれも三者協定の基本理念を踏まえ、税理士法違反のないよう、青色申告会の機能と税理士の職能に応じ相協力し、小規模納税者のための税務支援を行うものである。

これらを受け、平成10年7月3日、日税連と全青色とのトップ会談が行われ両団体の協調関係を確認した。

3 青色申告会との二者間協定

青色申告会は、小規模納税者の納税道義の高揚及び納税知識の普及等啓蒙活動を積極的に行い、申告納税制度の健全な発展を図ることを目的とした任意の納税者団体として活動しているが、近年、公益性の理念を実現するため、全国的に社団法人化を進めている。

日税連は、税務支援事業の一環として、協議派遣方式により支部と地区青色申告会との協議に基づき、支部が指定税理士を当該地区青色申告会に派遣することにより税務支援を実施している。これは、三者協定に基づく施策でもあり、具体的には①小規模納税者に対し、記帳から申告まで一貫した税務支援を行うための協議会の設置、②青色申告制度の向上と適正納税実現のための税務知識の普及、自主記帳の推進活動を青色申告会の機能として行う、③税理士は、税理士法第2条の業務を行うことにより税理士の職能をもって協力し、当該業務は税理士以外の者が行えないことを意味している。

このように三者協定が現存するにもかかわらず、二者間協定が浮上してきた経緯については、地区青色申告会の社団法人化の認可条件としての行政指導が行われたことによる。

この行政指導による二者間協定の原案の基本的スタンスは、モデル様式（102頁参照）とほぼ同一であり、青色申告会との協調関係を維持発展するために必要とされる内容であった。

地区青色申告会が社団法人化許可申請を行うに際し、支部と地区青色申告会が、二者間協定の締結の是非と締結する場合の留意事項を求める照会が各单位税理士会から寄せられてきたため、検討を行った結果、日税連税務支援対策部は、協定書のモデル様式を制定することとした。

この二者間協定の趣旨は、青色申告会の機能と税理士の職能を再認識し、三者協定をより具体化した内容とし、支部と地区青色申告会の一層円満な協調関係を構築し発展させようとするものである。

4（財）日本税務協会が行う記帳指導等事業とその方向性

（1）（財）日本税務協会の経緯等

（財）日本税務協会は、納税者に対し税に関する知識の普及・向上を図ることを目的に、昭和19年に財団法人として設立された。

(財)日本税務協会では、国税庁の委託を受けて全国の主要都市に相談所を設け、税に関する相談、小規模事業者に対する記帳指導、税務知識の普及や税に関する講習会の開催、広報及び図書の出版等を事業として活動してきた。

(2) 記帳指導等の内容

- ① 個人青色申告者の記帳指導については、商工会等の指導体制が不十分な地域の小規模事業者で、主として新規青色申請者及び前年度から引続き指導を必要とする者等を対象とするが、記帳代行は原則行わない。指導方法は、税理士が特定の納税者を年4回にわたり継続して分担指導する固定分担方式（実績方式）と集合個別指導方式や臨戸指導方式があり、地域の実情により協議のうえ実施してきた。
- ② 法人の記帳指導制度は、個人類似の小規模な法人のうち、記帳指導を受けることを確認された者に対して指導する。

(3) 平成17年度以降の事業

(財)日本税務協会においては、平成17年度を以って国税庁の委託が終了し、その中核であった事業が消滅することになった。そのため、従来の委託事業に代わり、同協会の設立目的に適う新たな事業を展開するものと思われる。

- (注) なお、日本税務協会が平成17年度をもって国等から補助金等の交付を受ける団体ではなくなった。その結果、旧細則第7条（指定団体）①に該当しなくなったため、日税連としては、同協会を同条②に移行することにより、従来と同様指定団体とし、今後も協力できる体制をとっている。

VI 今後の課題

1 独自事業の充実

平成18年度から、国税当局の行う委託事業という新しい事態が現出したことにより、従来の税務支援制度の枠組みで対応することが困難な状況になってきたことから、「税務支援の実施の基準に関する規則」及び「税務支援の実施の基準に関する細則」を一部改正し、従来の実施方式から独自事業、受託事業、協議派遣事業に区分し、新たな税務支援の事業としたところである。

しかしながら、現在の税務支援事業は、数的に受託事業がその基幹を支えており、ここ数年、独自事業の顕著な伸びは見られない。

税務支援における本来的な社会貢献の形は独自事業であることは言を俟たず、現今の国の財政事情を勘案すれば、将来的に受託事業の増加は見込めないことも明らかである。

したがって、税務支援を通じて、税理士の社会公共的使命を果たし社会に貢献することが、とりもなおさず税理士業務の無償独占を担保し、税理士制度を維持発展させることに繋がることを全会員が認識して、これらの独自事業を多角的に見直し検討し、数、内容ともに充実させることが急務である。

2 所得税確定申告期における会員の従事義務

改正された「税務支援の実施の基準に関する規則」において、特に所得税確定申告期における独自事業及び受託事業のうち税理士会が必要と認めたものについては、会員全員が従事することにより税理士の社会公共的使命の履行と社会貢献活動を通じて国民の税理士制度への理解を深めてもらうこととしている。

税理士会においては、税務支援の意義について、会員に対して理解を求め、より一層の積極的な参加を促すべきである。

3 税務支援と電子申告との関係

電子申告が国の電子政府構想の中核に位置付けられ、税理士が納税者に対する電子申告の普及推進に資するために、電子申告及び代理送信に対し税務支援の枠組みで適切に対応する趣旨で、電子申告に関する相談及び必要と認める場合には電子申告データの作成及び代理送信を行うことができることが税務支援の範囲に加えられた。そこで、税理士の使命を踏まえ、税理士業務の無償独占性を担保する観点からも税務支援として積極的にこの電子申告の普及推進に取り組むべきである。また、電子申告を利用した納税者の自立化を促すことも今後の課題である。

4 税務支援と税理士の損害賠償責任

近年、納税者の権利意識の向上等、税理士に対する専門化責任の追及による損害賠償に関する争訟事案が増加傾向にある。税理士業務の遂行上、顧客等に財産上の損害を与えた場合、税理士が法律上損害賠償責任を負うことは判例の示すところであり、税務支援として商工会等へ派遣された場合、また、独自事業に従事した場合等、税理士の誤指導による納税者の損害に対する責任は回避できない。

日税連としては税理士の損害賠償責任を担保する方策として、税理士職業賠償責任保険への加入を推進しているところであるが、任意加入のため、まだまだ加入割合が向上していないのが現状である。税理士会においては派遣税理士及び従事税理士への加入促進を進めるべきであり、また、税務支援事業を対象とした損害賠償保険の制度設計を保険会社と協議すべきである。

5 商工会等が行う経営改善普及事業との関係

商工会等の会員たる小規模納税者に対する税務援助は、対象者、指定税理士等をめぐって、税理士会と商工会等双方の対象基盤等に相違が見られたため、これを共通の認識で行うよう日税連と中小企業庁及び全国連が協議し平成3年5月27日「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」が調印され、その後日税連は、平成5年4月21日「商工会との『小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ』記2の(2)に定める経過措置の具体的対応について」を、また、平成7年1月19日「商工会等の協議の推進方について」を各税理士会に示達した。

これに基づき、税理士会(支部)と都道府県商工会連合会(単位商工会)との定期的な協議は行われるようになってきたが、「申し合わせ」の趣旨の徹底や税理士関与の状況は、地域により差異が見受けられる。なお、商工会等が行う経営改善普及事業のうち、記帳指導や記帳代行は直ちに税理士法違反に繋がるものではないが、その延長として税務書類の作成や税務相談さらに電子申告もあるため、税理士会としては引き続き注視する必要がある。

税理士会(支部)は、派遣する指定税理士等の中に税務支援についての意義を十分理解していない税理士もいることを踏まえ、税務支援の趣旨の徹底を喚起する必要がある、さらに、商工会等の中には派遣された指定税理士等を雇用しているとの誤った認識から、都合の良い税理士を要請するケースも見られる。また、派遣を受け入れれば申告書等を経営指導員が作成しても良いとの誤解があり、結果としていわゆる「一本釣り」の問題が発生する虞もある。税理士会(支部)としては、派遣する指定税理士等に税務支援の趣旨の徹底を図り、指定税理士等を交替制にするなど「一本釣り」を防止する措置を講ずるべきである。

また、商工会等会員に対する税理士による電子申告代理送信の依頼に対しては、税理士法違反の未然防止のためにも協議派遣事業として指定税理士等を派遣すべきである。

6 青色申告会との関係

昭和 38 年 10 月 30 日に締結された全青色、日税連及び国税庁との、「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項（三者協定）」に基づき税理士会は税務援助の施策のうち、協議派遣方式により指定税理士等を派遣し、税理士の職能を提供することにより、小企業納税者に対する税務援助を実施した。また平成 4 年からの青色申告会の社団化の動きにより、青色申告会の機能と税理士の職能を再確認し、三者協定をより具現化した内容とした。なお、支部と地区青色申告会の一層円満な協調関係を構築し発展させる二者間協定を締結することにより、小企業納税者に対する税務指導において、日税連及び全青色は、その組織を通じ、税理士の職能と青色申告会の機能に応じて相協力し記帳、決算から申告に至るまでの一貫した指導を実施することとした。

今後も青色申告会が税理士法に抵触することのないよう、その未然防止のために、また、青色申告会会員に対する税理士による電子申告代理送信の依頼に対しても、三者協定及び二者間協定の趣旨を十分に踏まえ、協議派遣事業として支部は地区青色申告会に指定税理士等を派遣すべきである。

7 農業協同組合及び漁業協同組合との関係

平成 20 年度の規則・細則の改正により農業協同組合及び漁業協同組合を協議派遣団体に追加した。

これは、従来、農業協同組合及び漁業協同組合は国の補助金を得て納税者を指導する事業を実施する団体とはいえないので指定団体とはしていなかったところであるが、平成 20 年度の改正により、税務支援を農協及び漁協に対する臨税の廃止に向けた受け皿、臨税を廃止した後の復活の抑制、また農協及び漁協に関与している税理士に今後は税務支援で対応することとなる旨の注意を喚起することを主眼に、指定団体に追加して税務支援の枠組みで対応することとした。そこで、日税連において今後全国農業協同組合中央会及び全国漁業協同組合連合会との協議を通じ、税務支援への理解を求める必要があり、税理士会（支部）においても地域農協及び漁協と協議を行い、同様の理解を求める必要がある。

Ⅶ 質疑応答 (Q & A)

1 概要

Q1 このQ&Aの性格・趣旨を教えてください。

A このQ&Aは、「税務支援制度ガイドライン」(平成18年12月25日発行)所収のQ&Aについて、平成20年度において、「税務支援の実施の基準に関する規則」(以下「規則」という。)及び「税務支援の実施の基準に関する細則」(以下「細則」という。)が一部変更され、平成21年度において「独自事業に関する実施要領」(以下「実施要領」という。)が新たに制定されたことから、税務支援制度全般に関する解説はもとより、諸規則の見直しの経緯及び個別規定の解釈等を平易に示すことにより、各税理士会において、税務支援事業を円滑に実施するに当たっての参考に供するために作成したものです。

なお、平成26年度から平成27年度にかけて会則・規則等の見直しを行ったことを受けて、その内容についても解説しています。

Q2 税理士会が行う税務支援とは何ですか。

A 日税連の会則及び規則等という税務支援とは、税理士の社会的責務に立脚した施策ですが、平成17年4月の会則改正により「新時代における税務支援のあり方」として「税理士の社会公共性(税務援助事業)」と「税理士の社会貢献(税務指導事業)」の二つの事業を基軸として新たに構築された事業をいいます。

税理士業務(税務代理、税務書類の作成、税務相談)は、有償、無償を問わず税理士以外は行うことができない職業上の業務独占が与えられています。

税理士の社会公共性に鑑み、通常の税理士報酬を支払う能力に乏しい小規模納税者に対して税理士業務の無償又は著しく低い報酬での提供を、会員全員が行うよう、税理士法に基づいて税理士会会則の絶対的記載事項として規定されたのが税務援助事業です。

また、上記税務援助事業対象者以外の納税者で税理士会が地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者に対して税理士業務の無償又は低額での提供を税理士の社会貢献事業と位置付け、併せて納税者の信頼関係の醸成と税理士制度の普及・発展を図ることを目途に施策しているのが税務指導事業です。

したがって、税理士の社会公共的使命を達成するため、日税連会則に定める税務支援規定、会則等遵守規定により、全会員が税務支援事業に従事しなければなりません。

なお、「国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して行うもの」(受託事業)についても、税務支援の枠組みで対応するため、平成20年度で規則・細則の一部を変更したところです。

Q3 国税当局の行う委託事業に対し、日税連はどのように対応したか教えてください。

A 税務援助制度は、昭和55年10月、税理士法第49条の2第2項第八号(現行第九号)に基づき創設され、その後、平成17年4月に税務援助制度を改正し、税理士の社会公共性に基づく税務援助と税理士の社会貢献のための税務指導の二事業を基軸にした「税務支援制度」として整備されました。

しかし、平成 18 年度から、国税当局の行う委託事業という新しい事態が現出したことにより、現行の税務支援制度の枠組みで対応することが困難な状況になってきたことから、現行の税務支援制度を抜本的に見直し、再構築案を検討するため、平成 19 年 9 月 26 日、補助分掌機関として「税務支援制度の再構築に関するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）」が設置されました。

この PT においては、①国税当局の行う委託事業に対する基本的な考え方、②税務支援制度の抜本的見直し及び新たな納税者援助体制の再構築案について検討し、当該検討結果を平成 20 年 5 月 12 日付で具申しました（要旨下掲のとおり）。

- 国税当局の行う委託事業（記帳指導、年金受給者等相談会、確定申告期の電話相談、無料税務相談）のうち、税理士業務に該当する事業は税務支援（会則 66 条①二）の範疇とする。
- 年金受給者や給与所得の還付申告者等については、税務支援規則第 2 条第二号で限定的に規定する。
- 電話相談については、あらかじめ対象者を限定することが困難であるが、相談内容も一般的であることから、税務支援対象者とみなした新たな枠組みについて検討する。
- 国税当局の行う委託事業については、税理士会が統一的な受け皿となって積極的に応札する。
- 税務支援制度の再構築案として、税理士会が自らの意思で実施するもの（独自事業）と、国又は地方公共団体ほか諸団体からの委託を受けて実施するもの（受託事業）に大別する。
- 日税連は、確定申告無料相談を中心に据えた独自事業の構築を早期に検討する。

この具申を受け、税務支援対策部では「税務支援の実施の基準に関する規則」及び「税務支援の実施の基準に関する細則」の変更案を作成しました。

これらの経緯により、平成 20 年 11 月 19 日、日税連常務理事会において「税務支援の実施の基準に関する細則」変更案が、平成 21 年 1 月 22 日、日税連臨時総会において「税務支援の実施の基準に関する規則」変更案がそれぞれ可決成立しました。

Q4 規則の主な変更点は何ですか。

A 平成 20 年度の規則改正では、以下の改正が行われました。

- 規則第 3 条（税務支援の範囲）については、電子申告及び代理送信に対し税務支援の枠組みで適切に対応する趣旨で、「前各号に係る電子申告に関する相談」（3 条①四）及び「電子申告データの作成及び代理送信」（3 条②四）を新設しました。
- 規則第 5 条（税務支援の事業）については、税理士会が独自で主体的に実施するもの（独自事業）、国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して実施するもの（受託事業）及び国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは税理士会が指定する団体との協議に基づき実施するもの（協議派遣事業）に区分することとしました。
- 附則について、①税理士等の事務所を税務相談所とする根拠として細則第 4 条第 2 項を新設したことから第 2 項を削除し、②特別な事情を有する小規模な法人に対する税務支援は、その役目を終えたものと考えられるため第 3 項を削除しました。

- このほか、「電子納税」については、その「仕組み」及び「手続」に関する相談内容が殆どであることが予想されるため、各税理士会が策定する実施要領等において、「電子申告に関する相談」の一環として取り扱うこととしました。

また、平成 27 年の改正では、以下の改正が行われました。

- 規則第 5 条の税務支援の事業について、税理士会だけでなく日税連が実施するものも追加しました。これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被災者への対応として、日税連と税理士会が共催で独自事業として無料税務相談を実施したことから実態に即して見直しました。
- 会則において、税理士会から従事要請があった場合には、正当な理由なくこれを拒むことができない旨を確認的に追加したことを受けて、正当な理由を明確にする趣旨で、規則第 7 条として従事の免除申請要件について新設しました。

Q5 細則の主な変更点は何ですか。

A 平成 20 年度の細則改正では、以下の改正が行われました。

- 第 4 条（独自事業）について、税務相談所を恒常的なもの（第一号）と臨時的なもの（第二号）の観点から区分しました。そして、電話相談を「税理士会が設置する施設で行う税務支援」（第一号）に包含できることから、同号に「（電話相談を含む。）」を規定しました。
- 第 5 条（税務相談所）について、税理士会の区域内はもとより支部の区域内にも税務相談所を設置することができることとしました。また、会員の事務所を税務相談所とすることができる旨の規定を第 3 項に新設した関係で現行規則附則第 2 項を削除することとしました。
- 第 6 条（実施要領への委任）について、独自事業に関する実施要領への委任規定を独立して規定しました。
- 第 7 条（受託事業）について、規則第 5 条第二号に規定する受託事業の種類として、①記帳指導、②年金受給者等相談会、③所得税確定申告期における無料税務相談及び④所得税確定申告期における電話相談としました。
- 第 8 条（協議派遣事業）について、規則第 5 条第三号の規定によるその他の団体で、本会が指定する団体に農業協同組合（第四号）及び漁業協同組合（第五号）を追加しました。

この趣旨は、①臨税の廃止後の受け皿とする、②臨税を廃止した後の復活を抑制する、③農協・漁協に参与している税理士に対し単独契約が行われないよう注意を喚起する（規則第 12 条：単独契約の禁止）ことを主眼に、税務支援の枠組みで対応することとしたものです。

【参考】規則第 12 条（単独契約の禁止）

税理士等は、この規則の定めによらないで、第 5 条第三号に規定する団体等から税務支援に関して委嘱を受けてはならない。

また、平成 27 年の改正では、以下の改正が行われました。

- 第 7 条（受託事業）について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、被災者に対する無料相談が通常の確定申告期無料相談とは別に公募に付されたという実態に即し、「その他前各号に準ずるもの」を追加しました。

- 規則第7条に従事義務の免除要件を追加したことに伴い、第12条から第15条に従事義務の免除に関する諸手続を明記しました。

Q6 税理士業務の制限と税務支援の関係はどのように考えればいいのですか。

A 税理士法第52条に、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と定めています。これは、必ずしも有償であることを要しないことから、いわゆる「無償独占」といわれているものです。税理士は自由業であり、委任契約を締結するか否かも自由です。つまり、受任の自由も同時に持ち合わせています。

しかしながら、税理士法が税理士以外の者に税理士業務を行わせないこととし、そのうえ税理士が受任は自由と主張すれば、税理士報酬を支払う能力に乏しい小規模納税者等が疎外される虞があります。

権利があれば義務があることは当然であり、このことから小規模納税者等に対する税務支援事業は無償独占を担保するために必要な事業です。

2 独自事業

Q7 「独自事業」について教えてください。

A 「独自事業」とは、税理士会が独自で主体的に実施するもの（規則5条一）をいい、具体的には、①税理士会が設置する施設で行う税務支援（電話相談を含む。）、②税理士会が設営する会場で行う税務支援、③その他独自事業として税理士会が実施する事業（細則4条）に区分されています。

また、日税連が平成21年6月4日に制定した「独自事業に関する実施要領」において、①税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援、②税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援、③税理士等の事務所で行う事務所型税務支援、④税理士会が設置する施設で行う電話相談、⑤その他独自事業として税理士会が実施する事業の計5類型を示しています。

Q8 「独自事業に関する実施要領」の概要について教えてください。

A この実施要領は、細則第6条に基づき、税理士会が「独自事業」として税務支援対象者に対して広く税務支援業務を提供するため、その実施に関し、税理士会がその細目を定める場合に参考とすべき事項を示したものです。

この実施要領は、平成21年6月4日の常務理事会で議決され、同日で施行されています。

「独自事業」の種類としては、

- 税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援（細則4条一、5条①）
- 税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援（細則4条二、5条①②）
- 税理士等の事務所で行う事務所型税務支援（細則4条一～三、5条③）
- 税理士会が設置する施設で行う電話相談（細則4条一カッコ書、5条①）
- その他独自事業として税理士会が実施する事業（細則4条三、5条①～③）

に区分しています。

なお、実施の細目（総則規定）としては、対象者、業務内容、指導方法、実施期間、従事体制、謝金、秘密を守る義務、広報活動及び改廃について規定しています。

Q 9 「税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援」の概要について教えてください。

A 常設型税務支援とは、税理士会が設置する税務相談所において、いわば常設・恒常的に行う税務支援をいいます。

税理士会は、税務相談所をその区域内に設置・運営するほか支部の区域ごとに設置し、当該支部をして運営に当たらせることができるほか、複数の支部をもって1カ所の相談所を設置することもできます。

なお、相談は、面接相談とし、面談の時間は、1回30分程度を目安としています。

Q 10 「税理士会が設置する施設で行う電話相談」の概要について教えてください。

A 電話相談の業務内容は、電話による税務に関する相談及び会計に関する相談とし、相談事項に係る回答は、制度や法令の解釈についての説明や一般的な助言にとどめることとします。

なお、電話による相談者が面接による相談を必要とする場合は、税理士会が設置している「面接による税務相談所」へ誘導することとなります。

また、電話相談の実施場所、実施期間、従事体制等については、税理士会が定める方法によります。

Q 11 「税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援」の概要について教えてください。

A 会場型税務支援とは、税理士会が所得税確定申告期に、期間・会場等を定めて実施する「確定申告相談」をいい、確定申告無料相談と確定申告有料相談に区分されます。

なお、税理士会は、確定申告相談を実施するに当たり、税務支援対象者数の把握、税務相談所における確定申告書の取扱い等について、必要に応じ、事前に国税当局と協議することとしています。

(1) 確定申告無料相談

税理士会は、会場型税務支援を有効かつ効率的に実施できるよう、税務支援対象者数等の的確な把握に努めるほか、税務相談所で取り扱う確定申告書には、確定申告無料相談所取り扱いの表示をすることとしています。

確定申告無料相談の実施場所は、納税者の利便性等を考慮して、地方公共団体の施設その他税務支援の実施にふさわしい会場を選定するほか、税理士会が設営する税務相談所において、期間等を限定して会場とすることもできます。

(2) 確定申告有料相談

税理士会は、確定申告有料相談を実施するに当たっては、会員の合意の確保、社会的反応及び税務関連団体との関係にも十分配慮し、慎重に実施することが必要です。

対象者は、税務支援の対象者のうち、有料相談を希望する者としています。

有料相談の実施場所は、税理士会が独自に設営した相談会場に限定するものとし、無料相談会場とは別の場所に設営することとします。

相談会場で作成した確定申告書には、「〇〇税理士会有料相談所」の扱いの表示をするとともに、

従事税理士等が署名・押印します。

Q 12 会場型税務支援での確定申告有料相談を行う場合の報酬の額につき、実施要領では従事税理士と対象者との間で個別に協議して定めるとありますが、税理士会が予め決定しておくことは問題ありますか。

A 報酬の金額は従事税理士と対象者が個別に協議して定めることが原則ですが、会場での実施の規模・期間が限定的で、報酬の金額が会場の運営費や広報費等の実費にも達しない程度の低額で統一して行う場合は、むしろ金額を明示することにより無用の混乱を避けることができると考えられるため問題はないと思われませんが、業務侵害が生じないよう配慮し、かつ地域の公正取引委員会とも協議し、慎重に対応することが必要であると考えます。

Q 13 「税理士等の事務所で行う事務所型税務支援」の概要について教えてください。

A 事務所型税務支援とは、税理士会又は支部が所得税確定申告期に実施してきた確定申告相談を、地域の特性等を考慮して、納税者の利便性に資する観点から、従事税理士等の事務所で行うものです。そもそも税理士会は、税務支援を実施するための施設（税務相談所）をその区域内のほか、支部の区域ごとに設置することができます。また、税理士会は、個々の税理士事務所を税務相談所とすることができることが細則に規定されました（細則5条③）。

これにより、「独自事業」として税務支援を実施する場合は、既存の税務相談所のほか、税理士事務所においても行うことが可能となり、地域によっては、一層の納税者利便に配慮した施策となったものといえます。

なお、「独自事業」については、規則で「税理士会が独自で主体的に実施するもの」（5条）と定義し、これを受け、細則で「（1）税理士会が設置する施設で行う税務支援（電話相談を含む）、（2）税理士会が設営する会場で行う税務支援、（3）その他独自事業として税理士会が実施する事業」（第4条）と規定しています。

細則第5条第1項では、税務支援を実施するための施設として税務相談所を規定し、細則第4条第一号は、このうち、恒常的・継続的な施設で行う税務支援を示しています。税理士会が認めた場合は、税理士事務所においても当該税務相談所として取り扱うことができます（細則5条③）。

また、同条第二号は、税理士会が期間限定的・臨時的な会場（例：公共施設、民間施設等）を確保し、当該会場で確定申告期における無料税務相談等の税務支援を行う場合を想定しており、事務所型税務支援は、同号に規定する「税理士会が設営する会場」や「その他独自事業」（細則4条三）を行う場合における会場として活用することも可能であると考えています。

なお、当面の間、確定申告期における対応を実施要領では規定しています。

ところで、事務所型税務支援を行うに当たっては、会員が不測の事態に遭遇する可能性もあるため、実施に当たっては、十分留意する必要があります。

Q 14 「その他独自事業として税理士会が実施する事業」の概要について教えてください。

A 実施要領では、税理士会が独自事業として実施する税務支援として、常設型、会場型、事務所型及び電話相談のほか、これら以外の税務支援も行うことを認めています。

今後、各税理士会において、「独自事業」を積極的に実施していく過程で新たな税務支援事業を実施する必要がある場合は、独自事業の範疇で対応することとなります。

Q 15 税務支援事業のうち確定申告期に行う有料相談については、どのように考えたらいいのですか。

A 税理士会が行う確定申告期の税務支援の内容は、実施要領に定めてあるとおり、所得の計算方法、申告書の作成指導及び納税相談です。この指導・相談に当たっては、自書申告ができるよう指導することとし、止むを得ない事情がある場合のみ、申告書の代筆を考慮することとされています。

税理士会は、税務支援対象者のうち有料相談を希望する者に対し、決算書の作成、申告書その他税務書類の作成及び税務相談を行うことができますが、これに対しては、有料相談を希望する相談者と従事税理士等との間における契約で報酬額（著しく低い報酬）を決めることとなります。有料相談の実施に当たっては、会員の合意の確保、社会的反応及び税務関連団体との関係にも十分考慮し慎重に実施することとされています。

3 受託事業

Q 16 「受託事業」について教えてください。

A 「受託事業」とは、国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して実施するものをいい、具体的には、①記帳指導、②年金受給者等の相談会、③所得税確定申告期における無料税務相談、④所得税確定申告期における電話相談及び⑤その他これらに準ずるものに区分されます。

なお、「委託者となる」とは、国又は地方公共団体が直接委託者となる場合はもとより、国又は地方公共団体が発注元ではあるところ、民間団体等が落札し、税理士会が当該民間団体等の要請に基づき従事税理士を派遣する場合においても、「受託事業」の範疇で位置付ける意味です。

Q 17 確定申告相談の税務支援に還付申告が含まれているのはなぜですか。

A 税務支援は、税務援助事業と税務指導事業の二つの事業を基軸としていますが、両者をそれぞれ区分して行わなければならないものではありません。

国民の高齢化や法改正等で年金受給者の確定申告件数は、還付申告件数も含めて年々増加しており、今日ほど納税者の利便性が求められている時はないと思われます。このため、平成20年度の細則変更で、「給与所得者及び年金受給者で、税理士会が税務指導を必要と認める者」（細則2条②）を新設し、税務支援の枠組内で対応することとなりました。

Q 18 無料相談会場では相談のみでよいのでしょうか。体の不自由な方も来場されると思われませんが、どのように対応したらよいのでしょうか。

A 相談に当たっては、自書申告できるよう指導してください。ただし、質問のような止むを得ない事情のある場合は、申告書の代筆も考慮していただくようお願いします。

Q 19 税理士法に基づく特別法人たる税理士会が、電話相談の集中化のような収益事業を行うのは、税理士法上可能ですか。

A 国税当局が行う委託事業には、確申期の電話相談の集中化、年金説明会などがあります。そのいずれについても、国が申告納税制度の理念に沿って、納税義務の適正な実現を図ることを目的として行う施策であり、税理士会がこれに協力して応札することは、そもそも公益を目的としたものであること、さらには税理士業務が事業の中核となっていることからして、税理士法第 49 条第 6 項に規定する税理士会の目的（「税理士の業務の改善進歩」、具体的には、その実施により国民の税理士制度に対する理解を深め、税理士の社会的地位の向上を高めること）の範囲内の事業であると解されます。

以上のことから、税理士会が電話相談の集中化等を受託することについて税理士法上特段の問題は生じないものと解されます。

Q 20 電話相談のように税理士関与の有無を確認することが困難な事業について、業務侵害との関係をどのように整理されたのでしょうか。

A 税務支援業務において、他の税理士に対する業務侵害と認められる違法性のレベルについては、通常の税務相談の域を超えて、従事税理士が相談者に対し自己の顧客となるよう積極的に誘引する意思が必要であると考えます。

このため、確定申告期における電話相談業務を税務支援の枠組内で対応する場合は、実施要領等において、従事税理士の相談者に対する顧客誘引行為を禁止する旨の規定を定めることで対応できます。

4 協議派遣事業

Q 21 「協議派遣事業」として国若しくは地方公共団体で行われる税務支援とはどのようなものですか。

A 規則第 5 条第三号により、国若しくは地方公共団体に対して指定税理士等を派遣することとされており、具体的には国については記帳指導、説明会等の講師、また地方公共団体については、それぞれが主催する税務相談に従事することとなっています。

Q 22 税理士の「職能」と税務関連団体の「機能」とは何ですか。

A 税理士の「職能」とは、税理士の職業的能力をいうもので、具体的には、税理士法第 2 条に規定する「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」、「その他財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行」などの業務をいいます。

次に、税務関連団体の「機能」とは、申告納税制度の向上、適正な納税の実現を目的とした団体の機関的能力をいうもので、当該団体の機関本来の目的に合致させるため果たすべき役割をいうと解されています。

したがって、小企業納税者に対する税務指導において、日税連及び全青色（全国青色申告会総連合）は、当該組織を通じ、税理士の職能と青色申告会の機能に応じて協力し、記帳から申告まで一貫した指導を実施することとしています。

Q 23 「協議派遣事業」でいう税理士会が指定する団体とは何ですか。

A 国、地方公共団体から主として小規模事業者の指導育成のための補助金を受けている団体（商工会議所・商工会）と、社会的要請に基づき小規模納税者の育成と発展を目指す税務関連団体（青色申告会、法人会、納税協会、日本税務協会）があります。このほか、税理士会が地域の事情、慣行を考慮して協力すべき団体と認めた場合には、これらの団体を税理士会が追加指定することもできます。

なお、平成 20 年度の細則変更で、指定団体として「農業協同組合」（細則 8 条②五）及び「漁業協同組合」（細則 8 条②六）が追加されました。この趣旨は、①臨税の廃止後の受け皿とする、②臨税を廃止した後の復活を抑制する、③農協・漁協に関与している税理士に対し単独契約（Q 27 参照）が行われないよう注意を喚起することを主眼に、税務支援の枠組みで対応することとしたものです。これら記載に関し、懇談・協議等を開催することにより、税理士法・会則等への理解を深めていただく契機になればと考えています。

Q 24 税理士会は、青色申告会に対し、なぜ税務支援を行わなければならないのですか。

A 青色申告会は、「申告納税制度の趣旨に則り青色申告の普及拡大を図ることにより、会員の納税道義の高揚と税務経理技術の向上に努めるとともに、併せて経営の改善合理化に寄与すること」を目的に設立された団体です。

昭和 38 年 10 月 30 日、日税連、全青色及び国税庁の三者による、いわゆる「三者協定」が締結され、青色申告会の機能及び税理士の職能に応じて相協力し、記帳・決算から申告に至るまで一貫した指導を実施することを協定しています。

この協定に基づき、税理士会では青色申告会を「協議派遣事業」による指定団体として税務支援を行うこととしています。

最近、青色申告会の社団化が進んでいますが、日税連においては、青色申告会の機能と税理士の職能をより明確にするため、標準的な二者間の協定書を制定し対応することとしています。

Q 25 商工会の税務支援対象者の取扱いはどのようになっているのですか。

A 商工会の会員に対する税務支援については、規則に定める「協議派遣事業」として実施してきましたが、平成 3 年 5 月 27 日調印の「申し合わせ」により統一的運用が行われるようになりました。

この申し合わせにより、税務支援対象者を原則として前年分特前所得 400 万円以下の事業所得者とするとしています。

この所得金額を超える事業所得者については、各地域の実情及び慣行等を踏まえ、自主申告又は税理士関与に移行するよう指導することとしています。

なお、消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者を対象とすることとしています。

(注) 前年分特前所得400万円は、商工会のみ適用するものです。

Q 26 現に商工会等が行っている継続記帳指導については、どのように考えますか。

A 商工会等が経営改善普及事業の一環として行っている記帳業務は、その延長線上に税務書類の作成があるので、税理士法違反問題が生じないように、税理士を派遣して、商工会等の会員の税務書類の作成を支援することとしています。

Q 27 規則第12条に規定する「単独契約の禁止」とはどのようなものですか。

A いわゆる「一本釣り」の禁止規定と言われているものです。

国又は地方公共団体及び指定団体に対する指定税理士等の派遣は、税務支援事業の中の「協議派遣事業」に該当します。本来、税理士の顧問契約は、委嘱者と税理士との個別契約が原則です。しかし、指定団体の構成員の税務指導については、細則に基づき指定団体と税理士会との派遣契約によることとしています。

個別契約による顧問税理士が、団体そのものの税務相談に応じることには問題ありませんが、その団体の依頼によって団体構成員個々の税務相談及び税務書類の作成等を行うことは、団体が税理士を雇用して税理士業務を行うこととなり、税理士法第52条に違反することになります。

したがって、税理士会が契約の当事者となり指定税理士等を派遣することを明確に規定することにより、上記の業務違反を防止しています。

Q 28 商工会等からの要請で「会員向けの消費税申告相談会」に出向きましたが、税理士会から会を通じて派遣されるべきであるとの忠告を受けました。どのような根拠に基づいてそのようなことになるのでしょうか。

A 規則第12条（単独契約の禁止）に違反すると考えられます。なお、商工会等は細則第8条第1項に規定するとおり、「協議派遣事業」の対象となる指定団体に属しています。

指定団体の構成員の税務指導（単なる説明会などを除く。）については、指定団体と税理士会との派遣契約によることとしています。

既に説明のとおり、個々の税理士が商工会等の依頼によって構成員個々の税務相談及び税務書類の作成等に応ずることは、商工会等が税理士を雇用して税理士業務を行っているものと判断され、税理士法第52条に違反となります。

したがって、規則第12条において単独契約の禁止を定め、税理士会が契約の当事者となり、指定税理士等を派遣することとしています。

5 その他

(1) 税務支援の対象者に関する事項

Q 29 税務支援事業の対象者とは、どのような者をいいますか。

A 税務支援事業対象者の基準を具体的に区分すると、税務援助対象者と税務指導対象者の二つに大別されます。

(1) 税務援助対象者（いわゆる「小規模納税者」といいます。）とは、経済的な理由により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者をいいます（細則2条①）。具体的には、

① 税理士又は税理士法人の関与のない事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く）で、

② 前年分所得金額（専従者控除又は青色特典控除前）が300万円以下の者をいいます。

③ 上記の者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者をいいます。

(2) 税務指導対象者とは、上記（1）以外の者で税理士又は税理士法人の関与のない者のうち、次に掲げる者をいいます（細則2条②）。

① 給与所得者及び年金受給者で、税理士会が税務指導を必要と認める者

② 前号以外の者で、税理士会が、地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者

なお、所得金額が高額な者、収入金額が多額な者又は相談内容が複雑な者等を除くことも考慮する必要があります。

Q 30 小規模納税者の選定において前年分特前所得が300万円以下の者とした理由は何ですか。

A 従来から、税務援助対象者は前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前。以下「特前」という。）を300万円以下と定めていましたが、この基準は給与所得者の標準家族の課税最低限を参考としていました。

これを平成16年分で見ると、夫婦子供2人の場合の課税最低限は325万円であり、また、夫婦子供1人では220万円でありました。

当時の税務援助対象者の所得の上限を300万円に据え置いたことを考えあわせ、また、平成16年分の所得階層調査を見ても300万円以下の者が総納税者数の51%を占めていた現状からも、前年分特前所得金額300万円以下の者としました。

なお、商工会については、前年分特前所得400万円以下となっています。

Q 31 小規模納税者に対する無料税務相談対象者には、農業所得も含まれますか。

A 税務支援事業の対象となる小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く）としていますので、当然、事業所得である農業所得者は含まれます。

Q 32 小規模納税者（前年分の特前所得金額 300 万円以下の者）が、消費税の基準期間の課税売上高が 3,000 万円を超えた場合の対応はどうしたらよいですか。

A 相談会場には、ご質問のような納税者が多々あると思いますが、簡単な相談にのみ応じていることと
しています。

それ以上の相談を求められた場合は、相談所開設の趣旨を説明し、本人の意思を尊重したうえで
税理士又は税理士法人関与に移行するよう取り計らうこととしています。

Q 33 小規模納税者に対し、小企業納税者及び小規模事業者は、どのように異なるのですか。

A 一般的に納税をするものを納税者といい、事業により経済活動を行うものを事業者といいます。

昭和 38 年 10 月 30 日全青色（全国青色申告会総連合）、日税連及び国税庁との間において締結さ
れた小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項、いわゆる「三者協定」においては「小企業
納税者」を、昭和 47 年 2 月 3 日国税庁、中小企業庁、日税連及び全国商工会連合会の四者による了
解事項では「小規模企業納税者」を、昭和 38 年 11 月 21 日国税庁から中小企業庁への協力依頼文書
では「小企業納税者」を、昭和 39 年 1 月 17 日中小企業庁から知事あて税務指導文書は「小規模事業者」
を用いており、国税庁等税務関係は「納税者」を用い、中小企業庁、全青色、商工会議所等は「事業者」
と、よるべき立場により「納税者」と「事業者」とを使い分けています。

また、日税連は、会則及び規則において「小規模納税者」を用いており、いずれも税の立場から
見れば小規模納税者に含まれるものと考えられます。

Q 34 税務指導対象者について地域の実情を考慮して選択できることとした理由は何ですか。

A 税務支援事業のうち税務指導対象者については、地域の特性、慣行等に左右されることが大きく、
都市と地方ではかなりの格差がみられ、画一的には定められないので、日税連の規則・細則等を踏
まえ、各税理士会に指導対象者の選定を委ねることとしています。

(2) 税務支援の範囲に関する事項

Q 35 小規模納税者等に対する税務支援事業の税目は、所得税及び消費税だけですか。

A 昭和 55 年の税理士法改正により、日税連及び税理士会会則に記載すべき事項として委嘱者の経済
的理由による無償、低額報酬に関する規定が設けられましたが、税目については明確な規定はあり
ません。

しかし、税務支援事業は、原則としては小規模納税者を対象としており、所得税と当該小規模納
税者が消費税の課税事業者（基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者）である場合の消費税に
止めるのが本来の趣旨と考えます。

(3) 税務支援の報酬に関する事項

Q 36 税務支援の報酬はすべて無償ですか。

A 規則においては、支援業務の報酬は原則無償とし、税理士会が必要と認める場合は有償とす
ることができるとしており、すべてが無償とは限りません。

また、この場合の報酬とは、支援業務の対価として支援対象者本人から受け取る報酬のことをいいます。

(4) 税務支援の義務化に関する事項

Q 37 会員の税務支援への「従事義務」を教えてください。

A 税務支援事業のうち、「税務援助」は、税理士会会則の絶対的記載事項（税理士法第 49 条の 2 第 2 項第九号）とすることにより、税理士会にその実施が義務付けられた施策であるのに対し、「税務指導」は、税理士会が社会貢献のため自ら必要であると判断した施策です。

「税務援助」と「税務指導」は、共に税理士業務の無償独占を担保し、税理士の使命を達成するための税理士会の事業として、その実施を会員の総意（総会決議）により決定しています。

会員には、会則等の遵守義務が課せられており、日税連会則第 66 条第 3 項に規定のとおり、すべての会員は税務支援事業に従事しなければなりません。

なお、平成 20 年度の規則・細則の改正により、①独自事業で所得税確定申告期において行うもの、②受託事業で所得税確定申告期において行うもののうち税理士会が必要と認める場合には、税理士会の会員全員に従事義務を課す旨を確認的に規定しました（規則 6 条）。

また、平成 26 年度の会則の改正により、所属する税理士会から従事の要請があった場合には、正当な理由なく従事を拒否することはできないことを確認的に規定しました（会則 66 条④）

Q 38 社員税理士及び所属税理士も税務支援に従事する義務があるのですか。

A 日税連会則第 66 条第 3 項で「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と規定されており、会員である税理士法人は言うまでもなく、社員税理士及び所属税理士も税理士会の会員として、当然に税理士会の定める税務支援の従事義務があります。

そのため、社員税理士及び所属税理士が行う税務支援業務については、税理士法人又は開業税理士が受任主体となって、当該受任義務を社員税理士及び所属税理士に行わせるよう協力する義務があります。

なお、税務支援業務に従事したことに対する謝金又は報酬は、社員税理士及び所属税理士が所属するこの業務を受任した税理士法人又は開業税理士が収受することになります。

平成 26 年の税理士法改正により、所属税理士は使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得て、直接業務を受任できることとなりました。しかし、所属税理士は、使用者である税理士又は税理士法人の事務所に勤務する使用人で、その本来業務は補助業務であり、法律の立法趣旨に照らし合わせると、従前の補助税理士制度と同様、税務支援業務の受任主体は税理士法人又は使用者税理士となると考えられます。

Q 39 会員が税務支援への従事を拒否した場合について、どのように考えますか。

A 日税連会則第 66 条第 3 項で「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と明記し、従来の「従事するよう努めなければならない」としていた努力義務を「義務化」としており、さらに、平成 26 年度の会則改正において、同条第 4 項に「税理士会から従事の要請があった場合は、正当な理由なくこれを拒むことができない」旨を確認的に追記し

ています。したがって、会員が正当な理由なく税務支援への従事を拒否すれば会則遵守義務違反となります〔税理士法第39条（会則を守る義務）、日税連会則第60条（会則等の遵守）、標準会則第42条（会則等の遵守）〕。また、税理士の社会公共性、社会貢献として実施する税務支援事業を、高度な知識を有し納税者の指導等を行っている税理士がこれを拒否し、さらに、履行を怠る行為は会員全体及び自らの社会的地位と権威を失墜させ、税理士制度が社会的要請に応えられないこととなり、無償独占の排除或いは臨税（臨時の税務書類の作成等）の増加等の問題が提起されることも認識すべきです。

Q 40 税務支援に従事することが義務ならば、様々な事情により従事できない時の免除規定はありますか。

A 日税連会則第66条第3項で従事義務を課しており、全員が税務支援に従事することが原則です。ただし、①負傷又は疾病による療養、②震災、風水害、火災その他これらに類する災害、③国会議員又は地方公共団体の議会の議員、④出産、育児、介護その他これらに類する事由に該当する会員から免除の申請があった場合には、税理士会は当該会員に対する従事義務を免除することができます（規則7条）。なお、繁忙期であるためといった個別事情は規則に定める要件に該当しませんので、認められません。

Q 41 税理士登録はしているものの、高齢のため、実質的な業務は、所属税理士である子供が行っています。そのような高齢者に対し、税務支援従事義務を課するのは、現実問題として無理ではないでしょうか。

A 高齢者といっても、個別にみると、高い能力を維持している会員もいるため、本人に従事の意欲がある場合、高齢という理由だけで一概に免除するのも逆に問題があります。

規則では、①負傷又は疾病による療養、②震災、風水害、火災その他これらに類する災害、③国会議員又は地方公共団体の議会の議員、④出産、育児、介護その他これらに類する事由に該当する場合には、免除申請を行うことができるとしています。

Q 42 確定申告期における税務支援において税理士会員一人当たりの従事日数として「1.5日」を目安とした理由は何ですか。

A 確定申告期における税務支援において税理士会員一人当たりの従事日数として「1.5日」を目安としたのは、平成17年分の確定申告期における全国の相談会場来所者予測数（平成15年分申告データによる。消費税新規課税事業者見込数及び年金受給者を含む。）と全会員数から試算したもので、「目安」の意味は「目標」を示したものです。

この意味するところは、従事日数の不均衡を是正するため、全会員で平均した従事日数が1.5日となるよう税理士会及び支部が努力すべき目標値であります。このため、税理士会全体の従事日数の総枠の数値として考える必要がありますので、各支部における支部会員の平均従事日数が1.5日に固定されるわけではなく、1.5日以上の場合もあれば1.5日以下の場合もあり得るところです。

なお、平成20年度の規則・細則の改正に当たり、すべての税務支援を通して平均従事日数をカウントすべきであるとの意見もありましたが、長年慣れ親しんだ目安としての従事日数の考え方を踏襲することとしました。

(5) 支部間応援に関する事項

Q 43 「税理士会、支部等間の連携」(規則第8条)が必要な理由は何ですか。

- A** 支部等間連携は、会則において「会員は、本会が実施する税務支援に従事しなければならない」と規定されたことを受け、全会員が従事できる体制を整える観点から導入されました。
- すなわち、従事のコツがないか、又は、少ない会員に対して、従事する機会を設けるとともに、税理士会間又は支部間での従事日数等の負担格差を是正する機能も併せ持つ制度です。

Ⅷ 税務支援に関する諸規則等

1. 税理士法（抄）	45
2. 税理士法施行令（抄）	47
3. 税理士法基本通達（抄）	47
4. 税理士法逐条解説（抄）	49
5. 日本税理士会連合会会則（抄）	50
6. 日本税理士会連合会会務執行規則（抄）	51
7. 税務支援の実施の基準に関する規則	52
8. 税務支援の実施の基準に関する細則	55
9. 独自事業に関する実施要領	61
10. 特設の会場で行う税務相談の実施に関する基本要綱	66

税理士法（抄）

（税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。（昭55法第26号改正）

（税理士の業務）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第4項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。（昭28法第165号、昭29法第95号、昭31法第165号、昭55法第26号、昭63法第108号、平11法第87号改正）

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）（昭37法第67号、第161号、昭55法第26号改正）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）（昭55法第26号、平11法第160号、平14法第152号改正）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）（昭55法第26号改正）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。（昭55法第26号追加）

（会則を守る義務）

第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。（昭31法第165号追加、昭55法第26号改正）

（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）

第48条の16 第1条、第30条、第31条、第34条から第37条まで、第39条及び41条から41条の3までの規定は、税理士法人について準用する。（平13法第38号追加）

（税理士会の会則）

第49条の2 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。（昭31法第165号追加、平11法第160号改正）

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

（昭31法第165号追加、昭55法第26号、平13法第38号改正）

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 入会及び退会に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 会議に関する規定
- 五 税理士の品位保持に関する規定
- 六 会員の研修に関する規定（平13法第38号追加）
- 七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定（同上）
- 八 税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督に関する規定（昭55法第26号追加）
- 九 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定（同上）
- 十 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定（平26法第10号追加）
- 十一 会費に関する規定（平26法第10号改正）
- 十二 庶務及び会計に関する規定（同上）

3 税理士会の会則の変更（政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（昭31法第165号追加、昭36法第137号、昭55法第26号旧第49条の15繰上・一部改正、平11法第160号改正）

（日本税理士会連合会の会則）

第49条の14 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。（昭36法第137号追加、昭55法第26号、平11法第160号改正、平13法第38号及第49条の15繰下・一部改正）

- 一 第49条の2第2項第1号、第3号から第5号まで及び第10号から第12号に掲げる事項（平26法第10号改正）
- 二 税理士の登録に関する規定
- 三 第49条の16に規定する資格審査会に関する規定
- 四 第41条第1項の帳簿及びその記載に関する規定
- 五 税理士会の会員の研修に関する規定
- 六 第49条の2第2項第9号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

2 日本税理士会連合会の会則の変更（前項第2号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（昭36法第137号追加、昭55法第26号旧第49条の15繰上・一部改正、平11法第160号改正、平13法第38号旧第49条の13繰下・一部改正）

（臨時の税務書類の作成等）

第50条 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があった場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、2月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、

無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。（平18法第50号改正）

- 2 第33条第2項及び第4項、第36条並びに第38条の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。（昭55法第26号、平13法第38号改正）

（税理士業務の制限）

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。（昭31法第165号、昭55法第26号、平13法第38号改正）

税理士法施行令（抄）

（税理士会の会則の変更）

第7条の2 法第49条の2第3項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第2項第4号から第10号までに掲げる事項とする。（昭36政第394号追加、昭55政第257号、平13政第330号、平26政第147号改正）

2～3 省略

（日本税理士会連合会の会則の変更）

第11条の2 法第49条の14第2項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第1項第1号（法第49条の2第2項第4号、第5号及び第10号に係る部分に限る。）及び第4号から第6号までに掲げる事項とする。（昭36政第394号追加、昭55政第257号、平13政第330号、平26政第147号改正）

2 省略

（臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体）

第14条 法第50条第1項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。（昭31政第226号、昭47政第10号、昭55政第257号改正）

税理士法基本通達（抄）

第2条《税理士業務》関係

（税理士業務）

2-1 税理士法（以下「法」という。）第2条に規定する「税理士業務」とは、同条第1項各号に掲げる事務（電子情報処理組織を使用して行う事務を含む。）を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、「業とする」とは、当該事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者がその行政事務を遂行するために必要な限度において当該事務を行う場合には、これに該当しないものとする。

（税理士業務の対象としない租税に関する事務）

2-2 法第2条第1項本文かつこ書及び税理士法施行令（以下「令」という。）第1条の規定により税理士

業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則（以下「規則」という。）第21条に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。

(納税等に係る税務代理)

2-3 法第2条第1項第1号に規定する「税務代理」には分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。

(代理代行)

2-4 法第2条第1項第1号に規定する「代理」とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して同号に規定する事項を行うことをいい、同号に規定する「代行」には、事実の解明、陳述等の事実行為を含むものとする。

(税務書類の作成)

2-5 法第2条第1項第2号に規定する「作成する」とは、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする。

(税務相談)

2-6 法第2条第1項第3号に規定する「相談に応ずる」とは、同号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする。

第50条《臨時の税務書類の作成等》関係

(臨時の税務書類の作成等の許可の基準)

50-1 法第50条第1項に規定する租税の税目の指定は、原則として、申告所得税及び個人事業者の消費税に限るものとし、その許可を与える基準は、次の各号に掲げる地方公共団体その他の法人の役員又は職員のうち、申告者数その他の事務の性質及び分量等を考慮し、適当と認める人数に対して、50-3及び50-4の条件を付して許可するものとする。ただし、許可を受けた者を単に機械的に補助する者については、許可を要しないものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 農業協同組合
- (3) 漁業協同組合
- (4) 事業協同組合
- (5) 商工会

(許可を与えない者)

50-2 法第50条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合には、許可を与えないものとする。

- (1) 法第4条各号の一に該当する場合
- (2) 法第24条第1号又は第3号から第6号イまでに該当する場合
- (3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合

（許可の取消）

50-3 法第50条の許可を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合には、その許可は、当該各号に掲げる事由に該当することとなった日に取り消されるものとする。

- (1) 法第4条各号の一に該当することとなった場合
- (2) 法第24条第1号に該当するととなった場合
- (3) 所属地方公共団体又は所属法人における地位又は職を失った場合

（許可を取り消す場合）

50-4 法第50条の許可を受けた者が、50-2 (2)（法第24条第1号を除く。）又は (3) に該当することとなった場合には、その許可を取り消すものとする。

税理士法逐条解説（抄）

税理士業務について

「税理士業務」とは他人の求めに応じ、租税（印紙税等特定の税目を除く。以下同じ。）に関して、本条各号に掲げる事務を行うことを業とすることをいう。

この場合において「業とする」とは同条各号に掲げる事務を反復、継続して行い、また反復、継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しない（税理士法基本通達2-1）。判例もその解釈を支持している（昭24.7.22最高裁判決）。

このように解すると、例えば、商人が顧客への便宜のため租税に関する知識を有する人に委嘱して租税に関する相談に応ぜしめ、又は顧客へのサービスとして行う租税に関する事務も、その対象が不特定であり、他人の求めに応じ、具体的事実について行うものである以上、それは税理士業務である、ということになる。ただ、租税に関する講演、質疑応答などのうち、具体的事実には立ち入らず、一般的に税法の内容を説明し、これを解明することは、税理士業務の範囲外である。また会社の使用人等がその会社の租税について書類を作成し、又は会社を代理して租税に関する事務を行うような、特定の者の租税に関する事務を行うことも、税理士業務の範囲外である。

しかし、会社その他特定の者の租税に関して各号に掲げる事務を行う場合であっても、雇傭関係を装って、事実上は税理士業務を行うことと同様な事務を行っているような場合は税理士業務を行っているものということになる。

日本税理士会連合会会則（抄）

第1章 総則

（目的）

第2条 本会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務（税理士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務をいう。以下同じ。）の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。（平成13.10.18、平成20.7.24変更）

（事業）

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。
 - （2）税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。
 - （3）税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。
 - （4）税理士に関する制度及び税理士の業務（法第2条、法第2条の2、法第48条の5及び法第48条の6の業務をいう。以下同じ。）に関する広報活動を行うこと。（平成20.7.24変更）
 - （5）会報を発行すること。
 - （6）税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。（平成13.10.18変更）
 - （7）税理士の研修に関し必要な施策を行うこと。（平成13.10.18変更）
 - （8）経済的な理由により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者（以下「小規模納税者」という。）及び本会が指導を必要と認める納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策（以下「税務支援」という。）を行うこと。（平成17.4.21変更）
 - （9）税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと。（平成13.10.18変更）
 - （10）租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動（以下「租税教育等」という。）に関し必要な施策を行うこと。（平成26.10.15追加）
 - （11）その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと。（平成26.10.15変更）
- 2 本会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する。

第12章 税務支援

（税務支援の実施）

第66条 税理士会は、本会の定めるところにより、次の各号に掲げる税務支援を実施しなければならない。

- （1）税務援助（小規模納税者に対する税務支援をいう。）（平成17.4.21追加）
- （2）税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援をいう。）
（平成17.4.21追加）
（平成13.10.18、平成17.4.21、平成26.10.15変更）

2 前項に規定する税務支援は、税理士会の会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。（平成17.4.21変更）

- 3 税理士の会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。
（平成 17.4.21、平成 26.10.15 変更）
- 4 税理士の会員は、所属する税理士会から前項の従事の要請があった場合は、病氣療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。（平成 26.10.15 追加）
（平成 2.1.23 旧第 62 条繰下、平成 17.4.21 変更）

（税務支援実施の基準）

第 67 条 前条の規定により税務援助として実施する業務は、次の事務とする。

- （1）税務に関する相談
 - （2）記帳及び決算に関する相談
 - （3）税務書類作成に関する相談
 - （4）前 3 号に掲げるもののほか、本会及び税理士会が必要と認める事務
- 2 税務支援の実施に関し必要な事項は、この章に規定するもののほか、規則で定める。
（平成 2.1.23 旧第 63 条繰下、平成 17.4.21 変更）
<注> 会則第 66 条及び第 67 条は、財務大臣の認可事項（施行令第 11 条の 2）

日本税理士会連合会会務執行規則・別表第 3（抄）

税務支援対策部

- 1 税務支援に関する事項
- 2 税務関連諸団体との連絡調整に関する事項
- 3 税理士法第 50 条についての商工会等との協議に関する事項
- 4 税理士の職域の侵害防止対策に関する事項

税務支援の実施の基準に関する規則

制定	昭和55年10月2日
変更	平成元年3月23日
	平成2年1月23日
	平成13年10月18日
全改	平成17年4月21日
変更	平成21年1月22日
	平成27年4月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、日本税理士会連合会（以下「本会」という。）会則第67条第2項の規定に基づき、税理士会の税務支援（会則第66条に規定する施策をいう。以下同じ。）の実施において準拠すべき基準に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 税務支援の対象者は、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）が関与していない納税者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 小規模納税者
- (2) 前号以外の者で、税理士会が、税務指導を必要と認める者

(税務支援の範囲)

第3条 税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

- (1) 税務に関する相談
- (2) 記帳及び決算に関する相談
- (3) 税務書類作成に関する相談
- (4) 前各号に係る電子申告に関する相談

2 税理士会は、前項に定める事務のほか、必要と認める場合は、次の事務を税務支援の範囲に加えることができる。

- (1) 会計帳簿の記帳代行
- (2) 税務申告に係る決算代行又は決算書の作成
- (3) 納税申告書その他税務書類の作成
- (4) 電子申告データの作成及び代理送信

(税務支援の報酬)

第4条 前条に定める事務の報酬は、原則無償とする。ただし、税理士会が必要と認める場合は、有償とすることができる。

(税務支援の事業)

第5条 税務支援の事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会又は税理士会が独自で主体的に実施するもの（「独自事業」という。）

- (2) 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して実施するもの（「受託事業」という。）
- (3) 国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは税理士会が指定する団体（以下「団体等」という。）との協議に基づき実施するもの（「協議派遣事業」という。）

（従事義務及び指定税理士等の選任等）

第6条 所得税確定申告期において行う次の事業は、税理士会の会員全員が従事して実施する。

- (1) 独自事業
 - (2) 受託事業のうち税理士会が必要と認めるもの
- 2 税理士会は、前項以外の税務支援の実施にあたっては、原則としてその所属する税理士等のうちから、希望その他適宜の方法により選任した者（以下「指定税理士等」という。）に従事させ、又は派遣するものとする。
- 3 税理士会は、指定税理士等の氏名又は名称その他必要な事項を記載した名簿を備えなければならない。

（従事義務の免除）

第7条 税理士会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。

- (1) 負傷又は疾病により療養していること。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
- (4) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

（税理士会、支部等間の連携）

第8条 本会及び税理士会は、関係する税理士会及び支部と協議のうえ、税理士等を所属支部以外の地域において税務支援に従事させることができる。

（協力義務）

第9条 税理士等は、税理士法人に執務する社員税理士及び税理士事務所又は税理士法人に勤務する所属税理士が税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

（従事税理士等の職責）

第10条 税務支援に従事する税理士等（以下「従事税理士等」という。）は、税理士に関する法令、本会の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守し、その職務を遂行しなければならない。

（税理士業務の受任）

第11条 従事税理士等は、税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、これを受任することができる。この場合において、その納税者の意思を尊重するよう留意しなければならない。

(単独契約の禁止)

第12条 税理士等は、この規則の定めによらないで、第5条第3号に規定する団体等から税務支援に関して委嘱を受けてはならない。

(委員会等の設置)

第13条 税理士会は、税務支援を実施するため、部又は委員会を設けなければならない。

(支部への委託)

第14条 税理士会は、税務支援の実施に関し、その事業の一部を支部に委託することができる。

(細則への委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、税務支援の実施の基準に関し必要な事項は、細則で定める。

(規則の改廃)

第16条 この規則を改廃しようとするときは、総会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月21日から施行する。
- 2 削除
- 3 削除

附 則 (平成21年1月22日)

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月23日)

この改正規定は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

税務支援の実施の基準に関する細則

制定	平成元年 1 月 23 日
変更	平成 4 年 3 月 26 日
	平成 13 年 9 月 4 日
全改	平成 17 年 1 月 12 日
変更	平成 17 年 11 月 25 日
	平成 18 年 11 月 27 日
	平成 20 年 3 月 25 日
	平成 20 年 11 月 19 日
	平成 27 年 3 月 25 日
	平成 27 年 6 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、税務支援の実施の基準に関する規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、税理士会の税務支援の実施の基準に関し、必要な事項を定める。

(対象者の範囲)

第 2 条 規則第 2 条第 1 号に規定する小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が 300 万円以下の者
- (2) 前号に定める者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者

2 規則第 2 条第 2 号に規定する対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 給与所得者及び年金受給者で、税理士会が税務指導を必要と認める者
- (2) 前号以外の者で、税理士会が、地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者

(税務支援の報酬)

第 3 条 規則第 4 条に定める税務支援の報酬には、規則第 5 条第 2 号の受託事業に係る謝金及び同条第 3 号の団体等から受ける謝金は含まないものとする。

(独自事業)

第 4 条 規則第 5 条第 1 号に規定する独自事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会又は税理士会が設置する施設で行う税務支援（電話相談を含む。）
- (2) 本会又は税理士会が設営する会場で行う税務支援
- (3) その他独自事業として本会又は税理士会が実施する事業

(税務相談所)

第 5 条 税理士会は、税務支援を実施するための施設（以下「税務相談所」という。）をその区域内に設置し、管理及び運営に当たる。

2 税理士会は、前項のほか、支部の区域ごとに税務相談所を設置することができる。この場合、当該支部をしてその管理及び運営に当たらせる。

3 税理士会は、地域の実情その他を考慮し、その会員の事務所をもって第 1 項の税務相談所とすることができる。

4 税理士会及び支部は、前項の規定により、その会員の事務所を税務相談所とするときは、当該事務所における税務支援が適正かつ円滑に実施されるよう指導する。

(実施要領への委任)

第6条 前2条に定めるもののほか、独自事業の実施に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

(受託事業)

第7条 規則第5条第2号に規定する受託事業は、次のとおりとする。

- (1) 記帳指導
- (2) 年金受給者等の相談会
- (3) 所得税確定申告期における無料税務相談
- (4) 所得税確定申告期における電話相談
- (5) その他前各号に準ずるもの

(協議派遣事業)

第8条 規則第5条第3号のうち、「国又は地方公共団体から納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 商工会議所
- (2) 商工会

2 規則第5条第3号のうち、「その他の団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 青色申告会
- (2) 法人会
- (3) 納税協会
- (4) 日本税務協会
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合

3 税理士会は、地域の実情その他を考慮し、前項に定める団体についてその指定を除外し、又は前項に定める団体以外の団体についてその指定を追加することができるものとする。

(派遣契約及び委嘱)

第9条 税理士会は、前条に定める団体から、指定税理士等の派遣の申込を受けたときは、次の事項について、当該団体と協議し、協議が整ったときに、指定税理士等の派遣に関する契約を締結する。

- (1) 派遣する指定税理士等（以下「派遣税理士等」という。）の員数
- (2) 派遣税理士等の交替に関する事項
- (3) 派遣税理士等の担当する業務の内容並びに対象者の範囲及び員数
- (4) 派遣税理士等の従事期間
- (5) 派遣税理士等の執務の場所、日数及び時間
- (6) 派遣税理士等の受ける謝金の額
- (7) その他必要と認める事項

- 2 税理士会は、規則第6条第3項の指定税理士等の名簿に記載された者のうちから派遣税理士等を選定し、その団体の同意を得て委嘱する。

(所得税確定申告期の従事日数)

第10条 規則第6条第1項に掲げる所得税確定申告期の事業において、税理士会員1人当たりの従事日数は、1.5日を目安とする。

(税務支援の期間)

第11条 規則第5条第1号及び第3号の各事業において、同一の対象者に対する税務支援の期間は、2年を超えることができないものとする。

- 2 前項の期間を経過した者について、税理士会は、対象者又はその所属する団体等と協議のうえ所要の措置を講ずる。

(従事義務免除申請の手続)

第12条 税理士会員が、規則第7条に規定する従事義務の免除を受けようとするときは、所属する支部を通じて所属税理士会に税務支援従事義務免除申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 税理士会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める書類があるときは、当該会員に提出を求めることができる。
- 3 前項の規定に基づき税理士会に提出された書類は、従事義務の免除の有無にかかわらず返却しない。

(申請書の審査及び通知)

第13条 税理士会の税務支援対策部長は、税理士会員から第12条に規定する申請書が提出されたときは、申請書を受理した日から2月以内にこれを審査し、税理士会の会長にその結果の承認を受けなければならない。

- 2 税理士会の会長は、前項の審査結果をその税理士会員が所属する支部を通じて当該税理士会員に通知する。
- 3 税理士会の会長は、前項の結果を本会に報告しなければならない。

(従事義務免除期間)

第14条 規則第7条に規定する税務支援の従事義務の免除期間は、免除申請に基づき税理士会が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、従事義務の免除承認を受けた事業年度の翌事業年度においても継続することを妨げない。この場合、新たに前条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

(従事義務免除の取消)

第15条 従事義務の免除を承認された税理士会員が、規則第7条各号に該当しなくなったときは、当該税理士会員は所属する支部を通じて遅滞なくその旨を所属する税理士会に届け出なければならない。

- 2 税理士会は、前項の届け出があった場合は、従事義務の免除を取り消すものとする。
- 3 税理士会は、従事義務の免除を承認された税理士会員が規則第7条各号に該当しないことが明らかになったときは、従事義務の免除を取り消すものとする。
- 4 税理士会は、前2項の取消があった場合は、その旨を本会に報告しなければならない。

(指定税理士等の任期等)

第 16 条 指定税理士等の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。この場合において、税理士会は、公平を旨として機会の均等を図るよう努めなければならない。

2 指定税理士等の名簿は、別に定める書式により、氏名又は名称、所属支部名、事務所の所在地、電話番号及び委嘱年月日を記載する。

(税理士会、支部等間の連携)

第 17 条 税理士等が、規則第 8 条の規定により、所属支部以外の地域の支部において税務支援に従事するときは、当該支部の支部長の指示を受けるものとする。

(従事税理士等の職責)

第 18 条 従事税理士等は、自己の責任において税務支援に係る事務を遂行しなければならない。

(事績の報告)

第 19 条 税理士会は、税務支援の事績を集計し、別に定める書式により、本会に報告する。

(細則の改廃)

第 20 条 この細則を改廃しようとするときは、常務理事会の議を経なければならない。

附 則 (平成 17 年 1 月 12 日)

- 1 この細則は、平成 17 年 4 月 21 日から施行する。
- 2 全国商工会連合会との「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」に係る小規模納税者については、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、当該申し合わせに定めるところによる。

附 則 (平成 17 年 11 月 25 日)

この改正規定は、平成 17 年 11 月 25 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 11 月 27 日)

- 1 国が行う外部委託事業を受託した団体については、平成 18 年 11 月 27 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間、第 7 条第 2 項に規定する団体に準じて取り扱うことができるものとする。
- 2 この改正規定は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 25 日)

- 1 附則(平成 18 年 11 月 27 日)第 1 項中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。
- 2 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 19 日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 25 日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 6 月 4 日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 4 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

平成 年 月 日

税理士会
会 長 殿

登録番号 第 _____ 号
_____ 支部

事務所 〒 _____
所在地 _____
氏 名 _____ (印)
電 話 _____ () _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務支援従事義務免除申請書

私は、税務支援細則第12条第1項に基づき税務支援従事義務の免除を受けたいので、下記の通り申請します。

なお、税務支援規則第7条各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を本会に通知いたします。

記

1. 税務支援従事義務免除申請期間

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 平成 _____ 年 3月31日まで

（免除期間の終了日は、申請する事業年度の末日までです。細則第14条第1項）

2. 免除を受けようとする理由（規則第7条第 _____ 号該当）

具体的理由の記載

3. 添付書類（規則第7条第 _____ 号 該当番号 _____ 『裏面参照』）

具体的添付書類名の記載

税務支援従事義務免除申請書 添付書類一覧（税務支援規則第7条関係）

1号	負傷又は疾病により療養していること。	
該当 番号	①	医師の診断書又はそれに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

2号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。	
該当 番号	①	り災証明書その他これに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

3号	国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。	
該当 番号	①	議員であることを証する書類

4号	出産、育児、介護その他これらに類する事由であること。		
該当 番号	出産 育児	①	母子手帳の写し
		②	育児の場合は、免除申請書「2」欄に育児により困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
		③	上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「2」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
	介護 その他	④	介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書（介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書）。
		⑤	上記④が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

＜注意事項＞

- ア 記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。（細則第12条第2項）
- イ 提出された書類は、従事義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。（細則第12条第3項）
- ウ 免除を受けることができる期間は、免除開始の日からその事業年度末日までとします。（細則第14条第1項）
- エ 免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりません。（細則第14条第2項）

独自事業に関する実施要領

制定 平成 21 年 6 月 4 日

I 総則

一 趣旨

この実施要領は、「税務支援の実施の基準に関する細則」（以下「細則」という。）第 6 条に基づき、税理士会が独自事業として税務支援対象者に対して広く税務支援業務を提供するため、その実施に関し、税理士会がその細目を定める場合に参考とすべき事項を示したものである。

なお、この実施要領は、税理士会に共通する基本的な事項をとりまとめたものであり、独自事業の実施に当たっては、税理士会の自主的な運営を尊重することとする。

二 意義・目的

独自事業としての税務支援は、税理士法第 49 条の 2 第 2 項第 9 号（委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務）及び第 52 条（税理士業務の制限）並びに日税連会則第 66 条（税務支援の実施）及び第 67 条（税務支援実施の基準）の規定を踏まえ、税理士の社会公共的使命による社会貢献としての事業として、税理士会が主体的に実施することを通じて、広く国民に税理士制度に対する理解を深めることを目的とする。

三 種類

独自事業は、細則に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援（細則第 4 条第 1 号、同第 5 条第 1 項）
- (2) 税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援（細則第 4 条第 2 号、同第 5 条第 1 項・第 2 項）
- (3) 税理士又は税理士法人（以下、「税理士等」という。）の事務所で行う事務所型税務支援（細則第 4 条第 1 号から第 3 号まで、同第 5 条第 3 号）
- (4) 税理士会が設置する施設で行う電話相談（細則第 4 条第 1 号カッコ書き、同第 5 条第 1 項）
- (5) その他独自事業として税理士会が実施する事業（細則第 4 条第 3 号、同第 5 条第 1 項から第 3 項まで）

四 実施の細目

税理士会は、税務支援の趣旨を尊重し次の事項に配慮して実施要領を策定する。

1 対象者

対象者の範囲は、税理士等が関与していない次に掲げる小規模納税者及び税務指導を必要と認める者とする。

- (1) 「小規模納税者」とは、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が 300 万円以下の者をいう。また、その者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者をいう。
- (2) 「税務指導を必要と認める者」とは、給与所得者及び年金受給者で税理士会が税務指導を必要と認める者のほか、税理士会が地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者（給与所得者及び年金受給者を除く。）をいう。

2 業務内容及び指導方法

- (1) 独自事業としての税務支援の業務内容は、税務に関する相談、記帳及び決算に関する相談、税務書類作成に関する相談及び前記に係る電子申告に関する相談とする。
- (2) 税理士会が必要と認める場合は、(1)に掲げる事務のほか、会計帳簿の記帳代行、税務申告に係る決算代行又は決算書の作成、納税申告書その他税務書類の作成、電子申告データの作成及び代理送信を行うことができる。
この場合、電子申告における本人送信の指導又は税務支援に従事する税理士等（以下「従事税理士等」という。）による代理送信を行う場合には、電子申告に必要な環境の整備、納税者本人の同意などに特に留意するものとする。
- (3) 「電子納税」については、その「仕組み」及び「手続」に関する相談内容が殆どであることが予想されるため、各税理士会が策定する実施要領等において、「電子申告に関する相談」の一環で取扱うこととする。
- (4) 従事税理士等は、相談事項に係る回答を行うに当たっては、制度や法令の解釈についての説明及び一般的な助言に止めることとし、他の税理士等の業務を侵害することのないように特に留意しなければならない。

3 実施期間

独自事業としての税務支援の実施期間及び実施時間については税理士会が定める。

4 従事体制

- (1) 独自事業としての税務支援のうち所得税確定申告期において実施する事業は、税理士会の会員全員が従事して実施する。また、その他の期間においては、税理士会が定めた員数により従事して実施し、従事税理士等は、税理士会の会員から公募その他の方法により決定する。
- (2) 独自事業としての税務支援のうち所得税確定申告期における税理士会の税理士である会員1人当たりの平均従事日数は、1.5日を目安とする。

なお、受託事業で所得税確定申告期において実施するもののうち税理士会が認めたものは、この日数に含むことができる。

- (3) 税理士会は、各支部間の従事日数に著しい不均衡が生じたときは、これを調整するための施策を講じる。
- (4) 税理士会は、関係する税理士会及び支部と協議のうえ、税理士等を所属支部以外の地域において税務支援に従事させることができる。

5 謝金

従事税理士等の謝金の金額は、税理士会において定める。

6 秘密を守る義務

従事税理士等は、正当な理由がなく、相談上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士でなくなった後においてもまた同様とする。

7 広報活動等

- (1) 独自事業としての税務支援は、税理士会が主体的に実施するものである旨を周知するほか、その対象となる納税者の範囲等について事前に広報の徹底を図る。

- (2) 会場を広報するに当たっては、「所得金額が高額な者、収入金額が多額な者又は相談内容が複雑で時間を要する事案等については、この会場では取扱わない」旨を表示するなど、税理士会の受け入れ体制の周知を図る。

五 改廃

この実施要領を改廃しようとするときは、常務理事会の議を経なければならない。

II 各則

総則三（種類）に掲げる独自事業は、それぞれ次に定めるところにより実施するものとする。

一 税理士会が設置する施設で行う常設型税務支援

1 趣旨

常設型税務支援とは、税務相談所等税理士会が設置する常設の施設において実施する独自事業としての税務支援をいう。

2 税務相談所の設置

- (1) 税理士会は、税務相談所をその区域内に設置・運営するほか支部の区域ごとに設置し、当該支部をして運営に当たらせることができる。

なお、複数の支部をもって1カ所の相談所を設置することができる。

- (2) 相談会場には、「〇〇税理士会（〇〇支部）税務相談所」の表示をする。

3 実施内容

- (1) 相談は、面接相談とし、面談の時間は、1回30分程度を目安とする。

- (2) 相談に係る回答は、制度や法令の解釈についての説明や一般的な助言にとどめる。

二 税理士会が設営する会場で行う会場型税務支援

1 趣旨

会場型税務支援とは、税理士会が所得税確定申告期に、期間・会場等を定めて実施する「確定申告相談」をいう。

2 確定申告無料相談

- (1) 対象者数等の把握

税理士会は、会場型税務支援を有効かつ効率的に実施できるよう、税務支援対象者数等の的確な把握に努める。

- (2) 申告書への表示

税務相談所で取扱う確定申告書（消費税確定申告書を含む。以下同じ。）には、確定申告無料相談所取扱いの表示をする。

また、従事税理士等は、税務相談所取扱いの確定申告書について、原則として税務支援対象者本人が提出できるよう指導する。

(3) 実施場所

- ① 相談会場は、納税者の利便性等を考慮して、地方公共団体の施設その他税務支援の実施に相応しい会場を選定する。また、税理士会が設置する税務相談所において、期間等を限定して会場とすることもできる。
- ② 相談会場には、「〇〇税理士会（〇〇支部）確定申告無料相談所」の表示をする。

3 確定申告有料相談

有料相談の実施に当たって、税理士会は、会員の合意の確保、社会的反応及び税務関連団体との関係にも十分配慮し、慎重に実施する。

(1) 対象者

総則四の1に定める対象者のうち、有料相談を希望する者とする。

(2) 申告書への表示

作成した確定申告書には、「〇〇税理士会有料相談所」の扱いの表示をするとともに、従事税理士等が署名、押印する。

(3) 実施場所

- ① 税理士会が独自に設置した相談会場に限定するものとし、無料相談会場とは別の場所に設置する。
- ② 無料相談会場と区別するため、「〇〇税理士会（〇〇支部）有料相談所」の表示をする。

(4) 報酬

対象者から受ける報酬は、従事税理士等と対象者との間で個別に協議して定める。

4 国税当局との協議

税理士会は、確定申告相談を実施するに当たり、必要に応じ、税務支援対象者数の把握、税務相談所における確定申告書の取扱い等について、事前に国税当局と協議する。

三 税理士等の事務所で行う事務所型税務支援

1 趣旨

事務所型税務支援とは、税理士会が所得税確定申告期に、これまで会場で行ってきた確定申告相談を、地域の特性等を考慮して、納税者の利便性に資する観点から、従事税理士等の事務所で行うものをいう。

2 対象者、業務内容及び報酬

(1) 小規模納税者、給与所得者及び年金受給者に対する相談業務

無償で行うが、簡易なものに限る。

(2) 小規模納税者、給与所得者及び年金受給者に対する確定申告書等の税務書類の作成

有償で行うが低廉とする。

(3) 上記以外

譲渡所得者や所得金額が高額な者等、上記税務支援対象者以外の納税者については、当初より税理士等が関与することで対応する。

3 広報活動等

税理士会は、税理士事務所へ納税者を誘導するための効果的な広報の施策を講じる。

4 税務支援の期間（税理士業務の受任）

税務支援の期間は、同一の納税者に対し2年を超えることができないものとする。また、この期間を経過した者については、対象者等と協議のうえ所要の措置を講ずる。

この場合において、税理士関与への移行を含め、その納税者の意思を十分尊重するように留意しなければならない。

5 国税当局との協議

税理士会は、事務所型税務支援を実施するに当たり、必要に応じ、税務支援対象者数の把握、税理士事務所における確定申告書の取扱い等について、事前に国税当局と協議する。

四 税理士会が設置する施設で行う電話相談

1 趣旨

電話相談とは、税務相談所等税理士会が設置する常設の施設において実施する独自事業としての電話による税務相談をいう。

2 業務内容及び指導方法

電話相談の業務内容は、電話による税務に関する相談及び会計に関する相談とし、相談事項に係る回答は、制度や法令の解釈についての説明や一般的な助言にとどめる。

なお、電話相談の従事税理士等は、他の税理士の業務を侵害することのないように特に細心の注意を払わなければならない。

3 実施場所

電話相談を行うに適した場所として、税理士会が独自に設置した場所とする。

4 従事体制

電話相談は、税理士会が定めた員数により従事して実施し、従事税理士等は、税理士会の会員から公募その他の方法により決定する。

五 その他独自事業として税理士会が実施する事業

1 趣旨

「その他独自事業として税理士会が実施する事業」は、総則三（種類）（1）から（4）までに掲げる税務支援以外のもので、独自事業として税理士会が実施するものをいう。

2 実施方法等

「その他独自事業として税理士会が実施する事業」の実施方法等については、総則三（種類）（1）から（4）までに掲げる税務支援に準ずるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成21年6月4日から施行する。
- 2 「確定申告相談」に関する実施要領」及び「白色記帳指導」運営要領」は廃止する。

特設の会場で行う税務相談の実施に関する基本要綱

制定 平成元年6月26日

全改 平成12年6月7日

変更 平成13年9月4日

第1 趣 旨

この要綱は、税理士又は税理士法人が特設の会場で行う税務相談（以下「特設税務相談」という。）を実施する場合における税理士業務の適正な執行を図るため、税理士会が制定する実施要綱に対する日本税理士会連合会の指針を示すことを目的とする。このことは、税理士法上、企業及び団体（以下「団体等」という。）は、税理士業務を行うことや、税理士を雇用する方式で税務相談を行うことが許されないため、相談者の利便性を確保する観点からこの要綱を制定するものであることに留意する。

第2 定 義

この要綱において、特設税務相談（講演会、講習会及び説明会を除く。）の業務とは、団体等の求めに応じ、特設の会場で実施する税理士法第2条第1項第3号に規定する税務相談（税務援助に基づく業務を除く。）を対象とする。

第3 適 用

この要綱は、団体等から税理士会に税理士又は税理士法人の推薦依頼があった場合に適用し、団体等が推薦依頼を行わずに税理士又は税理士法人を委嘱して、特設税務相談を行う場合は、この要綱の第5（税理士会の施策）以下の規定は適用しない。

第4 委嘱税理士等の職責

- ① 税務相談の業務を委嘱された税理士又は税理士法人（以下「委嘱税理士等」という。）は、税務相談の実施にあたり、独立の税理士又は税理士法人たる立場に基づき、自らの責任において第2（定義）に定める業務を行うものとする。
- ② 委嘱税理士等は、その業務を行うにあたって、税理士法その他の法令並びに所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則及び規則を遵守しなければならない。

第5 税理士会の施策

- ① 税理士会は、特設税務相談を円滑に運用するため、実施要綱の制定及び運用に必要な諸施策を実施する。
- ② 税理士会は、団体等から委嘱税理士等の推薦依頼があった場合（以下「委嘱税理士等の受付」という。）、特設税務相談の実施に関する制度運用に係る業務の一部又は全部を支部に委任する。
- ③ 税理士会及びその支部に制度運用に必要な分掌機関を設置する。
- ④ 税理士会相互間及び税理士会の支部間において調整すべき事項が発生した場合は前項のそれぞれの分掌機関において協議して調整する。

第6 団体等が果たす役割

制度運用にあたって団体等が果たす役割及び立場は、会場提供者としての役割であることに留意する。

第7 特設税務相談の実施に関する制度の内容

1 特設税務相談を実施する地域と委嘱税理士等の受付

- ① 特設税務相談の業務を実施する地域の単位は税理士会の支部（以下「支部」という。）の区域とし、委嘱税理士等の受付窓口は原則として支部とする。
- ② 地域の単位及び受付の窓口を支部とすることが適当でない税理士会については、前項にかかわらず、税理士会が指定する地域の単位及び受付の窓口をもってこれに代えることができる。

2 委嘱税理士等の受付

- ① 委嘱税理士等の受付については、次の事項を記載した推薦依頼書を支部に提出することを求めるものとする。
 - 1 委嘱税理士等の員数
 - 2 特設税務相談の業務の内容及び特記事項
 - 3 委嘱税理士等が業務に従事すべき期日等に関する事項
 - 4 委嘱税理士等が執務すべき場所
 - 5 委嘱税理士等の執務すべき日程及び時間
 - 6 委嘱税理士等の報酬に関する事項
 - 7 特設税務相談会場における表示に関する事項
 - 8 特設税務相談の開催を周知すべき地域及び方法に関する事項
 - 9 他地域に関する事項
 - 10 その他必要と認めた事項
- ② 支部は、前項の推薦依頼書の内容が税理士法その他の法令並びに税理士会及び日本税理士会連合会の会則及び規則に違背しないと認めた場合は、委嘱税理士等を推薦するものとする。

3 団体等への通知

支部は、委嘱税理士等を決定したときは、直ちにその旨及び委嘱税理士等の氏名又は名称、事務所その他必要と認めた事項を団体等に通知する。

4 委嘱税理士等に対する業務の委嘱と通知

支部は、委嘱税理士等を決定したときは、業務の委嘱等を通知する。

5 委嘱税理士等の報告義務

委嘱税理士等は、その業務に従事すべき期間が終了したときは、従事した業務について支部に対し、報告する。

第8 税理士会が制定する実施要綱

- ① 税理士会は、特設税務相談が適正に実施されるよう実施要綱を制定する。
- ② 実施要綱の策定にあたっては、税理士業務に特別の制約が加わらないよう、十分な配慮を払わなければならない。
- ③ 税理士会は、実施要綱を制定したとき及び変更があったときは、日本税理士会連合会に通知しなければならない。

第9 税理士会が制定する実施要綱に規定すべき統一記載事項

- 1 目的
- 2 実施する業務の範囲
- 3 適用
- 4 特設税務相談を委嘱された税理士又は税理士法人の名称
- 5 委嘱税理士等の職責

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則（平成13年9月4日）

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

IX 関係資料

1.	昭 38.10.30	小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項（三者協定）	70
2.	昭 38.11.14	日本税理士会連合会会長示達「小企業納税者に対する税務指導について」	72
3.	昭 38.11.21	国税庁長官依頼「小企業納税者に対する税務指導についての協力依頼について」	74
4.	昭 38.12. 3	国税庁長官通達「小企業納税者の税務指導について」	75
5.	昭 38.12.20	中小企業庁長官照会「小企業納税者に対する税務指導について（照会）」	77
6.	昭 39. 1.14	国税庁長官回答「小企業納税者に対する税務指導について」	78
7.	昭 39. 1.17	中小企業庁長官通達「小企業納税者に対する税務指導について」	79
8.	昭 41. 6.20	日本税理士会連合会と日本税務協会との間の小企業納税者に対する税務指導の 実施に関する了解事項	80
9.	昭 45. 6.10	小企業納税者に対する税務指導対策のあり方についての考え方と方針	81
10.	昭 47. 2. 3	国税庁長官通達「商工会の役職員に対する臨時の税務書類の作成等の許可について」	86
11.	昭 47. 2. 3	税理士法施行令第 14 条中「商工会」に関する了解事項（四者協定）	88
12.	平 3. 1.21	「税理士法施行令第 14 条中『商工会』に関する了解事項」の一部改正についての 了解事項	90
13.	平 3. 5.27	小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ	91
14.	平 5. 4.21	商工会との「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」記 2 の (2) に定める経過措置の具体的対応策について	93
15.	商工会法（抄）		96
16.	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（抄）		97
17.	中小企業庁（平成 2 年度）経営改善普及事業等の実施方針（抄）		99
18.	平 10. 1.22	税理士会支部と地区青色申告会との協定書のモデル様式の制定について	102
19.	平 12. 7.24	公正取引委員会「要請」事項について（東京税理士会）	104
20.	平 16.12.21	新時代における税務支援のあり方	109
21.	平 17. 9.26	日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力方依頼について	116
22.	平 17. 9. 5	平成 17 年度消費税円滑化対策事業実施にあたっての税理士派遣に係る協力方依頼 について（日本商工会議所・全国商工会連合会）	117
23.	平 18. 7.18	「法テラス」に接続する税理士会相談窓口の対応について（会長示達）	119
24.	平 18. 8.25	財務大臣通知「公共調達適正化について」（財計第 2017 号）	120
25.	平 20. 5.12	税務支援制度の再構築について（具申）	129
26.	平 20. 3.19	アウトソーシング事業と税理士法（タタキ台）（制度部）	133
27.	平 26.10.31	平成 26 年度の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業 （無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）について（通知）	137
28.	平成 26 年度	の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業 （無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）に係る留意事項	139

小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項（三者協定）

我が国の申告納税制度は、納税者自身による申告の他には、税理士の関与、青色申告会の指導、税務署の納税相談等によって支えられてきたが、特に小企業納税者については、記帳から申告までの一貫した積極的な指導に欠けるところがあった。

このようなことは、申告納税制度の今後の健全な発展の上からみて好ましくないので、この際、これらの納税者のために、税のよき相談の場を提供し、記帳から申告にいたる一貫した、かつ、継続的な指導を行うことが特に必要であり、これはまたこれらの納税者の求めるところでもあると思われる。

このような目的にそい、小企業納税者の要望に応えるため、全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会および国税庁は、下記の施策を行うことを了解する。

記

- 1 全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会は、その組織を通じ青色申告会の機能および税理士の職能に応じて相協力し、その地の実情に即した方法により、小企業納税者に対する記帳、決算から申告に至るまでの一貫した指導（特に必要がある場合は記帳代行を含む）を可及的速やかに実施する。
- 2 国税庁は、上記の施策に対しできる限りの支援、協力を行う。また、関係機関を通じて特殊法人たる商工会議所および商工会に対して協力を求める。
- 3 全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会ならびに国税庁は上記1の施策の円滑な実現を図るため、それぞれの組織を通じ、必要に応じ協議会を設け諸般の問題を協議する。

昭和 38 年 10 月 30 日

全国青色申告会総連合会長	林	慶之助
日本税理士会連合会会長	前	田 幸 蔵
国 税 庁 長 官	木	村 秀 弘

いわゆる三者協定における了解事項の趣旨等

- 1 協議会は、小企業納税者に対し、記帳から申告までの一貫した税務指導を行なうための具体策を協力する機関であり、税務指導を実施する機関ではない。
- 2 「青色申告会の機能」とは、青色申告制度の向上と適正納税の実現を目的として税務知識の普及、自主記帳の推進運動等を行なうものである。
- 3 「税理士の職能に応じて」とは、税理士は税理士法第2条の本来の業務を行なうことによって協力するものであり、この業務は税理士以外の者は行なえないことを意味する。
- 4 上記税理士業務のうち「税務書類の作成」及び「税務相談」の意義は次のとおり了解する。
 - イ 税務書類とは、申告書、申請書、請求書等税務官公署に提出する書類及びこれに添付する書類をいう。故に例えば、申告書に添付する決算書、勘定内訳書、収支計算書、上申書及び嘆願書等はすべて税務書類である。
 - ロ 税務計算の目的で納税者の帳簿類を作成し、又は記帳指導する行為は、税務相談に応じたことと認められ、税理士法違反となる（大阪高裁判決昭和25年（う）第2677号）。

（高裁刑事判決特報第23号所載）

税務代理士法違反被告事件

大阪高裁 昭和25年（う）第2677号

昭和26年2月26日第7刑事部判決棄却

（判示事項）

税務代理士法第1条にいう「相談」の意義

（判決要旨）

弁護人の控訴趣意について

弁護人は、税務代理士法第1条にいうところの相談は、専門的知識に属する事柄を指称し且つ相談者に対し指示的意見を発表する場合を意味し、本件のような通俗的事柄について他人に教える場合は同条の相談に該当しないと主張するけれども、所論の理由なきこと原判決説示の通りであって、所論は独自の見解にすぎない。

税務代理士法第1条は相談に応ずべき事項として「租税ニ関シ……審査ノ請求訴願ノ提起其ノ他ノ事項」と規定し、その相談の内容を必ずしも弁護人の主張するような専門的知識を与える場合に限定しているものとは解せられない。文字を知らない者に文字を教えるというような通俗的な事柄を指すものではないことは勿論であるが、いやしくも前記事項に関し税務署に対して交渉せんとする者の相談を受けて指示を与えることは同条にいわゆる相談に応ずることに該当するのである。原判決挙示の証拠によれば被告人は昭和22年度の所得税又は昭和23年度の取引高税に関する審査請求につき、A等数百名から同人等所轄東成税務署に提出する審査請求書の作成等につき相談を受け指示を与えたことが認められる。論旨は理由がない。

税理士会長 殿

日本税理士会連合会
会長 前 田 幸 蔵

小企業納税者に対する税務指導について

- (1) 全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会および国税庁は、小企業納税者に対し、記帳から申告に至る一貫した、かつ、継続的な指導を行なうことを目的として、協力体制を強化するため協議して来たが、昭和 38 年 10 月 30 日別紙「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」のとおり了解に到達した。
- (2) 日本税理士会連合会（以下「本会」という。）は、別に定める「簡易税務受託所運営要項」及び上記了解事項に基づき、その円滑な実現を図るため、各税理士会（以下「各会」という。）の実施すべき施策の要領を別記のとおり定めたから、各会は別記要領を基準としてその地の実情に即した方法により、小企業納税者に対する税務指導を可及的速かに実施せられたい。
- (3) なお、青色申告会と税理士会とは表裏一体の関係において、それぞれその機能と職能に応じた方法で相提携し、税務行政に協力するものであるから、それぞれの領域を侵犯することのないよう配慮せられたい。

記

(一) 地区協議会への参画について

- 1 各会は連合会と国税庁との了解事項に基づいて設置される地区協議会（地区青色申告会連合会、税理士会、国税局）の構成員となり、小企業納税者に対する税務指導運営に関する諸事項の協議に参画する。
- 2 各会は下部組織（支部又は部会等）に対し、各税務署を単位として設置される 1 に準ずる協議会（青色申告会、税理士会支部又は部会、税務署）の構成員となり、協議に参画するよう指導する。
- 3 税務署の管轄区域内に税理士会の部会及び青色申告会の一方又は双方が設けられていない場合、又は設けられていても弱体その他特別な理由で協議会の構成員として不相当と認められる場合は、夫々その上部機構である税理士会又はその支部及び地区青色申告会連合会が構成員となる。
- 4 協議会は定期又は随時に開催され、状況に応じ、その構成員以外の団体（以下「協力団体」という。）たとえば納税協会の青色部会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会、地方公共団体等に協力又は参加を求めるものとされている。
- 5 協議会は、小企業納税者の範囲およびこれらに対する税務相談、申告指導並びに記帳決算指導（以

下「相談並びに指導」という。)に関する実施の具体策を協議するものとする。

(二) 簡易税務受託所の設置について

- 1 各会は、小企業納税者に対する相談並びに指導を常時継続的に実施するため別に定める「簡易税務受託所運営要項」に基づき簡易税務受託所（以下「受託所」という。）を常設するものとする。
- 2 受託所の設置については、税理士会の施設のほか、協力団体の施設を利用する等現地の実情に即した方法によるものとする。
- 3 税理士会以外の団体の施設を利用する場合の留意事項については別途指示する。

(三) 相談並びに指導について

- 1 小企業納税者に対する相談並びに指導は、各会が設置する受託所の組織を通じて行なう。
- 2 相談並びに指導の業務は、税理士が受託所の職員を指導監督して行なう。
- 3 受託所の整備が完全でなく、その機能を充分発揮するに至らない間は、当該地区の税理士会支部若しくは部会は、相談並びに指導を行なうべき小企業納税者を所属税理士会員に割り当て、受託所設置の趣旨に合致した低廉な費用をもって、相談並びに指導を行なわしめる。
- 4 相談並びに指導は、低廉な費用で行なうことを旨とし、現地の実情に応じ、その基準を協議会において協議決定する。
- 5 受託所が記帳請負をする場合に、需要者が多く受託所職員だけでは消化できないときは、税理士会に依頼して所属税理士会員に可能な件数を低料金で引受けてもらうものとする。
- 6 高額所得者および事業形態の複雑な者ならびに法人に組織替えした者等については、受託所は税理士会に連絡し、税理士の関与を求める。

(四) その他

- 1 青色申告者の育成
税理士は、上記相談並びに指導に当っては、小企業納税者に対し青色申告をするよう指導するものとする。
- 2 積極的な広報
小企業納税者に対し、本施設に関する積極的なPRを行なう。
- 3 実施状況の報告
各会は、上記施策に関する毎月の実施状況を翌月10日までに本会に報告するものとする。
- 4 予算上の措置
本施策に要する費用は、受託所の収入をもって支弁する。但し、不足を生じた場合は、実施状況の実態を検討した上で別途考慮する。

直所 1 - 86

官総 8 - 93

昭和 38 年 11 月 21 日

中小企業庁長官

中 野 正 一 殿

国税庁長官 木 村 秀 弘

小企業納税者に対する税務指導についての協力依頼について

小企業納税者についてはかねがね御配慮をいただいておりますが、今般この件について、全国青色申告会総連合会長および日本税理士会連合会会長との間に別紙「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」が成立し、これを機に三者相協力して小企業納税者に対する税務指導を積極的に行なうことになりましたので、今後一層の御協力をいただきたく、よろしく申し上げます。

なお、今後は当庁、国税庁および税務署の職員が税務指導の実施につき、貴庁ならびに貴庁所管の特殊法人たる商工会議所および商工会の御協力をいただきにしばしば伺うことになるかと存じますので、関係者にもこの旨よろしく伝達下さるよう重ねて申し上げます。

官総 8 - 103
直所 1 - 90
昭和 38 年 12 月 3 日

国税局長 殿

国税庁長官 木 村 秀 弘

小企業納税者の税務指導について

標題の件については、去る 10 月 30 日に全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会および当庁との間において協議が成立し、その趣旨にそって各地において事実上それぞれの地域に即した指導体制がとられつつあることと思うが、協議決定された了解事項（別紙 1）に基づく「小企業納税者に対する税務指導要領」が今回別紙 2 のとおり三者間において了解に達し、実施の細目については各局、署において、それぞれ現地の実情に即して青色申告会および税理士会と協議のうえ決定することとなったので、可及的速やかに実施するよう万全の措置を講ぜられたい。

おって、日本税理士会連合会においても、別紙 3 のとおり各単位会に対して局、署に対する全面的な協力量指示済であるので、申し添える。

別紙 1 は 70 頁参照、別紙 3 は 72 ～ 73 頁参照

別紙 2

小企業納税者に対する税務指導要領

1 方針

小企業納税者に税に関する知識を普及するとともに、記帳方法の指導、決算書作成の指導援助、申告書作成等申告納税に必要な諸手続の履行について、低廉な費用で、具体的な援助を与え、とかく小企業納税者がいだきがちな税に対する不安と畏怖感を払拭し、自主申告制度の本姿の実現に寄与することを目的とする。

2 要領

- (1) 小企業納税者に対する税務指導は、できるだけ低廉な費用で行なう。
- (2) 税務指導は青色申告者に限定せず、広く白色申告者も対象とする。

なお、青色申告会及び税理士会は、相互に相手の立場を尊重し、税理士の職域の拡大と税務指導をうける納税者の数の増大確保に努める。

- (3) 小企業納税者に対する税務指導の必要性については、地域により緩急があるので、緊急を要する地域から早急に着手し、重点的に実施する。

(注) 緊急を要する地域以外の地域においても、昭和 38 年分の確定申告期、または昭和 39 年分の記帳開始期までには税務指導が行える体制をとれることが望ましい。

- (4) 協力方法は地域ごとの協議会において協議して定めることとするがこの場合次の点に留意する。
 - (イ) 協力は、それぞれの組織を通じて行なう。
 - (ロ) 税理士は、無料ないしできるだけ低廉な費用で税務指導に協力する。
 - (ハ) 協力の方法は、その地域の実情に即した方法による。
- (5) 国税庁は、税務指導を行う民間団体の職員に対する税務研修を積極的に援助しその資質向上に努める。
 - (注) 研修会場の供与、講師の派遣を行う。
- (6) 中小企業庁と協議し、特殊法人たる商工会議所及び商工会の協力をうける。

3 協議会の設置

- (1) 協議会は、庁、局、署の各段階に設け、了解事項の線にしたがって具体的に協力する。協議会は定期または随時に開催するが状況に応じ商工会議所、商工会、地方公共団体、納税貯蓄組合の参加を求める。
- (2) 現地で協議が整わないときは、上部の協議会でさらに協議する。この場合全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会の指導を期待する。

38 年企庁第 1276 号
昭和 38 年 12 月 20 日

国税庁長官 殿

中小企業庁長官

小企業納税者に対する税務指導について（照会）

昭和 38 年 11 月 21 日付け貴信直所 1 - 86、官総 8 - 93 号をもって標記の件について御依頼がありましたが、商工会議所および商工会が税務指導を行なうに際しまして税理士以外の者が記帳または決算書の作成に関し指導または代行の業務を行なうことが税理士法の規定に抵触するか否かにつきまして疑義がありますので、この点に関する貴庁の御見解を御回示下さるようお願いいたします。

直所 1 - 3

官総 8 - 4

昭和 39 年 1 月 14 日

中小企業庁長官 殿

国税庁長官

小企業納税者に対する税務指導について (昭和 38.12.20 付 38 年企庁第 1276 号照会に対する回答)

標題の件について下記の通り御回答致します。

- 1 慣行的な会計処理方式にしたがって税理士以外の者が記帳または決算書の作成に関する指導または代行を行なうことは、何ら税理士法に抵触するものではないと考えられます。
- 2 申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類、いわゆる「税務書類」の作成は、税理士の業務とされております。従って、商工会議所または商工会で申告書、申請書の作成まで指導を行う場合には、税理士を委嘱する必要があります。
- 3 税務指導を行なうに当たって、商工会議所または商工会が記帳または決算書の作成の指導もしくは代行または申告書の作成のどの段階までを行なうことが適当であるかについては、各地の実情によりそれぞれ相違があるかもしれませんが、記帳から決算を経て申告まで一貫した指導を行なうことが望ましいので、従来の実情を尊重するとともに税理士との密接な連携体制を確立されるよう、各地の商工会議所または商工会が税務署および税理士と十分協議をとげられることが適当であろうと考えられますので、念のため申し添えます。

知 事 殿

中小企業庁長官

小企業納税者に対する税務指導について

標記の件について、別添の通り、国税庁長官から協力依頼があったが、小規模事業者に対する税務指導は経営改善普及事業の重要な一環であることに鑑み、下記要領によりこれに協力するよう貴庁管内の商工会議所、商工会を指導されたく、よろしく申し上げます。

記

- 1 経営指導員が小規模事業者に対する税務指導を行なう際において税理士以外の者がかかる業務を行なうことに関する税理士法の解釈は別紙 1 及び 2 のとおりである。
- 2 具体的な指導の実施に当っては、当該地区において営業している税理士の数、青色申告会の有無その地方の実情を充分勘案し、その地域の実情に即した指導体制をととのえることが必要であるので、地元の国税局、税務署、税理士会、青色申告会等の関係諸機関と事前に充分協議し、相互に協力して行なうようつとめることとする。
- 3 経営指導員の税務に関する指導能力を向上させるため、39 年度の経営指導員研修会は特に税務に重点を置いて実施することとし、そのため講義、課目、教材等について事前に国税局等と充分連絡し、必要があれば講師の派遣、教材の提供等についてその協力を求めることとする。またこれ以外にも税務当局の行なう講習会に指導員を派遣するなど適宜指導員の税務指導能力の向上に努めることとする。
- 4 なお、商工会、商工会議所が税務指導を実施することに伴って、39 年度予算（政府原案）では専門指導員謝金等を拡充すること等のために、講習会等開催費を 46,172 千円増額することを予定しているが、その細目については、39 年度予算の実施細目が決定し次第追って連絡する。

別添は 74 頁、別紙 1 は 77 頁、別紙 2 は 78 頁参照

日本税理士会連合会と日本税務協会との間の小企業納税者 に対する税務指導の実施に関する了解事項

日本税務協会が行なう小企業納税者を対象とする税務指導に関し、日本税理士会連合会は、これに協力することとし、両会は、その実施方法につき下記のとおり了解事項を取極め交換する。

記

- 1 日本税務協会が税理士及び税理士事務職員に指導を委嘱する場合は、各地区税理士会の組織を通じてその派遣を要請するものとする。
- 2 税理士事務職員及び青色申告会職員に担当させる指導は記帳指導の段階に限り、税務指導には及ばないこととする。
- 3 謝金は下記区分によりそれぞれ、その金額を最高限度として、現地の実情に応じなるべく低廉な金額を定めることとする。
 - (イ) 税理士に対するもの 3,000 円
 - (ロ) 税理士事務職員に対するもの 1,000 円

昭和 41 年 6 月 20 日

日本税理士会連合会
財団法人 日本税務協会

小企業納税者に対する税務指導対策のあり方についての考え方と方針

(昭和 45 年 6 月 10 日策定)

日本税理士会連合会

はじめに

小企業納税者に対する適切かつ合理的な税務指導対策は、わが国申告納税制度の健全な発展のうえに不可欠の要請である。ところが過去数年間におけるわが国のその指導體制、指導方法等を考察してみると、必ずしも適正な方向を歩んでいるとは思われず、その運用面においてもまた多くの問題点が指摘できる。

ここにおいて、われわれは、既存の税務指導體制のあり方を省察し、その合理的な改善強化を図っていかねばならないと考えるが、それには解決を要する二つの大きな問題点がある。その一は、いわゆる三者協定を中心とする指導のあり方を再検討し、その改訂をすすめることであり、その二は、税理士の職域確保への自主的指導體制の確立である。

本会においては、過去数年間に亘り、小企業納税者に対する税務指導対策のあり方について検討をかさねてきたが、このほど別添のとおり方針をとりまとめた。

その構成は次のとおりである。

- 1 まず、小企業納税者に対する税務指導體制の発足及び経過をたどり、
- 2 次に、この過程を通じて生じた種々の問題点に触れ、
- 3 ひるがえって、いわゆる三者協定の内容を再検討して、その改正の必要性を述べ、
- 4 さらに、税理士会独自の税務指導所設置の緊急性を強調し、
- 5 最後に、日税連の考え方と基本方針を明らかにした。

I 小企業納税者に対する税務指導體制の推移

- 1 わが国の申告納税制度は、納税者自身による申告の他には、税理士の関与、青色申告会の指導、税務署の納税相談等によって支えられてきたが、とくに小企業納税者については、記帳から申告までの一貫した積極的な指導に欠けるところがあった。このような状態は、申告納税制度の健全な発展の上からみて好ましくないため、これらの納税者のために、税のよき相談の場を提供し、記帳から申告に至る一貫した、かつ、継続的な指導を行なうため、昭和 38 年 10 月 30 日、国税庁、全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会の三者間において、小企業納税者の税務指導に関する了解事項（いわゆる三者協定）が締結された。その内容は、「①全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会は、その組織を通じ青色申告会の機能および税理士の職能に応じて相協力し、その地の実情に即した方法により、小企業納税者に対する記帳、決算から申告に至るまでの一貫した指導（特に必要ある場合は記帳代行を含む）を可及的速やかに実施する。②国税庁は、上記の施策に対しできる限りの支援、協力を行なう。また、関係機関を通じて特殊法人たる商工会議所および商工会に対して協力を求める。③全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会ならびに国税庁は上記①の施策の円滑な実現を図るため、それぞれの組織を通じ、必要に応じ協議会を設け諸般の問題を協議する。」というものであった。
- 2 一方、日本税理士会連合会では、これにさきだち、小企業納税者救済の目的から全国的に税務経営指導所（以下単に「指導所」という。）を設置する必要性を痛感し、そのための対策を独自の立場において講じつつあった。しかし、その後いわゆる三者協定に基づく指導要領が実施に移されるに及んで、本来税理士会独自であるべきこれらの指導所が、地区によっては「青色申告会の機能及び税理士会の

職能に応じて相協力し、税務指導に当る」という三者協定の内容を反映して変容し、三者協定の趣旨に基づく協力機関の一環として推移してきたものである。

3 このような情勢の推移のもとで、税理士会が行なってきた小企業納税者の指導体制には次の三つの形態が生じてきた。

一つは、税理士会が独立、常設的な設備をもって「税務経営指導所」の標識のもとに専担税理士において指導に当たっているもので、これはすべて当該税理士会の会員が負担する経費によって賄われ、運営される税理士会独自のものである。

他の一つは、税理士会独自のものでなく、税理士会が、青色申告会、商工会議所あるいは商工会等と提携して行なうもので、これは当該団体と税理士会との経費負担によって運営されるものである。

残りの一つは、青色申告会、商工会議所、商工会、日本税務協会等（以下これらを「税務関連諸団体」という。）の要請により当該団体に税理士が輪番制または単独委嘱により出向し、その指導の任に当たっているもので、このための経費は当該団体で賄われるものである。

II 小企業納税者に対する税務指導の問題点と対策

1 小企業納税者に対する税務指導は、もともと税理士に委嘱することもできないような、極めて小規模な企業者に対し、税の知識を普及するとともに、記帳方法等の指導、決算並びに申告書の作成等に関する指導援助などいわゆる申告納税に必要な諸手続、要領等について、低廉な費用で、具体的な援助を与え、とかく小企業納税者が、抱きがちな税に対する不安感を払拭し、相互信頼に基づく「申告納税制度の本旨」実現に寄与することを目的としたものである。しかしながら、税務に関する指導、相談、申告書の作成並びに申告代理等の業務は、あくまでも税理士に専属する固有の業務領域であり、なんびとと雖どもこれを侵すことは出来ないものである。

ところが、その後、税務関連諸団体がこの分野に進出してきたことによってその分界に混乱を惹起し、種々の問題、弊害が生じて今日に至っている。

2 その主な問題点に触れてみると次のとおりである。

(1) 税務関連諸団体はそれ自体税理士業務を行ないうる法的裏付を有するものではないにも拘わらず、この点についての認識の徹底を欠いていること。

(2) 税務関連諸団体が行なう指導業務は、その所属会員全般を対象とした普遍的なものではないにも拘わらず、特定者に継続して、しかも有料で行なわれていること。

(3) 小企業納税者の税務指導に対する財政的な助成は、中小企業基本法に基づく助成金に包括され、その性格が不明確になりつつあること。

(4) 税務指導の衝にあたる税務関連諸団体の職員は、税理士の指導を嫌い、円滑な協調が出来ないのは勿論、自ら臨時税理士の資格付与を得て税務指導の恒常化を図らんとする運動を推進していること。

(5) 税理士の実質的な指導実績が歪められ、適正な指導評価がなされず、その主体性が軽視されていること。

(6) 税理士の職域がこれ等税務関連諸団体の指導業務の拡大によって、日増しに侵害されつつあること。

(7) 税務指導方向の多岐化により、税務行政を混乱に陥れるおそれのあること。

- 3 これらの問題点を解決するためには基本的には次のような対策が講ぜられなければならない。
- (1) 税理士業務の範囲を明確にし、税理士以外には税理士業務を行ない得ないことの周知徹底を図ること。
 - (2) 税理士法に違反し、税理士業務を侵害するものがある場合は、団体の如何を問わず、厳しい態度で臨み、場合によっては法的措置を講ずること。
 - (3) 税理士業務の公共性に鑑み、税理士会は進んで、独自の税務指導体制を確立すること。
 - (4) 税理士会傘下の税務指導機関を公益法人化し、国家助成金による財政的援助を受けられるよう、これにともなう、諸問題も含めて、検討すること。
- なお、以上の対策を具現化するためには、まず、いわゆる三者協定の再検討が必要となってくるが、同時に、税理士会の指導所の設置方針及び基準が明確に打出されなければならない。

Ⅲ いわゆる三者協定の問題点と改訂の方向

すでに問題点として指摘したもののほか、いわゆる三者協定自体に内在する次のような問題点がある。

1 問題点

(1) 社会的税務環境の変化

いわゆる三者協定は昭和38年10月に締結されたが、その当時と、締結後7年を経過した今日とでは、税務指導に関するその社会的環境は実質的に大幅に変化しており、現実と遊離した協定内容について種々の批判が生じている。

(2) 協定当事者

いわゆる三者協定締結以降、この協定当事者以外の税務関連諸団体が小企業納税者の税務指導に進出しており、このため現在これらの諸団体が行なう指導業務と税理士会が行なう税務指導との間に複雑な問題を誘発している。

(3) 職能分野における主導性の所在

三者協定によれば「青色申告会はその本来の機能を発揮し、税理士会は税務専門家としての職能を提供することによって相協力し、税務指導の成果を挙げる。」と解すべきところを、小企業納税者の税務指導に関する限り、機能と職能の分野において両会が平等かつ対等に行動することが、容認されたかのごとき印象を与えており、職能分野における主導性が不明確である。

(4) 税務申告と記帳代行

税務申告を直接の目的とする記帳代行等は、本来、税理士固有の業務である。しかるに「特に必要ある場合は記帳代行を含む」のいわゆる三者協定のこのカッコ書きの部分が今日諸団体の行なう業務内容の軸をなしている感がある。

しかし、この業務は、諸団体本来の目的外であり、税理士会はかつて、諸団体の行なうこの種の業務を容認したことはない。

(5) 責任の所在

諸団体が行なう指導はその所属会員を対象とすべきものであり、特定の者に継続して上記(4)の業務を行なうことは、その本来の趣旨に反するのみならずそれにともなう責任の所在が不明確である。

(6) 指導対象

いわゆる三者協定にかかる指導対象は、個人業者であって青色申告特典控除前所得 70 万円以下のものとされてきたが、この協定成立当時と現在とでは所得の伸びに著しい変化が生じている。

2 改訂の方向

(1) 協定当事者の拡大

現在の協定当事者以外に、商工会議所、商工会、日本税務協会等の税務関連諸団体及び中小企業庁を含めた協定に改訂すべきである。

(2) 職能、機能及び責任の所在の明確化

税理士業務の範囲を具体的に協定のなかに明記して、周知徹底を図るとともに、諸団体はそれぞれ本来の立場に戻って相協力出来るよう改訂し、責任の所在を明らかにすべきである。

(3) 組織と組織の連繫確立

税理士会の自主性を確立するうえから、個人的関与形態を排除して、組織と組織との連繫による指導体制を確立すべきである。

(4) 税務申告を目的とする記帳代行業務の移譲

税務関連諸団体が行なっている標題の業務は、これを当該地区の税理士会に逐次移譲せしめて、諸団体は専ら所属会員に対する普遍的な指導面に専任する方向に改訂すべきである。

(5) 指導対象の拡大

特典控除前所得 100 万円以下程度に広げるべきである。

IV 税理士会の税務指導体制の確立

税理士会独自の税務経営指導所の設置ないしその整備確立の方針及び基準は次のとおりとする。(以下にいう指導所とは、「税務経営指導所」を指す。)

1 指導目的

小企業納税者が、自己の事業の財政状態及び経営成績を的確に把握するとともに、自主的に適正な納税申告を行なえるよう指導するものとする。

2 指導形態の移行と指導所の設置

現在、税理士会が全国各地で行なっている形態には、遺憾ながら、主体性の乏しい名目的な出向ないし顧問形態が多い。本会の基本方針(後記)に則り、税理士会の主体性ある小企業納税者の税務指導対策を実現していくためには、これを改め、顧問形態から提携形態へ、提携形態からさらに独立形態へと移行するよう努力する必要がある。

(1) 各税理士会は、支部または、部会毎に原則として小企業納税者のための独立、常設の指導所を設置し、この指導所には会員(専担税理士)を配置する。この形態を独立形態という。

(2) (1)の独立、常設の指導所設置がさしあたり困難な支部または部会においては、他団体等と提携して(1)に準ずる(税理士会が主導態勢を有する)指導所を設ける。この形態を提携形態という。

3 指導所の運営

当該地区の税理士会支部または部会が指導所の運営に当り、その自主性を保持していく。また、その運営費は、記帳代行料、協力団体を通じての受託料、その他の収入を得て賄うものとする。

4 他団体との関係

- (1) 指導所は、当該地区の税務署及び他団体と連絡を保ち、小企業納税者の紹介を受けて、その指導に当る。
- (2) 指導所は、諸団体が行なっている記帳代行業務の逐次移譲を受け、その実質的指導に当る。

5 指導期間

指導期間は原則として2年以内とし、それ以後は指導を打ち切り、自主記帳、自主申告とするか、または当該地区の税理士個人の関与とする。

この2年目以降の税理士個人への関与の切り替えは、当該地区の税理士会がその実情に応じ、適切なる方途を講ずるものとする。

6 指導報酬

各地の実情により異なるが、原則として記帳代行料月額2千円程度、決算手数料は記帳代行料の4か月程度とする。

7 対象企業

指導所の対象企業は、原則として個人経営者であって、特典控除前所得が年間100万円以下の小規模事業者とする。

V 本会のとるべき税務指導対策の基本方針

以上にわれわれは、小企業納税者に対する税務指導について、その推移から問題点並びに対策、さらには対策推進のために必要とされる、いわゆる三者協定の再検討及び税理士会独自の税務指導所の設置に及んできた。

ひるがえって、わが国における小企業納税者に対する税務指導の実態を見るに、実質的には末端組織に至るまで税理士がその任に当たっているにもかかわらず、外形的にも、また社会的にも、それほどに評価されず、経済的にも何ら国の補助を得ていない。のみならず、最近においては税理士そのものの本来の職域ならびに職能が、他の税務関係諸団体によって侵害されつつあるのが現実の姿である。

かくて、われわれは、いまこそ税理士本来の職能の確立と職域確保のために、小企業納税者の税務指導に対し、緊急にして適切なる対策を講ずべき時点に到来したものと考える。

これまで述べて来たところの総合的結果として、われわれは税理士会の小企業納税者に対する税務指導対策について、そのとるべき方針を次のとおり明らかにするものである。

基本方針

税理士の職能ならびに職域の対象には不特定多数の幾百万という小企業納税者がある。この多数の小企業者に対し、税理士会がその組織をあげて有効適切なる指導体制を確立することは、わが国申告納税制度の健全な発展に資すべき税理士の社会的使命に応えるものである。のみならずそれはまた同時に、わが国税務行政の円滑化、適正化にも大きく寄与するであろう。

以上の理念に則り、日本税理士会連合会及び各税理士会は可及的速やかに「いわゆる三者協定の改訂」と「税理士会の、税理士による自主的な税務経営指導所の設置ないし、その整備確立」に組織をあげて努力するものとする。

官総 6 - 8
直所 1 - 1
昭和 47 年 2 月 3 日

国税局長 殿

国税庁長官

商工会の役職員に対する臨時の税務書類の作成等の許可について

標題のことについては、2月3日税理士法施行令（昭和26年政令第216号）第14条が改正され、商工会の役職員にも税理士法（昭和26年法律第237号）第50条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可をすることができることとなった。

政令を改正した趣旨は、国税庁、中小企業庁、日本税理士会連合会および全国商工会連合会の四者が、従来どおりの協力体制を維持しつつ、従来とかく税務指導の行き届かなかった地域についても、名実ともに備わった指導体制を樹立し、もって小規模企業納税者に対する税務指導の実をあげることにある。

なお、その具体的運用については、上述の関係四者間において、別紙「税理士法施行令第14条中「商工会」に関する了解事項」（以下「了解事項」という。）のとおり協議が成立したから、政令改正および了解事項の趣旨にそって、下記事項に留意のうえ、適切な運用を図ることとされたい。

記

1 商工会等と税理士会等の協議について

商工会等と税理士会等の両者間の協議が円滑に行なわれるよう国税局長および関係税務署長は関係方面と協議のうえ、必要な指導を行なうこと。

2 了解事項について

(1) 記の1の本文の協議は、商工会および税理士会の都道府県単位程度の組織が中心となり、これに税理士会および同支部（都道府県単位のものを除く。）ならびに商工会が加わって行なうことに了解がついているから留意すること。

(2) 記の1の(2)の「おおむね20キロメートル」については、画一的に判断することなく、税理士会または商工会の事情等により弾力的に運用することとなっているから留意すること。

(3) 記の3の「所得金額（特典控除前）150万円以下の者」とは、当該年分の所得金額（特典控除前）が150万円以下の者をいうこととなっているから留意すること。なお、150万円については、「おおむね」となっていないが、それと同様の趣旨で判定すること。

3 その他

(1) 商工会の経営指導員に許可を与える際の事務手続は、他の場合とまったく同様であるから、税理士法事務取扱規程（昭和26年政令特第29号）等の定めるところにより行なうこと。

- (2) 商工会の経営指導員に許可を与えても、当該商工会について税理士の協力がまったく不必要になるということではなく、調査の立合い等の税務代理、了解事項記の3に掲げた者以外の者の税務書類の作成等は、引き続き税理士が行なうのであり、また、小規模企業納税者の税務書類の作成等を税理士と許可を受けた商工会の経営指導員が協力しつつ共同で行ない、税務指導の実をあげることはむしろ好ましいことであるから誤解のないようにすること。
- (3) 商工会の役職員のうち許可を受けない者が税務書類の作成等の事務を行なうことが、税理士法第52条の規定に違反することは当然であること。

税理士法施行令第 14 条中「商工会」に関する了解事項（四者協定）

わが国の申告納税制度は、納税者自身による申告のほか、税理士の関与、商工会等の指導、税務署の納税相談等によって支えられている。

ところで、納税者のうち特に小規模企業納税者の指導については、関係当局および協力団体は一致協力して推進してきたところであるが、これまでのところ種々の障害にはばまれ、所期の効果を十分にあげ得ていないのが実情である。

このたび税理士法施行令が改正され、商工会の役職員にも臨時の税務書類の作成等の許可を与えることができることとなったことに伴い、国税庁、中小企業庁、日本税理士会連合会および全国商工会連合会は、従来どおりの協力体制を維持しつつ、これを補完する形でこの制度を運用し、小規模企業納税者に対する指導体制の一層の充実を図るため、下記の事項を了解する。

記

1 対象とする商工会は、次のすべての要件をみたすものであって、かつ、当該商工会および都道府県商工会連合会ならびに税理士会および同支部との間で協議が整ったものに限るものとする。

- (1) 当該商工会の地区内に税理士事務所が皆無であること。
- (2) 当該商工会ともよりの税理士事務所との距離がおおむね 20 キロメートルをこえるものであること。
- (3) 5 年以上経営改善普及事業に従事している経営指導員が常勤している商工会であること。

(注) 商工会の所在地が東京国税局および名古屋国税局の管轄区域内にある場合における税理士会および同支部は次による。

(商工会の所在地)	(税理士会および同支部)
東京都	東京税理士会および同支部
神奈川県、千葉県、山梨県	東京地方税理士会および同支部
名古屋市、岐阜県	名古屋税理士会および同支部
名古屋市を除く愛知県、静岡県、三重県	東海税理士会および同支部

2 国税局長が許可を与える経営指導員は、一個の商工会につき、上記 1 の (3) の条件を満たす経営指導員 1 人とするものとする。

なお、許可を与える税目は、申告所得税とし、期間は確定申告時期の 2 ヶ月以内とするものとする。

3 許可を受けた経営指導員が、臨時に税務書類を作成する対象は、商工会の継続記帳指導を受けている者で、所得金額（特典控除前）150 万円以下の者とする。

なお、この所得金額は、2 年ごとに再検討するものとする。

4 許可を受けた経営指導員が行う事務の範囲は、税理士法第 50 条に規定する範囲に限るものとし、いやしくも許可を受けた期間をこえてその事務を行ったり、あるいは税務調査の立会をしたりする等税理士法違反の行為がないよう全国商工会連合会は指導監督を徹底するものとする。

- 5 国税庁および中小企業庁は、日本税理士会連合会、全国商工会連合会等の協力を得て小規模企業納税者の指導体制の一層の充実を図るとともに、中小企業指導関係費の増額に努力するものとする。
- 6 国税庁、中小企業庁、日本税理士会連合会および全国商工会連合会は、上記の施策の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を通じ、必要に応じ諸般の問題を連絡協議するものとする。

昭和 47 年 2 月 3 日

国 税 庁 長 官	吉 国 二 郎
中 小 企 業 庁 長 官	高 橋 淑 郎
日本税理士会連合会会長	木 村 清 孝
全国商工会連合会会長	小 川 平 二

「税理士法施行令第14条中『商工会』に関する了解事項」の一部改正 についての了解事項

昭和47年2月3日付「税理士法施行令第14条中『商工会』に関する了解事項」(以下「了解事項」という。)の一部を、下記のとおり改正することを了解する。

記

了解事項記3中「300万円」を「400万円」に改める。

平成3年1月21日

国 税 庁 長 官	角 谷 正 彦
中 小 企 業 庁 長 官	高 橋 達 直
日本税理士会連合会会長	片 岡 輝 昭
全国商工会連合会会長	佐 多 宗 二

小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、小規模納税者に対する税務援助事業を適正かつ円滑に実施するため、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 小規模納税者の税務援助事業に対する税理士会及び商工会の協力体制について

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、それぞれの組織を通じ、税理士の職能及び商工会の機能に応じて相協力し、その地域の実情に即した方法により、小規模納税者に対する税務援助事業を適正かつ円滑に推進することとする。

2. 税務援助対象者の範囲及び取扱い等について

(1) 税務援助の対象者

税理士法第49条の2第2項の趣旨に基づいて行う、税務援助の対象者に対する指導（経営改善普及事業等の実施方針《平成2年度》Ⅱの4の（8）の事業）は、各地域の実態を尊重するものとするが、原則として前年分の所得金額（特典控除前）400万円以下の事業者を対象とするものとする。

(2) 経過措置

上記（1）の所得金額を超える事業者については、自主申告又は税理士関与に移行するよう指導することとするが、当分の間の措置として、各地域の実情を踏まえ、当事者たる税理士会、都道府県商工会連合会（商工会）がその取扱いについて協議し、税理士法違反若しくはこれに類する紛らわしい行為が行われることのないよう配慮しつつ、円満な解決を図っていくこととする。なお、同一の対象者に対する税務援助の期間については、長期間にわたることがないように配慮する。

(3) 税理士の派遣

税理士会は、上記（1）の税務援助を必要とする商工会の要請に基づき、当該商工会と十分協議のうえ、適切な税理士を派遣するものとする。

3. 税務援助事業に関する協議の場の設置について

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、小規模納税者に対する税務援助事業が適正かつ円滑に行い得るよう、定期的に協議するほか、都道府県又は市町村の段階においても、それぞれの地域の実情を勘案し、協議の場を設けるよう指導する。

4. 申し合わせ内容の見直しについて

本申し合わせの内容については、各地域における実施状況等を見ながら、原則として2年毎に見直すものとする。

平成3年5月27日

日本税理士会連合会会長 片岡輝昭
全国商工会連合会会長 佐多宗二

(別添)

平成3年5月27日

日本税理士会連合会

全国商工会連合会

「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」の取扱い 並びに解釈について

1. 平成3年5月27日付「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ（以下、「申し合わせ」という。）」は、小規模納税者に対する税務援助に係る商工会と税理士会との今後の協力に関する基本的な考え方を示すものである。
2. 各地域において従来から税務援助対象者の範囲等について取決めや慣行が存在する場合はこれを尊重することとする。ただし、当該取決め等が申し合わせ記2. の内容と乖離したものであるときは、早期に当該申し合わせ記2. に基づいて実施できるよう、その取扱いについて当事者たる商工会及び税理士会が協議するものとする。
3. 申し合わせ記2. (1) の「400万円」については、その取扱い額に若干の余裕を見ることは差し支えないものとする。
4. 申し合わせ記2. (3) の「適切な税理士」の派遣とは、派遣を要請する商工会の地区と同一地区に所在する税理士会支部の税理士を派遣する等をいうものとする。
5. 申し合わせ記2. (2) 及び3. における協議の当事者は、原則として、税理士会、同県協議会又は同支部と当該税理士会等の区域に所在する商工会を管轄する都道府県連合会とする。ただし、地域の実情により、商工会と税理士会支部が当事者となることが適当と認められた場合は、当該商工会と当該支部がそれぞれ協議の当事者となることを妨げないものとする。
なお、申し合わせ記3. の協議の場には、必要に応じ関係当局の出席を求めることとする。

商工会との「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」 記2の（2）に定める経過措置の具体的対応策について

平成5年4月21日
正副会長会

I 税理士業務の提供のあり方

税務援助の実施に当たっては、小規模納税者に対する税理士の業務に関する施策を樹立するのが税理士会であり、この施策にしたがって納税者に直接税理士業務を提供するのが税理士会会員である。

ところで、税務援助対象者以外の者に対する業務提供は、税理士本来の固有の業務であり、税理士会は会員の個々の業務に必要以上に介入することは好ましくない。

会員は、税理士会が納税者に対し気軽に税理士事務所を訪ねられるような配慮を期待している。

税理士業務の提供は、①納税者の求めに応じ、②適正な報酬を得て、③税理士事務所において、行われるのが基本原則である。

但し、税務援助については、②が除かれ③については過去の経緯等から派遣方式が採用されているものの、今日その弊害が指摘されており、税理士事務所での処理を望む声が徐々に拡がってきている。

II 経過措置による税理士業務提供のあり方

1 商工会との小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ（以下「申し合わせ」という。）の目的は、それぞれの組織を通じて相協力し、税務援助事業を適正かつ円滑にすることにある。

2 ところで、申し合わせ文書記2の（2）は、経過措置として特典控除前所得が400万円を超える者（以下「所得金額を超える者」という。）については、税理士会と都道府県商工会連合会（商工会）とが協議のうえ、この所得金額を超える者を自主申告に移行するよう指導するか又は税理士関与に移行するよう指導することを定めている。

しかし、申し合わせ文書並びに同取扱い及び解釈には、その指導方法等は明記されていない。

3 前記2の協議は、各地域の実情を踏まえて行うこととしているので直接の当事者である地域商工会とその地域の税理士会支部が行うことが望ましい。また、前記協議に基づき税理士関与への移行が相当と判断された場合、税理士会支部は、税理士関与を希望した納税者（以下「関与希望者」という。）が自ら税理士を委嘱する場合を除き、当該関与希望者の委任を受けた商工会から、税理士の斡旋の申し出を受けることとする。

4 前記3の申し出を受けた税理士会支部は、関与希望者、商工会及び税理士（会）の三者の健全な発展を阻害しないよう相互に十分配慮しつつ当該関与希望者に対する税理士斡旋手続きを行うこととする。

（1）税理士会支部の対応

申し出を受けた税理士会支部は、関与希望者の希望等に沿って支部会員のうちから適任者を関与希望者に斡旋する。

（2）斡旋を受けた税理士の対応

① 斡旋を受けた税理士は、関与希望者が商工会の会員であることを十分に認識し、その者に商工会会員として多くのメリット（例えばマル経融資制度の利用）があり、また、商工会の健全な発展を阻害する虞（例えば商工会からの脱退等）が生じないよう十分配慮する必要がある。

- ② 「申し合わせ」の一環として、関与希望者から委任をうけた商工会の申し出により税理士会支部が税理士を斡旋するのであるから、関与希望者を迎えるに当たっては、敷居を低くし気軽に相談できる気運を醸成するとともにその受ける報酬についても長期的視野に立った配慮が必要である。

即ち、税理士本来の業務として税理士事務所を訪れるこの流れを逆流させないよう努めなければならない。

- ③ 斡旋を受けた税理士は、以上の趣旨を踏まえて、関与希望者と話し合って個別契約を締結する。

(注) 1 「申し合わせ」締結の経緯に鑑み、関与希望者の取扱いを税務援助またはこれに準ずる指導および特設の会場で行う税務相談として捉えてはならない(第2の税務援助になるような施策は講じるべきではない。)

2 必要により当初の契約期間を例えば2年とし、経過時に改めて契約する方法も考えられる。

Ⅲ 税理士関与を希望した納税者(関与希望者)の受入れについての実施要領について

以上述べた税理士業務の提供のあり方、経過措置による税理士提供のあり方等を基本として、各税理士会(支部)が関与希望者の受け入れについて実施要領を定める必要がある場合は、別添のひな型を参考として作成する。

商工会との「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」 記2の(2)に定める経過措置により税理士関与を希望した納税者の 受入れに関する実施要領（ひな型）

(1) 趣旨

この実施要領は、平成3年5月27日付で日本税理士会連合会と全国商工会連合会が調印した「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」（同取扱いと解釈含む）により商工会指導から税理士関与に希望する納税者の受入れ（取扱い）について必要な事項を定める。

(2) 目的

税理士関与を希望する納税者（以下「関与希望者」）の委任を受けた商工会から税理士斡旋の申し出があった場合、本会の支部（以下「支部」という。）は、関与希望者の要望に沿って速やかに適切な税理士を斡旋し「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」の円滑かつ効果的な実施を図ることとする。

(3) 立場の尊重

税理士会（支部）及び斡旋を受けた税理士は、商工会及び関与希望者の団体及び個人としての立場を十分尊重し、税理士関与への移行がそれぞれにとって有益なものとなるように努めなければならない。

(4) 申し出の受理

① 関与希望者の委任を受けた商工会からの税理士関与への申し出の受理に関する事項は、当該地域に所在する支部が行う。

② 支部は、関与希望者の委任を受けた商工会から、当該関与希望者に関し、原則として次の事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

(イ) 住所

(ロ) 事業所所在地

(ハ) 氏名

(ニ) 屋号及び業種

(ホ) 電話番号（住所及び事業所）

(5) 税理士の斡旋

上記(4)による申し出を受けた支部は、速やかに支部会員のうちから適任者を選び、その氏名、事務所所在地、その他必要な事項を商工会を経由して関与希望者に文書により通知するとともに当該関与希望者と斡旋を受けた税理士との面談の機会を設けなければならない。

(6) 斡旋を受けた税理士と関与希望者との話し合い

斡旋を受けた税理士は、関与希望者と関与についての具体的な話し合いを行って個別契約を締結し、その旨支部に連絡する。

(7) 商工会への通知

(6)の税理士よりの連絡に基づき支部は、商工会にその旨を通知する。

(8) 報告

支部長は、各事業年度毎に税理士関与へ移行した納税者の実績を翌年4月30日までに本会に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

商工会法（抄）

（昭和 35 年 5 月 20 日法律第 89 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号

（法律の目的）

第 1 条 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会及び商工会連合会を設け、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「商工業者」とは、次のいずれか一に該当する者をいう。

- 一 自己の名をもつて商行為をすることを業とする者
- 二 店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者
- 三 鉱業を営む者
- 四 会社

（目的）

第 3 条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

（事業の範囲）

第 11 条 商工会は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- 一 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 四 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- 五 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- 六 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 七 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 八 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 九 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（抄）

（平成 5 年 5 月 21 日法律第 51 号）

最終改正：平成 27 年 5 月 27 日法律第 29 号

（目的）

第 1 条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 2 条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数以下のものをいう。

- 一 製造業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 20 人
- 二 商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 5 人
- 三 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 当該業種ごとに政令で定める数

（基本指針）

第 3 条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向
- 二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項
- 三 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項
- 四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項
- 五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項
- 六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項
- 七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

3 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（経営改善普及事業に係る補助）

第4条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（第7条第1項に規定する基盤施設事業を除く。以下「経営改善普及事業」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、全国商工会連合会又は日本商工会議所（以下「全国団体」という。）に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に関し全国団体が基本指針に即して商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

中小企業庁（平成2年度）経営改善普及事業等の実施方針（抄）

II 経営改善普及事業

4. 実施方法及び留意点

（8）記帳継続指導

記帳継続指導を行う場合は、以下の点に留意のうえ実施しなければならない。

- ① 継続して記帳指導を受けることを希望する小規模事業者を積極的に募集すること。
- ② 指導は、できる限り同一の指導担当者が継続して同一の対象者に対して行うようにすること。
- ③ 記帳継続指導については、常に記帳継続指導の対象者と接触できる体制を整えておくこと。
- ④ 記帳継続指導を行うに際し、税理士法上税理士業務に係る事項については税理士を、その他専門分野的な知識を必要とする事項等については、必要に応じて指導能力のある者を、専門指導員又は専門相談員として委嘱して行うこと。
- ⑤ 記帳継続指導の実施に当っては、指導対象者に対し直接指導するのみでなく、指導の効率的な推進を図るために事前準備及び事後の整理を行い、記帳継続指導の対象者が他の指導を受ける場合の立ち合い及び記帳継続指導に関する講習会の開催等についても行うものとし、指導実施計画を立て効果的な記帳継続指導を行うよう配慮すること。
- ⑥ 記帳継続指導については、国税局、税務署等関係官庁においても積極的な助力を惜しまないこととなっているが、併せて、税理士会、青色申告会、税務協会等関係民間団体の協力等も得られるよう努めること。

（9）記帳事務代行

記帳継続指導において記帳事務代行を行う場合は、1年を限度とし、引き続き記帳事務代行を行うときは補助対象外の一般指導（指導に要する実費を手数料として徴してよい。）として取り扱うこと。ただし、当該指導対象者の記帳能力が著しく低い等記帳事務代行以外の方法による記帳継続指導が著しく困難であることが明らかな場合には対象事業者に指導期限を示したうえで引き続き記帳事務代行を行うことができる。

（10）記帳機械化

記帳機械化による記帳継続指導は、小規模事業者の省力化、経営指標の把握及び小規模事業者に対する的確な経営指導を行うことが主目的であるので十分な計画をたて積極的に取組むものとする。記帳機械化による記帳継続指導については特に指導年限を設けない。

（11）記帳機械化等集約化事業

本事業は、巡回指導、記帳継続指導等によって得られた個々の小規模企業の財務状況等を県連合会のコンピュータに一元的に集約化し、地域内の小規模企業の経営動向等の属性を把握することにより、経営指導員等の指導に資するとともに指導内容等を保存することによって、以後の指導を効

果的かつ継続した指導となるよう指導環境の整備を図ることを目的とするものであり、その実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 県連合会は、本事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、傘下商工会と十分連携を図って推進するとともに事業の実施に当たっては、学識経験者、業界の代表者、コンピュータの専門家、自治体等を構成員とする委員会等を設け、入力データ、分析手法、活用方法等について詳細な検討を行い、実施計画を作成し、当該計画に従って実施するものとする。
- ② 小規模事業者の属性情報等の入出力、集計、分析等に当たっては、他の県連合会においても本事業を実施することに鑑み、標準的なものを基礎として、必要なシステムの設計及びプログラムの開発を行うものとする。
- ③ 県連合会のコンピュータに蓄積、保存されるデータは、最新のものとしておくことが必要であり、少なくとも年1回は更新することとし、併せてその精度の向上に努めるものとする。
- ④ 特に、個々の小規模事業者の経営、財務内容等の属性情報は、その属性を持つ事業者自身のものであるため、その秘密保持は、十分留意するものとする。
- ⑤ 事業の内容

本事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 県連合会は、小規模事業者の属性情報等を把握するために、必要なシステムの設計及びプログラムの開発を行うこととし、その開発等に当たっては傘下商工会の経営改善普及事業の実施を効果的かつ効率的に行う上で、商工会が活用しやすいものにする事に重点を置くものとする。
- (イ) 県連合会のコンピュータに入力するデータは、小規模事業者の事業所名、企業形態、従業員、財務状況等のほか、経営カルテ、指導事例、景況調査結果など経営改善普及事業の効果的かつ効率的な実施を図るために必要なものとする。
- (ウ) 県連合会は、傘下商工会、小規模事業者等からの照会、相談に常に応じられる体制を整えるとともに、個々のデータを基に積極的に情報を創出し、傘下商工会に提供するよう努めるものとする。

なお、傘下商工会においても、個々の小規模事業者の経営、財務内容等の属性情報については、その秘密保持に十分留意するものとする。

- (エ) 県連合会は、個々のデータ及び創出したデータ等をコンピュータに整理・保存し、その維持・管理に努めるものとする。

(12) 記帳機械化等オンライン化推進事業

本事業は、県連合会又は商工会議所の電子計算機と傘下商工会等の端末機をオンライン化することにより、経営指導員等の小規模事業者に対する指導の効率的、効果的な実施が図られるよう指導環境の整備を図ることを目的とするものであり、その実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 県連合会は、本事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、傘下商工会等と十分連携を図って推進するとともに事業の実施に当たっては、必要に応じて、学識経験者、業界の代表者、コンピュー

タの専門家、自治体等を構成員とする委員会等を設け、オンラインシステムの運用及び提供する指導情報の内容等について詳細な検討を行うものとする。

- ② 県連合会は、傘下商工会等との間のオンラインの適切な維持運営を行うこととし、その運営に当たっては、傘下商工会等の経営指導員等の小規模事業者に対する指導の効率的かつ効果的な実施が図られるようにする事に重点を置くものとする。
- ③ 県連合会は、経営指導員等の小規模事業者に対する指導に資するため、オンラインにより積極的に必要な情報の提供を行うものとする。

(13) 事務代行等

小規模事業者のために行う事務代行等については、その事務量の如何によっては、他の指導に支障をきたすことも考えられるので、極力小規模事業者に対する指導事業が適正、かつ、効率的に行われる範囲に限定するものとする。また、代行手数料等の収入によって採算が可能になった場合は、補助対象外の職員に移管するか又は事務組合を設立してこれに移管するものとし、経営指導員はその運営指導を行う程度にとどめるものとする。

(15) 消費税関係専門相談事業

消費税関係専門相談事業は、消費税が小規模事業者にとってなじみの薄い制度であるため、消費税導入後情報不足、制度に対する誤解等が生ずることが予想されるので、消費税をテーマとした価格転嫁のためのカルテル、その他の法律問題、消費税の内容、税務申告に関する相談、税務書類作成代行及び価格転嫁の方法、POS等記帳機械の導入等の経営相談などの専門相談事業を主として実施し、税制に対する小規模事業者の疑問、不安に応じてゆくことを目的として実施するものとする。

(16) 嘱託専門指導員

広域指導センター又は専門指導センターを設置して行う経営改善普及事業の効果的な推進を図るために広域指導センター又は専門指導センターに嘱託専門指導員を置く場合には次の点に留意するものとする。

- ① 嘱託専門指導員は、企業、国、地方公共団体、指導団体等の退職者等であって、広域指導センター又は専門指導センターの業務である専門分野問題、業種別問題、広域的問題等の相談及び指導に関する専門的知識を有し、人格、識見とも優れ、かつ指導能力を十分有すると認められる者で、当該指導地域の指導ニーズに十分応じられる者でなければならない。
- ② 嘱託専門指導員の委嘱に当たっては、上記①に該当する者の中から十分活動力のある者を選定のうえ県連合会長又は商工会議所会頭が委嘱すること。
- ③ 嘱託専門指導員の委嘱期間は原則として1年間とし、再委嘱を妨げないものとする。

税理士会支部と地区青色申告会との協定書のモデル様式の制定について

《制定の趣旨》

近時、青色申告会の社団法人化の動きが一部地区において見受けられており、当該地区における税理士会支部にとっても重大な関心事となっている。

従来、青色申告会との間においては、「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」（いわゆる「三者協定」）が締結されており、税理士法の遵守と協調関係の保持に努めつつ小企業納税者に対する実効ある税務援助をおこなってきたところである。

そこで、今般、青色申告会の社団法人化に際して、改めて三者協定と税理士法の遵守を確認するとともに、双方の組織の機能と職能に応じて協力し、小企業納税者の指導にあたることによって、両組織の協調関係を更に強固なものとする必要がある。

このため、青色申告会の社団法人化に際し、税理士会支部と地区青色申告会との間で、上記趣旨にかかる話し合いが行われていることに鑑み、その際の協定書のモデル様式を定め参考に供することとした。

ついては、税理士会支部と地区青色申告会とが協定の締結について協議する際には、当該協定書のモデル様式を参考とし、地区の実情を勘案のうえ、締結にあたられたい。

税理士会支部と地区青色申告会との協定書（モデル様式）

（目 的）

〇〇税理士会〇〇支部（以下「税理士会支部」という）と〇〇青色申告会（以下「青色申告会」という）は、昭和38年10月30日に締結した「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」（いわゆる「三者協定」）を遵守し、青色申告会はその機能に応じ、小企業納税者の納税道義の高揚及び納税知識の普及等啓蒙活動を積極的に行い、税理士はその職能を提供することにより相協力し、わが国の申告納税制度の健全な発展を図ることを目的として次のとおり協定する。

（税理士会支部の協力）

第1条 税理士会支部は、青色申告会の機能に応じた事業活動を支援し、税理士及びその関与先の意思を尊重したうえ青色申告会への入会を勧奨するものとする。

（青色申告会の協力）

第2条 青色申告会は、本協定に定める事項及び税理士法の規定を遵守しなければならない。

（税理士会支部に対する依頼及び要請事項）

第3条 青色申告会は、税理士会支部に対し、税理士未関与の会員について次の事項を依頼するものとする。

- 一 所得税、消費税等確定申告書類の作成などに関する指導及び相談業務
 - 二 青色申告会の会員が希望する記帳代行業務
 - 三 その他青色申告会において特に依頼する事項
- 2 青色申告会は、税理士会支部に対し、必要に応じ税務講習会等へ税理士の派遣を要請するものとする。
 - 3 青色申告会は、会員から所得税、相続税、贈与税及び消費税等に関する申告、申請、請求並びに申告書、申請書、請求書等の税務書類の作成について個別に相談を受けたときは、税理士会支部に対し税理士の紹介を要請するものとする。
 - 4 青色申告会は、会員が税務調査を受けた際、その会員が税理士の立ち会いを希望するときは、税理士会支部に対し税理士の紹介を要請するものとする。

(謝金及び報酬)

第4条 前条に定める報酬は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項及び第2項に定める謝金は、税理士会支部と青色申告会が協議のうえ決定するものとする。
- 二 前条第3項及び第4項に定める報酬は、税理士と青色申告会の会員が契約に基づき決定するものとする。

(協定の期間)

第5条 本協定の期間は、特に定めないものとする。

(協議会の開催)

第6条 税理士会支部と青色申告会は、本協定の円滑なる運営を図るため、毎年定期的に連絡協議会を開催するものとする。

- 2 本協定に定められた事項若しくは定めのない事項について疑義が生じたとき、又は変更その他必要があるときは、税理士会支部と青色申告会が協議のうえ、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ各1通を保管する。

平成 年 月 日

所在地

〇〇税理士会〇〇支部

支部長

印

所在地

〇〇青色申告会

会長

印

東税第 101 号
平成 12 年 7 月 24 日

日本税理士会連合会
会 長 森 金次郎 殿

東京税理士会
会 長 平 山 玲 暉
副会長 金 子 秀 夫

公正取引委員会「要請」事項について（報告）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標題の件につき、本会の金子副会長が公正取引委員会から貴会への要請を口頭で承ったので、下記の文書によりご報告いたします。

記

1. 公正取引委員会「要請」事項
(日本税理士会連合会に対する要請事項)
2. 公正取引委員会「注意」事項《参照》
(東京税理士会に対する注意事項)

以上

日本税理士会連合会に対する公正取引委員会「要請」事項（報告）

- I 日 時 平成 12 年 7 月 13 日 午前 10 時
II 場 所 公正取引委員会・第一審査会議室
III 出席者

(公正取引委員会)		(税理士会)	
事務総局審査局第一審査		日税連常務理事・研修部長	
主 査	高橋明克	(東京税理士会・副会長)	金子秀夫
審査専門官	野田 聡	日税連理事・税務援助対策副部長	
総理府事務官	坂本雅美	(東京税理士会・税務援助対策部長)	鎌田俊夫

IV 経 過

公正取引委員会から東京税理士会に対し、特設の会場で行う税務相談に関し独占禁止法違反の疑いから平成 11 年 7 月 27 日より平成 12 年 3 月 16 日まで、都合 4 回の事情聴取が行われた。(日税連及び近畿税理士会に対しても同委員会から照会があったと聞いている。)

平成 12 年 7 月 11 日に至り、同委員会より東京税理士会に対し審査結果を伝えたいとの連絡があり上記 2 名が出向いた。なお、東京税理士会副会長の金子秀夫は日税連の常務理事も兼務していることから日税連に対し改めて審査結果を通知することはせず、日税連に対する事項も併せて伝えたいとのことであった。

以下は、日本税理士会連合会に対する「要請」事項として、口頭で伝えられたものである。

V 指摘事項

1. 当委員会は、東京税理士会及び近畿税理士会に対し平成 11 年夏以降、独占禁止法に基づき審査を行ってきたところ、特設税務相談に関し、東京税理士会においては、「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」において、支部が団体等からの申し出を受理し、支部が派遣税理士を派遣すると定め、金融機関等から派遣要請があった場合には個別に委嘱を受けないよう会員に要請していた。

(しかし、東京税理士会は当委員会の審査の過程で、「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」を自主的に改定している。)

また、近畿税理士会においては、「企業等の企画する特設会場で行う税務相談等に関する取扱要領」において、企業等から直接に特設担当税理士を依頼された会員は、当該企業等に対し近畿税理士会に推薦依頼をするよう勧奨することとする旨を規定するとともに、特設相談を行うことが多い企業に対し、企業等から近畿税理士会に対し派遣依頼を行うよう要請している事実が認められた。

そのため当委員会は、本日、東京税理士会に対し、同会の紀律規則及び同取扱細則中、会員間の競争を制限する規定と思われる箇所を指摘した上で、独占禁止法に違反することのないよう「注意」し、同趣旨の内容を近畿税理士会にも、当委員会・近畿中国四国事務所より近日中に申し渡す予定である。

2. 前述の東京税理士会の「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」及び近畿税理士会の「企業等の企画する特設会場で行う税務相談等に関する取扱要領」は、貴連合会の制定している「特設の会場で行う税務相談等の実施に関する基本要綱」に基づくものである。

3. また、貴連合会が定める税理士会諸則に関する準則、「〇〇税理士会綱紀規則」（準則）第23条において、「会員は、委嘱先の報酬についてみだりに競争してはならない。」として報酬の不当競争制限を定めていることは、東京税理士会に対する指摘事項、第3に符号するものである。
4. 貴連合会が、同準則第21条において、「会員は、直接であると間接であるとを問わず、他の会員の業務を不当に侵害するような行為をしてはならない。」と定めていることは、東京税理士会に対する指摘事項、第4に符合し、会員間における自由競争の禁止に結びつく疑いがあるものである。
5. 従って、別に注意した東京税理士会に対する指摘事項の第1・第3・第4の行為、並びに近畿税理士会の関連行為は、独占禁止法第8条第1項の規定に違反する行為に繋がる虞があるものである。よって、貴連合会においても何らかの措置を取られるのであれば、ご連絡いただければありがたい。

以上が当委員会から日本税理士会連合会に対する要請である。

VI 提出資料

- ① 平成12年7月3日付、日本税理士会連合会から各税理士会宛、日連12第287号（業2第57号）文書「特設の会場で行う税務相談等の実施に関する基本要綱」及び「同取扱要領」の改正について、と「改定基本要綱及び同取扱要領」

日本税理士会連合会は、特設会場で行う税務相談等に関する諸規定を既に改正した旨を説明し、上記1部を任意提出した。

公正取引委員会「注意」事項（東京税理士会に対する事項）

- I 日 時 平成 12 年 7 月 13 日 午前 10 時
II 場 所 公正取引委員会・第一審査会議室
III 出席者

(公正取引委員会)		(東京税理士会)	
事務総局審査局第一審査		副会長（広報室長・税務援助対策部担当）	
主 査	高橋明克		金子秀夫
審査専門官	野田 聡	税務援助対策部長	鎌田俊夫
総理府事務官	坂本雅美		

IV 要 旨

審査に長い時間かかってしまいお詫びする。ようやく結論が出たのでお越し頂いた。結論から申し上げると、「注意」とさせていただいた。従って、この「注意」は「法的措置」でも行政指導」でもないので、指摘事項を口頭で申し上げる。（以下は口頭をメモしたもの）

V 指摘事項

1. 当委員会は、貴会に対して独占禁止法に基づき審査を行ってきたところ、貴会が特設税務相談に関し「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」において、委嘱税理士の派遣の趣旨は、支部が団体等から申し出を受理し、支部が派遣税理士を派遣すると定め、また会員向けの会報において、金融機関等から派遣要請があった場合には個別に委嘱を受けないよう会員に要請していた。また貴会の一部の支部においては、特設の税務相談における会員派遣の最低料金を定め、その他は認めないものとしていた。
2. しかし、貴会は当委員会の審査の過程で、「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」を自主的に改訂している。
3. 貴会は、顧客から收受する税理士業務の報酬に関して、紀律規則第 15 条に、「会員は、報酬についてみだりに競争してはならない。」とし、また紀律規則取扱細則第 20 条には、「会員は業務を獲得する目的をもって、他の会員より低廉な報酬額を提示し、又はこれに類似する行為をもって、不当競争をしてはならない。」と定めている。これらの規定は会員間の競争を制限する行為にあたる虞がある。
4. 貴会が、紀律規則第 9 条で「会員は、直接であると間接であるとを問わず、他の会員の業務を侵害するような行為をしてはならない。」とし、業務侵害の具体的な内容を紀律規則取扱細則で定めており、これらの規定の運用如何によっては、会員間における顧客獲得競争の禁止に結びつく虞があるものである。
5. まとめ

上記、1、3、及び 4 の行為は、独占禁止法第 8 条第 1 項の規定に違反する行為に繋がる虞があるもので、よって当委員会は、貴会に対し独占禁止法の規定に違反することのないよう「注意」するも

のである。

なお、今後貴会において、関連する規則・細則等を自主的に改善された場合には、その内容を当委員会にご連絡いただきたい。また、その事実を証する議事録の提供もお願いできればありがたい。

VI 提出資料

- ① 「特設の会場で行う税務相談の実施に関する実施要綱」（平成12年2月10日改正）1部を任意提出した。

質疑応答

Q. 私ども税理士会は、特設会場については、実施要綱をご提示のものに改正したわけですが、改めた新要綱によって、今後も実施してまいりたいと思っておりますが、改めた新要綱について何か特に問題となることはありませんでしょうか？

A. そうですね、新たな歴史的に改正いただきました、今現在のものについて、規定ぶりについては、特に問題となるものではない。と認識しています。

特に、従来とは違って、明確に個別的にするものを妨げるものではありませんよ。という形で明文化されておりますので、前回のものと同様に問題ありとは考えておりません。

Q. それから、もう1つ、紀律規則とか会則とか、いろいろご指摘いただいておりますが、これらを全面的に見直して、その場合には、またお届けするとか、した方がよろしいのでしょうか？

A. もし改正されたとしたならば、例えば、もう少し文言を詳しくなさるとか、或いは場合によっては、削除されたとか、そんなことも考えられるのかも知れませんが、変えたという場合には、こんな風に変えましたよ、と行っていただければありがたいと思っております。

新時代における税務支援のあり方

日本税理士会連合会
税務指導対策部

はじめに

本会は、昭和 38 年に「自主申告能力の低い階層に対する税務相談、指導、申告等は、税理士会の機構を通じてこれを行う。」と決議した。その後、昭和 42 年には税理士の社会的使命達成のため「中小企業者のための適切な税務指導体制の確立」を標榜し、昭和 44 年に 2 月 23 日（税務代理士法施行日）を「税理士総奉仕の日」として「税理士記念日」と定め、全国に「無料相談所」を設置し、納税者に対する税務相談事業を統一行事とした。

そもそも、従来から税理士会（支部）は、税務当局（税務署）と協議のうえ、確定申告期に税務署等の会場で小企業納税者に対し申告相談等に応じるなど税務に関する諸々の援助業務を行ってきたが、昭和 55 年税理士法改正により、税理士会会則において「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定（法第 49 条の 2 第 2 項第 8 号（現行法第 9 号））」を絶対的記載事項とする旨の規定が、法定化された。

この規定は、税理士業務を、社会的、公共的性格を有するものとして、税理士の独占業務（無償独占）と定め、申告納税制度の円滑、かつ、適正な運営に資することを期待されているため置かれたものである。

このように税理士会（支部）が行ってきた税務に関する諸々の援助事業は、納税者に開かれた税務相談等の事業として 40 年以上の歴史と実績を持つものである。

しかし、法が求める税務援助の対象者は、原則として「経済的理由を有すること」を絶対的要件とする小規模零細納税者と定義されているところ、現在の税務援助事業、特に確定申告相談においては、任意来所者（還付申告者等）が相談会場来所者の大半を占めているのが現状であり、この実態との乖離を埋める手段として、日税連は「確定申告相談」に関する実施要領で、「還付申告者を当分の間、税務援助対象者に準じて取扱う」こととして弾力的対応を講じてきた。

加えて、平成 15 年度の消費税法の改正に伴い課税売上高 1,000 万円超の新たな小規模の課税事業者が約 150 万人輩出されることが見込まれることにより、これらの事業者への対応が、新たな課題として浮上することとなった。

また、近年の社会経済の急速な多様化、複雑化、国際化の進展に伴い、業務独占資格士業には、国民各層から一層の利便性が要求されている。これからの税理士業界は、時代の新しい要請を的確に捉え、それに応える責務を担っているということを認識しなければならない。

以上から、本会及び税理士会（支部）が行う援助事業が、真に税理士の社会的使命を果たすとともに税理士の独占業務を担保する制度として構築されるよう、これまでの援助事業のあり方を抜本的に見直すことが喫緊の課題となっている。

当部では、平成 15 年 10 月「税務援助（指導）の本来的在り方に対する検討項目論点整理メモ（報告）～改正消費税への対応を踏まえて～」を取りまとめた。その後、各論点の実施可能性などを中心として更

に検証を深め、その都度、国税当局とも協議しつつ、第1次試案・第2次試案に対しても検討を試みた。

今回公表する「新時代における税務支援のあり方」は、数次に亘る討議経過を踏まえ、「新時代における税理士会（支部）が行う税務に関する支援事業はいかにあるべきか。」など、を基本的な視点として検討した結果、取りまとめられたものである。

《基本的考え方》

税理士会会員からは、税理士会が実施してきたこれまでの税務援助等の事業について多くの意見が呈されてきたところである。

消費税法の改正に伴う申告納税者の増加等新たな環境の変化に対処していくためには、税務援助関連事業に対して、これまでの枠組みに固執した対症療法的対応を重ねるだけでは課題の解決につながらず、この事業に対する税理士会会員の理解と協力を得ることは容易でない。

しかし、税理士制度が、国民の利便性に資するために社会の要請を受けたものである以上、その信頼を確立させていくためには、こうした新しい変化にも対処できる態勢を、われわれは築いておかなければならない。そのためには、税務援助関連事業の抜本的な改革が必要であると思量する。

「新時代における税務支援」は、納税者の要請に応えるため、すべての税理士が税務支援に従事することを明記し、「税理士の社会公共性（税務援助事業）」と「税理士の社会貢献（税務指導事業）」の二つの事業を基軸として新たに構築するものである。

第1 税理士法の定めにより実施する税務支援（税務援助）

税務援助は、法第49条の2第2項第9号で、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」が税理士会会則の絶対的記載事項として新設されたことにより、税理士会においてこれに関する事業を遂行しなければならない義務的規定と位置付けられている。

国は、人格及び能力について、ともに適切な者が納税義務者の代理等の業務に従事し、納税義務者の信頼に応じて、法律に定められた納税義務が正しく履行され得るように努めることにより、申告納税制度が円滑かつ、適正な運営に資することを期待し、税理士制度を設けている。

したがって、税理士及び税理士会は、税理士業務の社会公共的性格を認識し、真に納税義務者の要請に応じていかなければならない。

一、意 義

日税連は、会則第66条（税務援助の実施）で、「税理士会は、本会の定めるところにしたがい、小規模零細納税者（無償又は著しく低い報酬でなければ税理士又は税理士法人に委嘱することが困難な経済的理由を有する者をいう。）に対する税理士の業務に関する施策（以下「税務援助」という。）を実施しなければならない。」と規定し、税理士法の義務規定を担保している。

この趣旨は、税理士法の規定を受け、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）に委嘱したくても経済的に困難であり、通常の税理士報酬を支払うための資力に乏しい小規模零細納税者（以下「小規模納税者」という。）に対して、税理士会が無償又は低廉な報酬で税理士業務を提供すべきとしている

ことである。

また、法第 52 条（税理士業務の制限）は、税理士業務が無報酬であっても税理士等以外の者は行うことができないこととされており、税務援助の規定は、税理士業務の無償独占との関連からも措置されたものである。

二、業務の範囲

税務援助における業務の範囲は、次の通りとする。

- ① 税務に関する相談
- ② 記帳及び決算に関する相談
- ③ 税務書類作成に関する相談

税務援助の具体的対応は、税務援助対象者が自力（自書）で適正な申告が行えるよう援助する。

三、対象者の範囲等

消費税法の改正に伴う課税事業者の大幅な増加が想定されるが、税務援助の趣旨に照らし、一定の条件のもとでそれらの者を援助対象者とする。

1. 税務援助対象者

税理士等の関与していない次の者とする。

小規模納税者（事業所得、不動産所得、雑所得（年金受給者を除く。））

2. 対象者の基準

小規模納税者については、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）300 万円以下を基準とする。

なお、上記の小規模納税者が消費税課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高 3,000 万円以下を基準とする。

（注 1） 前年分所得金額については、全国商工会連合会との平成 3 年 5 月 27 日の「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」では、特典控除前 400 万円以下と調印されているが、400 万円を超える事業者については、税理士会と商工会が協議を行い、当該事業者が自主申告するか又は税理士関与に移行するよう指導することとなっている。しかし、他団体とはこのような取り決めはなく、商工会との取り決めは例外的措置であることから 300 万円以下を基準とする。

（注 2） 消費税の対象者の売上基準を 3,000 万円以下としたのは、消費税法の改正前における免税事業者の基準を参考とした。その理由は、これまで免税事業者を小規模納税者として捉えていた経緯があることによる。なお、課税事業者については、消費税法が求める帳簿等により、課税売上高、課税仕入高及び業種区分が明確に把握できる者であることが必要である。

四、業務の報酬

税務援助の報酬は、原則無償とする。

五、実施の方式

税務援助の実施の方式は、次の通りとする。

① 確定申告相談方式

所得税確定申告期において、税理士業務の社会への対応性を考慮し、税理士会の会員全員が従事し

て実施するものをいう。

なお、相談の実施に当たっては、集合指導方式による自書申告を推進することとする。

② 税務指導所方式

税理士会が設けた税務援助を実施するための施設において指定税理士等が従事するものをいう。

③ 協議派遣方式

国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは税理士会が指定する団体との協議に基づき、指定税理士等を派遣して実施するものをいう。

六、実施主体

1. 税理士会（離島等過疎地域にあつては日税連との共催もあり得る）

税務援助は、税理士会の主体的事業として実施する。また、広域的な税務援助事業については、税理士会が主体となり実施する。さらに、支部の地域性、特殊性から支部単独では税務援助事業の実施が困難な地域にあつては、単に支部に任せることなく、むしろ税理士会が積極的に主体となり当該支部と連携を図りつつ実施することが必要である。

2. 支部

基本的には税理士会の指導方針に基づき、支部の地域性を考慮のうえ、実施するものとする。実施に当たっては、関係機関と細目について打合せを行うこととする。

3. 過疎地域についての指導

税理士会・支部いずれの主体であっても、税理士過疎地域については指導現場までの時間的・交通機関等の問題を解消するため、例えばインターネット・テレビ電話等通信手段を有効に利用して、納税者が自宅から税理士の相談・指導を受けることができるシステムなどを構築し、かつ必要に応じ税務行政との対応を協議しつつ実施するものとする。

七、確定申告相談方式における従事日数の制限

1. 税理士会の会員1人当たりの平均従事日数は、税務援助及び税務指導の日数との合計で1.5日を目安とする。

2. 支部間会員数の格差による従事日数の不均衡が生じる場合には、その不均衡を是正するため、税理士会が支部と共同して実施主体となり、税理士会の指導性により従事可能な他の支部会員を派遣させるなどして、実施することとする。

第2 税理士の社会貢献として実施する税務支援（税務指導）

ここでいう税務指導は、税務援助と異なり、税理士会の自主的施策として実施する税務支援をさす。

税理士法は、第1条において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」として、税理士の使命を定めている。

この税務支援は、小規模納税者に対する税務援助事業と相俟って、総ての納税者の納税義務が適正に実

現できるよう、税務援助対象者以外の納税者で税理士等の関与がない者に対する税務指導を税理士の社会貢献と位置付けて行い、以って納税者との信頼関係を醸成・深化し、納税者の利便性の向上に資するとともに、税理士制度の普及・発展並びに税理士業務の周知を図る施策を実施することをいう。

一、意義

1. 税理士の社会貢献

税理士は、特に国民の義務の履行にかかわる租税を扱うことから、社会性及び公共性の非常に高い職業専門家である。

また、税理士法において税理士は、独立公正を強く求められているとともに、税理士業務は数ある他の職業法と異なり、有償業務のみならず無償業務までも独占業務とされている。

それ故、税理士等以外の者が税理士業務を行うことのできない現行制度のもとでは、国民が求める税理士業務のすべては、いずれかの税理士等によって処理されなければならないことになり、これをわれわれ税理士は制度の負う社会的・公共的使命と認識しているのである。

もし、個々の税理士が、税理士業務を採算意識にとらわれて、その受任を拒否することになれば、税理士制度は、社会的要請に応えられないものとなり、その結果として、無償業務の独占性の排除或いは臨税（臨時の税務書類の作成等を行う者）の増加などが提起されることも予想される。

このように、税理士の使命と業務独占権を付与され、同時に、厳正な義務と責任が課された税理士としての自覚に立ち、むしろ自発的・積極的に社会に貢献することにより、税務援助と相俟って税理士の社会的地位の向上を図ることが必要とされているのである。

2. 税理士制度の普及・啓蒙

税理士制度を普及・啓蒙していくには、国民に税理士の有用性と信頼性を認識してもらうことにある。したがって、納税者と直接接触する絶好の機会でもある確定申告相談の施策についても、税務指導を行い、以って、納税者との信頼関係を深め、税理士業務のPRを図るべきである。

また、税理士には、社会公共的業務の責務を果たし、税理士制度を発展させ、更に、「納税義務の適正な実現を図る」という税理士の使命を全うすることが要求されている。このことは、税理士会にも、この事業に主体性をもって取組み、所属会員を積極的に参加させ実施していくという強力な指導性が求められていることを意味している。

3. 納税者の利便性

今日ほど納税者の利便性が強調されている時はないと思われる。納税者の利便性の向上に対応できなければ、税理士制度、なかんずく業務独占権などは排除される恐れがある。

したがって、従来の税務援助の実施方式の一つである「税務指導所」を、税務援助等の枠組を取り扱った、税理士会における納税者のための常設税務相談窓口「〇〇税理士会税務支援センター」（仮称）として改組するなど、納税者の利便に供するための活用策を検討するべきである。

このような施策を通し、納税者の利便の向上に資するとともに、信頼される国民のための税理士制度として定着させ、更に発展させなければならない。

二、業務の範囲

税務指導における業務の範囲は、次の通りとする。

- ① 税務に関する相談
- ② 記帳及び決算に関する相談
- ③ 税務書類作成に関する相談
- ④ その他税理士会が必要と認める事務

三、対象者の範囲

税務援助対象者以外の者で、税理士会が地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者で、税理士等が関与していない者とする。

(注1) 対象者は、例えば小規模納税者以外の事業者、給与所得者、年金受給者など。

(注2) 確定申告相談方式においては、所得金額が高額な者又は収入金額の多額な者、相談内容の複雑な者などを除くことも考慮する。

四、業務の報酬

税務指導の報酬は、原則無償とする。ただし、税理士会が必要と認める場合は、有償（著しく低い報酬の額）とすることができる。

五、税理士等関与への移行

所得又は収入の高額な者、相談内容の複雑な者及び申告書等の作成を希望する者については、その者の意思を確認・尊重したうえで、税理士等の関与に移行させる。

六、実施の方式

税務指導の実施の方式は、次の通りとする。

- ① 確定申告相談方式
所得税確定申告期において、税理士会が税理士等に対して税務指導に対する理解を求めることにより、税理士会の会員全員が従事して実施するものをいう。
- ② 税務指導所方式
税務援助の枠組における従来の税務指導所を、税理士会の地域実情等を考慮しながら、税務指導を含めた多面的な業務提供の相談拠点として改組し、社会の変化によるあらゆる納税者の利便に資するために実施するものをいう。
- ③ 協議派遣方式
官公署又は税務関連諸団体及びその他の団体等との間で、税理士会が機関審議を経て協議事項を定め、実施するものをいう。
- ④ その他の方式
税理士記念日・税を考える週間、あるいは自由士業団体との共催による無料相談会等において、すべての納税者を対象として実施するものをいう。

七、実施主体

税務指導は税理士会の主体的事業と位置づけ、支部は税理士会の指導のもと、実施主体となる。ただし、広域的な税務指導については、税理士会が実施主体となる。

八、確定申告相談方式における従事日数の制限

1. 税理士会の会員1人当たりの平均従事日数は、税務援助及び税務指導の日数との合計で1.5日を目安とする。
2. 支部間会員数の格差による従事日数の不均衡が生じる場合には、その不均衡を是正するため、税理士会が支部と共同して実施主体となり、税理士会の指導性により従事可能な他の支部会員を派遣させるなどして、実施することとする。

第3 税務支援に関連するネット整備と常設機構の構築

一、日本司法支援センター（司法ネット）との関連

政府は、「裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の他人の法律事務を取り扱うことを業とする者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資する」ことを目的として、総合法律支援法案が、第159回通常国会において成立した。

その他他人の法律事務を取り扱うことを業とする者には、税理士が含まれることとなる。また、独立行政法人となる日本司法支援センターと税理士会を含む隣接法律専門職種団体は、ネットワーク化により連携・協力を図ることとされており、実施に当たっては税理士会において窓口となる常設の機構構築を要請される可能性が高い。

なお、実施は平成18年頃を目途とされており、その具体策については、今後さらに検討されていくものと思われるので、税務支援との関連を注視しつつ全国一律の税務支援ネットの構築やすべての都道府県に設置するなど具体的措置・対応を検討していく必要がある。この場合、時代が要請する新たな事業が創出される可能性もあり、そのことに関しては、積極的に検討を試みる。

二、税務指導所の活用

税務指導所が、司法ネットの受け皿として機能するか否かについては、各税理士会の意向を尊重し、引き続き当部において検討を試みる必要がある。

第4 税務支援に関する諸規定の整備

税務支援の実施に当たっては、関係する諸規定を次の通り改正し整備する。

- ① 日本税理士会連合会会則の一部変更案
- ② 日税連「税務援助の実施の基準に関する規則」全面変更案
- ③ 日税連「税務援助の実施の基準に関する細則」全面変更案
- ④ 日本税理士会連合会会務執行規則の一部変更案
- ⑤ ○○税理士会会則（標準会則）の一部変更案

日連 17 第 655 号
(業 2 第 61 号)
平成 17 年 9 月 26 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 森 金 次 郎

日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力方依頼について

標題の件については、日本商工会議所及び全国商工会連合会から、別添のとおり、平成 17 年度消費税円滑化対策事業の実施について協力要請がありました。

つきましては、当会としてもこの事業に協力することといたしましたので、貴会におかれては、各地の商工会議所及び商工会と協議のうえ、地域の実情に応じて適切にご対応くださるよう宜しくお願いいたします。

日商中企振発 75 号
17 全商工連第 487 号
平成 17 年 9 月 5 日

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

日本商工会議所
会頭 山口 信夫
全国商工会連合会
会長 清家 孝
(公 印 省 略)

平成 17 年度消費税円滑化対策事業実施にあたっての 税理士派遣に係る協力方依頼について

拝啓、貴会におかれましては、時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、消費税法の改正に伴い、新たに課税対象となった事業者が制度の改正等に適切に対応できるよう、日本商工会議所及び全国商工会連合会では、平成 15 年度より中小企業庁の委託を受けて、消費税円滑化対策事業に取り組んでおります。

これに伴い、各地の商工会議所及び商工会等においては、事業者への講習会等を開催しており、その講師として、貴会所属の税理士にご協力いただいているところです。

平成 17 年度も引き続き本事業に取り組んでいるところですが、本年度は制度改正後、個人事業者の初めての申告期が到来することから、専門家による記帳指導、税務指導が新たに追加となりました。

この税務指導実施時期は所得税の確定申告期と重複し、各税理士は多忙を極めることが予想されますが、税理士の協力なしには実施が難しいところであります。

つきましては、本事業の趣旨にご理解を賜り、貴会所属の税理士を各地商工会議所及び商工会等へ派遣いただきますようご協力方お願い申し上げます。

敬 具

IX

関係資料

平成 17 年度消費税円滑化対策事業に係る事業内容

平成 17 年 9 月 5 日

1. 目的

消費税の制度改正に伴い、新たに消費税の課税対象となる事業者等（従前からの課税事業者を含む）（以下、「対象事業者」という。）に対し、消費税の制度改正に適切な対応ができるよう講習会等を平成 15 年度及び平成 16 年度に実施してきたところである。

今年度は、改正後初めての税務申告期が到来するため、対象事業者の税務申告が適切に行われるよう、専門家による税務相談や税務指導を重点的に実施するとともに、前年度に引き続き、消費税の制度改正に適切な対応ができるよう講習会等を実施する。

2. 実施内容

（1）経営指導員等研修会の実施（9月～12月）

経営指導員等が対象事業者からの相談に対応するには、消費税の仕組み・転嫁問題、総額表示の方法、消費税に伴う新たな事務負担等について熟知していることが必要であるため、経営指導員等に対して研修を実施する。

（2）事業者向け講習会の実施（9月～12月）

平成 15 年度及び平成 16 年度に、商工会議所・商工会地域において消費税の仕組み、記帳方法、税額算定と申告、税の転嫁方法、総額表示の方法等について、事業者向けに講習会を実施してきたところである。

今年度は、本格的な申告期が到来するため、対象事業者に対してより具体的な税額の算定方法等、申告実務等の習得ができるよう講習会を実施する。

（3）税務相談の実施（10月～3月）

対象事業者の消費税の制度改正に伴う各種疑問に応ずるため、専門家による税務相談（窓口相談）を行う。

（4）税務指導の実施（1月～3月）

対象事業者が容易に税務申告を行えるよう、専門家による記帳指導、税務申告支援を行う。

（注）実施予定時期はあくまでも目安であり、実際には、各地の商工会議所及び商工会により異なります。

日連 18 第 417 号
(国際第 15 号)
平成 18 年 7 月 18 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎

「法テラス」に接続する税理士会相談窓口の対応について

平成 16 年 6 月に公布、施行された総合法律支援法に基づき、全国 50 ヶ所に司法支援センター（通称「法テラス」）が設置され、10 月から業務が開始されます。

については、各税理士会におかれては、「法テラス」を経由して税理士会相談窓口に寄せられた税務相談の取り扱いに関し、下記により対応されるようお願いいたします。

記

1. 簡易な案件については、30 分を目安として無料で相談（電話、面接の別は問わない。）に応じる。
2. 30 分間では処理できない案件については、個別契約に基づく税理士業務として取り扱う。
3. 相談者に対し、予め上記 1 及び 2 の取り扱いを告知する。
4. 個別契約に移行する場合の税理士業務の受任に関する事項について、各税理士会において定めを置き、それに基づいて受任税理士を選任する。

以上

各省各庁の長 殿

財務大臣 谷 垣 禎 一

公共調達に適正化について

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。

しかしながら、昨今、公益法人等との契約に関する各省各庁の運用には、広範囲にわたり、安易に随意契約を行うなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかとの指摘が行われるなど、国民に対する説明責任を十全に果たしているとはいえない状況となっている。

こうした指摘を踏まえ、政府として随意契約の適正化について取組を進めた結果、先般、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公益法人等との随意契約の適正化について」が取りまとめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考え方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が盛り込まれたところである。

このため、今般、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等について、現在までに取り組んできた措置等も含め、改めて、下記のとおり定めたので、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努められたい。

記

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 73 条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

② 総合評価方式の拡充

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。

また、総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

③ 予定価格の適正な設定

予定価格については、より一層適正な設定に努めるものとする。

また、不自然な入札結果について統計的な分析を行うことにより談合等の排除に努めるものとする。

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

(注一)「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注二) 企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

- イ 参加者を公募すること、
 - ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、
 - ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、
- 等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(注三)「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

(注四) 公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札（総合評価方式を含む。）を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

(注五) 公募期間は、予決令第74条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札公告しなければならないとされていることに準じて、適切に定めなければならない。

① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

- (ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- (ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- ニ その他
 - (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
 - (ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
 - (ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - (ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
- ② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。
 - イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約
 - 原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。
 - ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。
 - ロ 調査研究等に係る委託契約
 - 原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。
 - ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。
 - (イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約
 - 審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。
 - (ロ) 調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの
 - 公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注) いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

ホ 国家試験等の実施に係るもの

(イ) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについては、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うものとする。

(ロ) 試験問題の印刷については、独立行政法人国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえつつ、一般競争入札等によることの適否について検討するものとする。

ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約

一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。

③ その他

イ 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。

ロ 会計法第29条の3第4項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予決令第102条の4第4号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。

ハ 秘密の保持が必要とされているもの

予決令第99条第1号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。

ニ 予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの

等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。

なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

- ① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- ② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

3. 契約に係る情報の公表

- (1) 国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）第31条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表し

なければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）又は防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第28条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
 - ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - ③ 契約を締結した日
 - ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - ⑥ 契約金額
 - ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
 - ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
 - ⑪ その他必要と認められる事項

（注一）公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

（注二）公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。
- (2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。
- また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。
- (3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。
- (4) 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

4. 公共調達に関する問合せの総合窓口の設置

- (1) 本省庁に公共調達に関する問合せに対応するための総合的な窓口を設置し、ホームページで連絡先等を公表しなければならない。
- (2) 総合的な窓口の設置は、職員を指定する方法等、各省各庁の実情にあわせて行うものとする。

5. 内部監査の実施等

(1) 監査を行うに当たっての留意事項

内部監査を実施するに当たっては、「1. 入札及び契約の適正化を図るための措置」及び「2. 再委託の適正化を図るための措置」に留意して行うものとする。

(2) 随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

① 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの

イ 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書及び作業マニュアルの作成等により競争が可能であり、随意契約によることとする理由としては、不適切である。

ロ 契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でない認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

ハ 外形上、再委託が行われていない場合であっても、契約の目的となる事務又は事業を実施するため、一時的に民間等から職員を出向させ、雇用することにより、形式的に再委託となることを回避しているような場合には、契約の相手方に履行能力があるとはいえず、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

② 少額の随意契約

イ 合理的な理由なく、意図的に契約を分割しているようなものは、不適切である。

ロ 予決令第99条の6に定める、なるべく二人以上の者から見積書を徴する等の手続を適正に行っていないものは不適切である。

(3) 監査結果を踏まえた検討

内部監査の結果を踏まえ、一般競争入札等によることができるものがないか等の検討を行うものとする。

(4) 監査マニュアル等の整備

監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上を図るよう努めるものとする。

(5) 決算検査報告の活用

他省庁に係るものであるか否かにとらわれず、会計検査院の決算検査報告における指摘等を踏まえ、監査を行うものとする。

(6) 内部監査の実施状況

内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めるものとする。

(7) 決裁体制の強化

- ① 随意契約を行う場合には、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由等の審査及び決裁を行うなど、各省各庁の実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機能させるよう努めるものとする。
- ② 官房会計課等が契約を締結する場合にも、複数の者による審査及び決裁を行うなど、内部牽制が機能するよう配慮するものとする。また、地方支分部局等においても、それぞれの実情に応じて同様の措置を行うものとする。

6. 契約に関する統計の作成

平成 18 年度以降、財務大臣の定めるところにより、毎年度、次に掲げる統計を作成し、財務大臣に送付するものとする。

(1) 統計の対象期間

毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(2) 統計の対象となる契約

国の支出の原因となる契約（予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号）第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入りに係るものを除く。）

(3) 統計の種類

① 契約金額及び件数に関する統計

全体の統計（公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務に区分し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に区分して件数及び金額を記載するもの。）

② 随意契約に関する統計

随意契約の内訳についての統計（契約の相手先を所管公益法人、その他の公益法人、独立行政法人等、特殊法人等、特定民間法人及びその他の法人に区分し、それぞれについて、随意契約の根拠とした条文別に件数及び金額並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記載するもの。）

（注一）「所管公益法人」とは、各省各庁が所管する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された法人をいう。

（注二）「その他の公益法人」とは、（注一）以外の民法第 34 条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人（学校法人、社会福祉法人等）をいう。

（注三）「独立行政法人等」とは、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項及び第 3

項に規定する法人をいう。

(注四)「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

(注五)「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省各庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人その他必要と認める法人をいう。

7. その他

- (1) 「3. 契約に係る情報の公表」については、準備が整い次第速やかに実施するものとし、遅くとも平成18年10月1日以降に締結する契約に係る公表から実施するものとする。
- (2) 「6. 契約に関する統計の作成」については、平成18年度に係る統計から実施するものとする。

日連 20 第 156 号
(総 1 第 15 号)
平成 20 年 5 月 12 日

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿

税務支援制度の
再構築に関する P T
座長 朝倉 文彦

税務支援制度の再構築について（具申）

税務支援制度の再構築について次のとおり具申いたします。

記

「税務支援制度の再構築に関するプロジェクトチーム」（以下「P T」という。）は、税務支援制度の再構築にあたり、税務に関する専門家として税理士の公共的使命、社会貢献を基本に置き、納税者利便の向上に資するとともに、納税者の信頼に応えるという視点に立って議論を重ねた。そして、このことが、税理士制度の維持・発展に繋がるものである。

さらに、税務支援に関する日税連の方針、考え方を明確にすることで、税理士会・支部における会員に対する税務支援事業の方向性が明確になるといえる。

しかしながら、確定申告無料相談に対する国の予算の減少化、電話相談の実施拡大、平成 22 年度の電子申告目標 50% 達成率等今後の税務支援の事業に流動的な要素が多く、また、平成 17 年における税務支援規則及び細則の全面改正から間もないことから、会則の変更については提言にとどめる。当面の対応としては、規則等の変更を行うことで対処することとし、刻一刻と変化する社会経済環境の動向を踏まえ、税務支援施策について継続的に検討を行っていく必要がある。 注 1

（1）国税庁のアウトソーシング事業に対する基本的な考え方のとりまとめ

【アウトソーシング事業と税務支援との関係】

アウトソーシング事業のうち、税理士業務に該当する事業は税務支援（会則第 66 条第 1 項第 2 号）の範疇とする。 注 2

事業	入札方法	対応方法	会員従事
①記帳指導	一般競争入札	税務支援の枠組み内	義務
②年金相談	〃	〃	〃
③確定申告無料相談	公募方式	〃	〃
④確申期の電話相談	〃	〃	〃

アウトソーシング事業の中に税理士法第2条第1項に規定する税理士業務が含まれている場合は法第52条の規定（税理士以外の者が合法的に税理士業務が行えない）から、また強制入会制の税理士会が対応することによってのみ、税理士を大量に確保することが可能になり納税者の利便に資することになる。

④については、従来、行政サービスとして行われてきたものであり、また、対象者及び税目は限定されず、①②③とは性格が異なるものであるが、税務支援の範囲内と捉え、従事義務を課すべきである。 注3

【税務支援対象者】

税務支援対象者の範囲は基本的には現行制度を維持すべきであるが、年金受給者や給与所得の還付申告者等については、社会経済情勢を見極め現実的に対処する必要性があり、税務支援規則第2条第2号で限定的に規定すべきである。 注4

また、電話相談については、あらかじめ対象者を限定することが困難であるが、相談内容も一般的であることから、税務支援対象者とみなした新たな枠組みの検討が必要である。

【標準従事日数 1.5 日について】

標準従事日数 1.5 日は、確定申告相談方式に係る税務支援のみカウントの対象となっているが、確申期の無料相談が、公募方式又は一般競争入札に付される以上、根拠が曖昧であり、意味をなさなくなる。今後は税理士の社会的使命として年間の税務支援従事日数をアピールすべきであり、一定の日数は社会貢献として従事すべきである。

【税理士会の応札について】

税理士は、税務に関する専門家として社会公共的使命及び職責を有していることから、税理士の強制加入団体である税理士会が、一定の納税者に対する税務支援事業として行政サービスに対応することは問題がないと考える。したがって、税理士の使命及び職責に鑑みて、税理士会が当該行政サービスに対応することは営利事業ではないので、税理士法第49条第6項の目的に合致するものと考えられる。税理士会が統一的な受け皿となって積極的に応札すべきである。税理士会以外の団体が落札する場合も考えられるが、税理士業務とそれ以外の業務を明確に区分するなどして、税理士の独立性と税理士制度の堅持がひいては納税者保護に必要であることを国のみならず国民に積極的にアピールすべきである。

応札参加の可否については理論的には自由である。原則として参加すべきであるが仕様書の内容を一切問わずに無条件で入札に参加することは現実には困難であろう。入札内容が税理士の業務侵害にあたらないか、業務の範囲、対象者、従事の対価が適正であるか、従事者数が確保できるか等税理士会の主

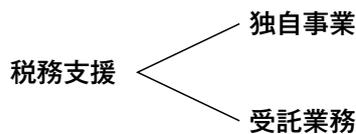
張を日頃機会ある毎に発信することが重要である。

（2）税務支援制度の抜本の見直し及び新たな納税者援助体制の再構築案のとりまとめ 注5

「アウトソーシング事業に対する基本的な考え方のとりまとめ」においては、税務支援を従来通り①税務援助、②税務指導（アウトソーシング事業を含む。）から構成されるものとして捉えている。しかし、アウトソーシング事業が現状のまま継続されるとは考えにくい。ここ2～3年は増加するかもしれないが、その後は一部を残し減少することも考えられる。本来、税理士業務は税理士に任せればよく、国税当局の公共調達による行政サービスの提供は一時的なものとして、今後は、税理士（会）に開放し、アウトソーシング事業は縮小する方向性を国税当局に主張すべきである。

【再構築の提案】

税務支援制度を税理士会が自らの意思で実施するもの（独自事業）と、国、地方公共団体ほか諸団体からの委託を受けて実施するもの（受託業務）に大別する。従来の確定申告相談方式、税務相談所方式、協議派遣方式（規則第5条）の区分は改訂若しくは廃止する。



独自事業としては確定申告無料相談、各税理士会で自主的に行う税務相談等が考えられる。

従来の確定申告無料相談は独自事業といいながら現実には報酬の支払われる国との個別随意契約であり協議派遣であったが、公募方式となった時点で税理士会が自主的・主体的に実施する事業ではなくなった。また、国の予算が減少することが予想されている。このような状況のもと、日税連は確定申告無料相談を中心に据えた独自事業の構築を早期に検討すべきである。 注6

事業については、地域の事情を考慮し、あるいは税務署と協議することも納税者利便に資する目的であれば方法は問わない。なお、納税者からの無報酬による税務支援は「税務相談」のみとし、申告書等の「税務書類の作成」に至る場合は有料とすべきである。 注7

税理士が誇りをもって、税理士業務を広く納税者に提供することが社会貢献であり、的確に履行することが税理士業務の無償独占を維持し、税理士制度を守るものであると確信する。将来的には日税連・税理士会に常設の「納税者支援センター（仮称）」の設置を検討すべきである。

なお、アウトソーシング事業と税理士法の関係については日税連「制度部」に見解のとりまとめをお願いした。 注8

注1：「税務支援制度の再構築等に関するプロジェクトチーム設置要項」

注2：アウトソーシング事業を外部受託事業として会則第66条に明示すべきであるとする意見が多数。

注3：会則、規則等の改正、整備が必要であるとの意見が多数。

注4：原則として、高額所得者、株式等譲渡申告者及び住宅借入金等特別控除申告者等については、本来の税務支援の目的にそぐわないため税務支援対象者とししない旨を明記すべきとの意見があった。

注5：当PTの所掌では、「・・・新たな納税者援助体制の再構築案のとりまとめ」となっているがPTでは税務支援体制として捉えている。

注6：①無報酬（ボランティア）で確定申告時期に最低1日ないし2日従事すべきであるという案がある。理想的ではあるが、支部における動員の問題や会員間の公平性の観点から現実的ではない。税理士会において予算措置を講じ、特別会費の設定、謝金減額、規模の縮小等も視野に入れながら再構築の道を探るべきであろう。7万人の会員が毎月千円の会費を負担するだけで現行の確定申告無料相談が可能である。税理士制度、無償独占を守るコストとしては安いと考える。

②本来、納税者に対する支援は国が行うべきものであるが、税理士は税務支援事業を通じ国とともに納税者を支援することの意義に着目し、併せて、行政サービスにも料金がかかることを考えれば、最低限の費用相当額は国が支弁すべきである。

注7：行政サービスは長期的には「相談」に限定し、税務書類の作成は税理士に委ねる（有料）べきである。

注8：制度部の「アウトソーシング事業と税理士法（タタキ台）」

税務支援制度の再構築に関する PT

座長 朝倉 文彦 様

日本税理士会連合会
制度部長 斎藤 雅昭

アウトソーシング事業と税理士法（タタキ台）

昨年、公共調達については、競争性及び透明性を確保する観点から、随意契約に拠らざるを得ない場合を除き、原則として国税庁の行う行政サービスを一般競争入札により調達する方法を実施することにより、税理士法に抵触する可能性があるため、日税連から 3 点の質問をしたところ、論点 1 から論点 3 について、国税庁から非公式に回答があった。それについて正式にコメントする必要はないが、制度部として税理士法との関係について考えをまとめる必要があると判断し、以下に当部の見解を取りまとめたので報告する。

記

論点 1

国が税理士業務を含む事業を発注し、それを受注した民間企業が税理士に税理士業務を行わせることは、税理士法第 52 条に抵触するのではないか。

国が発注するアウトソーシング事業が、税理士業務を含んだ一体の事業として民間企業が受託した場合、たとえ間接的であっても民間企業が税理士業務を含む事業を行うことになり、税理士法第 52 条の業務独占規定に抵触する虞がある。

ところで、業務独占とされる税理士業務の範囲とは、どこまでをいうのか。昭和 54 年 6 月 5 日の衆議院大蔵委員会での質疑においては、その独占の範囲というものを 3 つの要素から判断されるものとしている。1 つは納税者への援助であること、次に具体的納税義務に関する問題の範囲であること、そして税務の専門家としての判断を加えることの 3 つの要素により独占の範囲がおのずと決まってくるものとしている。

アウトソーシングされる国の行政サービス事業の内容は、年金説明や電話相談等の税務に関する相談そのものと、その事業を実施する為の会場設置や運営とに区分することができ、業務独占とされる税理士業務の範囲は、前者の相談業務に限られる。つまり、前述の 3 つの要素から判断すると、納税者からの求めに応じ、具体的納税義務に関する相談に対し、税務の専門家としての判断を加える相談業務が、業務独占とされるものである。したがって、後者の会場設置等の業務については業務独占の範囲とはならない。

以上のことから、税理士法の業務独占規定に抵触することないアウトソーシング事業として実施されるには、その事業を税理士業務部分とそれ以外とに区分し、税理士業務部分は税理士が、それ以外の部分は

民間企業が実施することを条件として発注されることが必要と考えられる。

税務相談を含む事業を包括的に発注される場合において、民間企業が受託したアウトソーシング事業のうち、税理士業務部分を税理士に再委託する行為が業務独占規定に抵触するか否かについても、先の3つの要素を基準として判断することとなる。

納税者への援助については、国が示した一定の納税者を対象とするものであり、受託した民間企業が選定するものでないこと、具体的納税義務に関する問題について、民間企業が指揮監督権限を有していないこと、税務の専門家としての判断に加えるに際し民間企業の指導監督権限が及ばないこと、以上の点が担保される場合に限り、業務独占規定に抵触しないものと考えられる。

論点2

国のアウトソーシング事業を受注した民間企業の指示のもとに税理士が業務を行うのは、税理士法第1条に規定する「税理士の独立した公正な立場」に抵触するのではないか。

税理士法第1条に規定する「独立した公正な立場において」とは、一つは税務当局に対しての独立対等な立場を意味し、又一つは納税者への従属した権利擁護でもない立場をいうものである。すなわち、「独立した公正な立場」とは、委嘱を受けた納税者の援助に当たり納税義務者又は税務当局のいずれの利害にも偏することなく、自らの独立した公正な判断に従うべきであるという税理士の立場を示したものである。

今回アウトソーシングされた4つの事業の内、記帳指導は税理士業務に付随する業務として、その他は税理士業務に該当するものであるが、アウトソーシング事業を行う国及び受託する民間企業との独立性を検証する。

1. 国のアウトソーシング事業と「独立した公正な立場」

国の税務行政サービスであるアウトソーシング事業を税理士が行うことが、「独立公正な立場」を阻害するかどうかとは、税務当局に対しての独立対等な立場が阻害されないかどうかということに繋がる。国が税務行政サービスを公共調達により外部委託するにあたり、納税義務の適正な実現を図る税理士の立場が保持されるかどうかである。

大阪国税局の「確定申告コールセンター」における「税理士センター業務等に関する仕様書」の例をみると、委託業務は次の2つの業務とされている。

(1) 税理士業務

税理士を従事者として、所得税等に関する一般相談について、指定された場所において電話相談業務に従事

(2) 付随業務

相談従事者の確保のほか、従事者や当局との連絡調整事務

その他の仕様は、従事者等の届出等や事務処理報告等が記載されているが、従事税理士が税務相談を行うにあたり、従事する場所を指定するのみであり、税務の専門家としての判断に制限が加えられてはいない。さらに、適正な公共調達として委託され、委託業務の内容について税務当局からの指揮監督もされないことから、仕様書に基づく事業が適正に実施されている限り、税務当局の補助的機関

としての立場ではなく独立対等な立場が阻害されているとは認められない。

2. 民間企業の指示と「独立公正な立場」

アウトソーシング事業を受託した民間企業との「独立公正な立場」とは、従属的な立場により税理士業務が行われるか否かが独立性の判断となる。つまり、受託民間企業からの指揮監督権が、委託を受けた税理士に及ぶかどうかということである。

民間企業と税理士との指揮監督権に関して、平成 19 年度に構造改革特区法にて認容された「税理士の労働者派遣」の経緯を参考に検討する。税理士の労働者派遣においては、派遣税理士が派遣先において税理士業務を行う場合に派遣元事業者から実質的に雇用関係の影響を受ける可能性があり、独立性の観点から弊害を指摘された。しかし、税理士業務及び付随業務に関し、派遣元から派遣税理士への指導監督権限が及ばないことが担保される場合には、その独立性が守られ、結果として税理士の労働者派遣が容認された。

アウトソーシング事業を受託した民間企業が、税理士業務を税理士に委託する場合においても、税理士の労働者派遣制度と同じことがいえる。すなわち、従事税理士の行う税理士業務について、受託民間事業者からの指導監督権限が及ばないことが担保される限りにおいて、独立性は確保されるものと考えられる。

以上のことから、委託業務の内容について、委託者である国（税務当局）及び受託民間事業者から指揮監督又は指導監督権限が税理士に及ばないことが、仕様書等において明確に記載され、担保される限りにおいて、税務の専門家としての「独立公正な立場」は確保されるものと考えられる。

論点 3

税理士法に基づく特別法人たる税理士会が、電話相談の集中化のような収益事業を行うのは、税理士法上可能か。

国のアウトソーシング事業は、国民に対する行政サービスそのものであり、国が行う限りにおいては、営利を目的とした事業とはならないものである。しかし、その行政サービスを民間企業がアウトソーシングにより受託し実施する場合には、その民間企業にとっては当然に営利を目的として行われるものである。つまり、国の行政サービスそのものは、営利を目的とした事業ではなく、その事業を営利を目的として受託し実施してはじめて営利事業とされるものである。また、営利を目的とした民間企業が受託し、民間企業から営利を目的としない税理士会が受託した場合にも、税理士会は営利を目的として事業を実施しない限り、営利事業とはならない。

したがって、そもそも営利を目的としない国の行政サービスを、営利を目的としない税理士会が受託し実施するアウトソーシング事業は、営利事業とはならない。

なお、営利事業とは、剰余金の分配を目的とした事業であり、法人税法第 2 条第 13 号に規定する収益事業とは異なるものである。法人税法上の収益事業とは、法人税法施行令第 5 条規定の 33 業種の事業に該当し、かつ、その事業を継続して事業場を設けて営むものをいい、公益法人等の本来の目的の事業であるか

否かは問われないものである。つまり、税理士会の本来の目的の事業であろうとなかろうと、その要件に該当すれば収益事業として課税されるものであり、収益事業に該当するか否かで、税理士会の事業として税理士法上の可否を判断するものではない。

税理士会は、税理士法第49条第6項において「税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」と定められている。国のアウトソーシング事業の受託は、国が実施する行政サービスに税理士業務が含まれている限りにおいて、納税義務の適正な実現に寄与するものとしての対応であり、税理士及び税理士法人の使命及び職責に鑑みるとその対応は税理士会の主旨に反してはいるものではない。また、国の行政サービス事業を税理士会が受託遂行することで国民からの税理士制度に対する信頼を深め、税理士の社会的な地位を高めることができ、税理士制度への更なる発展に繋がるものであると考えられる。

以上

日連 26 第 898 号
(業 2 第 146 号)
平成 26 年 10 月 31 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

平成 26 年度の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業（無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）について（通知）

標題の件について、協議派遣事業（青色申告会等）及び受託事業（無料税務相談及び年金受給者説明会等）において、納税者から電子申告の代理送信を依頼された場合は、「税務支援の実施の基準に関する規則」第 3 条第 2 項第 4 号（電子申告データの作成及び代理送信）の規定を踏まえ、各税理士会において制定した税務支援関係諸規定に基づき、下記により取り扱われるようお願いいたします。

なお、代理送信に係る基本的な対応の枠組み及び留意事項等については、国税庁等に確認したところ、概ね平成 25 年度と同一の内容となっておりますことを念のため申し添えます。

記

1 税理士会の対応枠組み

代理送信に係る税務支援を実施するに当たっては、青色申告会等は「協議派遣事業」、無料税務相談及び年金受給者説明会等（独自事業によるものは除く。）は「受託事業」として、それぞれ実施することとする。

2 基本的な代理送信の仕組み

財務省令及び国税庁告示によって、納税者から「税務書類の作成」の委嘱を受けた従事税理士が、当該納税者の申告等データの代理送信を行うことができる。この場合、当該納税者の電子署名は不要であるが、納税者の利用者識別番号（以下「ID」という。）は必要である。なお、納税者から、事前に「開始届出書」が提出されていることが前提になる。

3 代理送信のスキーム

従事税理士は、税理士会支部を通じて、電子申告の開始届出書を提出し、従事税理士一人につき一つの税務支援用 ID の交付を受けることとする。

青色申告会等の会員又は無料税務相談等の納税者から「税務書類の作成」の委嘱を受けた従事税理士は、税務支援用 ID を使用して代理送信を行うが、この場合、納税者の ID 及び従事税理士の税理士用電子証明書（日税連電子認証局発行によるもの）による電子署名は必要である。

4 税理士会における対応

税理士会では、支部ごとに上記 2 又は 3 のスキームにより対応することとなるが、青色申告会等又は国税局若しくは所轄税務署との間で対応方策について十分に協議を行うこととする。これにより対応可能な支部は、実施要領等を定めて実施するものとする。

以上

平成 26 年度の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業（無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）に係る留意事項

平成 26 年度の協議派遣事業（青色申告会等）及び平成 26 年分確定申告期の受託事業（無料税務相談及び年金受給者説明会等）における電子申告（代理送信）について、青色申告会等又は所轄税務署等と協議を行うに当たっては、次の事項に留意されたい。

- 一 代理送信を行うに当たっては、インターネット環境が整備されていることが前提とされるため、無料税務相談等の予定会場がインターネット環境を有しているか否かを予め青色申告会等又は所轄税務署等に確認する。また、代理送信は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して行うこととする。

なお、入力判定文字により無料税務相談等であることを判別するため、税理士署名欄には、相談会場の主催別に次のとおり入力を行う。

相談会場の主催	入力判定文字（先頭4文字）	税理士名欄の入力例
民間団体	民間団体	民間団体（〇〇商工会）
地方税当局	地方税当	地方税当局（△〇市）
外部委託（無料相談）	無料相談	無料相談（〇〇支部）
外部委託（説明会）	年金説明	年金説明会（〇△町）
青色申告会	青色申告	青色申告会（△△会）

- 二 代理送信の対象は、①青色申告会等の会員のうち予め電子申告開始届出書を提出し、利用者識別番号（以下、ID）の交付を受けた者、②無料税務相談等の納税者のうち電子申告を希望した者とする。

なお、従事税理士は、代理送信を行うに当たっては、先ず「税務書類の作成」の委嘱を受け、その後、納税者からIDの提供を受けるため、「電子申告に係る利用者識別番号の利用同意書」の提出を求めることとする。

- 三 税務支援用IDは、従事税理士1人につき1個付与されるが、青色申告会等、無料税務相談等において共通して利用することができる。また、当該IDの有効期間は税務支援の期間とし、税務支援の期間終了後は所轄税務署において削除されることになる。

なお、当該IDを利用して代理送信した申告書データに係る受信通知等は、当該IDに紐づくメッセージボックスに格納されるため、速やかにメッセージボックスにアクセスして受信確認を行う。

- 四 オンラインによるIDの即時発行が可能であるため、納税者が自己のIDを保有していない場合、無料税務相談等の会場において、納税者自らの操作によりインターネットを通じIDを取得するものとする。

- 五 従事税理士は、代理送信を希望する納税者に対し、税務書類（申告書等）を作成するための財務諸表等の基礎資料（データ）の提供を求め、その内容を確認するものとする。

平成 26 年度の協議派遣事業 (青色申告会等) 及び平成 26 年分確定申告期の受託事業
(無料税務相談及び年金受給者説明会等) における電子申告 (代理送信) に係る留意事項

六 無料税務相談等の会場において使用するパソコン及び I C カードリーダーライタの必要台数等については、予め青色申告会等又は所轄税務署等と協議することとする。

七 従事税理士が代理送信において使用する電子証明書は、日税連が交付する第三世代税理士用電子証明書 (オレンジ色の I C カード) を使用することとする。

なお、第二世代税理士用電子証明書 (ピンク色の I C カード) については、有効期限切れのため使用することができないので留意する。

八 第三世代税理士用電子証明書 (オレンジ色) を使用するには、税理士用電子証明書 I C カードドライバが必要となる。旧バージョンの I C カードドライバでは不具合の生じる可能性があるため、日税連ホームページにて必ず最新の I C カードドライバがインストールされていることを確認する。

九 I C カードリーダーライタについては、以下のものを使用することとする。

I C カードリーダーライタ		対応 OS							
メーカー	機種名	32bit				64bit			
		XP	Vista	7	8	XP	Vista	7	8
NTT コミュニケーションズ	SCR331CL-NTTCom	○	○	○	○	-	-	○	○
	SCR331DI-NTTCom ※ 1	○	○	○	○	-	-	○	○
	SCR3310-NTTCom	○	○	○	○	-	-	○	○
	PD2102P ※ 3	○	-	-	-	-	-	-	-
Sony	RC-S330 ※ 2,3	○	○	○	-	-	-	○	-
	RC-S370 ※ 2	○	○	○	-	-	-	○	-
	RC-S380 ※ 2	○	○	○		-	-	○	○
SHARP	RW-4040 ※ 3	○	○	○	-	-	-	○	-
日立	HX-520UJJ ※ 3	○	○	○	-	-	-	○	-
	HX-520UJK	○	○	○	-	-	-	○	-

- ※ 1 接触式、非接触式の両方に対応しているが、税理士用電子証明書では、接触式 (I C カード R / W の差込口に挿し込む) で使用する。
- ※ 2 税理士用電子証明書を認識させるためには、最新の「 NFC ポートソフトウェア」及び「 PC / SC アクティベータ for Type B」をインストールする必要がある。また、金属製の机などに置いて使用すると I C カードとの通信に失敗し、正常に動作しないことがあるので机などの金属から数センチ程度離して使用する。
- ※ 3 販売終了

(注) 上記の I C カードリーダーライタは、税理士用電子証明書と公的個人認証サービスカードの両方を読み取ることができる (動作確認済)。しかし、これら以外の I C カードリーダーライタについては、ドライバソフトの仕様の関係で、日税連が発行する電子証明書を読み取ることができる保証はない (動作未確認) ことに留意する。

X 現在まで発行された税務支援事業の小冊子（一覧）

	発行年	表 題
1	昭 43. 7	小企業納税者の税務の指導に関する基本資料
2	昭 48. 7	小企業納税者に対する税務指導対策等関係資料
3	昭 48.10	同（追補）
4	昭 48.10	「小企業税務指導に関する他団体との提携方式」に臨む基本 10 原則
5	昭 48.12	三者協定を中心とする税理士会と諸団体の税務指導要領（資料）
6	昭 49.10	小企業納税者に対する税務指導対策関係資料（顧問税理士関係）
7	昭 50. 4	商工会等の「顧問税理士委嘱費補助の実施」に関する資料
8	昭 50. 4	「小企業納税者に対する税務扶助対策」に関する基本要綱・同要領
9	昭 50. 9	銀行等との提携による税務相談関係資料
10	昭 51. 3	公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則
11	昭 52. 6	小企業納税者対策委員会関係資料
12	昭 54. 7	各税理士会が実施する小企業納税者対策事業関係資料
13	昭 57. 4	税務援助制度について その 1 税務援助制度のあり方（経過と展望）
14	昭 58.12	「税務指導所のあり方」に関する中間考察
15	昭 59.10	税務援助と税理士
16	昭 59.10	税務援助制度と税務関連諸団体の税務指導事業について
17	平 3. 3	税務援助制度について－その意義と今後の課題－（初版）
18	平 7. 5	税務援助制度について－その意義と今後の課題－（改訂版）
19	平 9. 6	税務指導所の現状と今後のあり方について（報告）
20	平 11. 7	税務援助制度について－その意義と今後の課題－（第二次改訂版）
21	平 18.12	税務支援制度ガイドライン～税務支援を効果的に実施するために～
22	平 22.12	税務支援制度ガイドライン（改訂版）～税務支援を効果的に実施するために～

税務支援対策部構成

担当副会長	小林健彦（関東信越）
担当専務理事	浅田恒博（近畿）
部長	西村新（東京）
副部长	山中孝一（東京）
副部长	平野隆照（近畿）
委員	一色義信（東京地方）
委員	平野武一（千葉県）
委員	長谷川良則（関東信越）
委員	今村尚司（北海道）
委員	野地昭一（東北）
委員	藪本裕信（名古屋）
委員	長尾仁（東海）
委員	高橋寛行（北陸）
委員	松田明（中国）
委員	河内泉（四国）
委員	外園令明（九州北部）
委員	藤田傳次（南九州）
委員	吉田孝史（沖縄）

税務支援制度ガイドライン（三訂版）

～税務支援を効果的に実施するために～

平成 18 年 12 月 25 日 初版発行

平成 22 年 12 月 21 日 改訂版発行

平成 27 年 7 月 22 日 三訂版発行

編 集 日本税理士会連合会 税務支援対策部
発 行 日本税理士会連合会 会長 池田 隼啓
〒 141-0032 東京都品川区大崎 1-11- 8
日本税理士会館 8 階
TEL 03 (5435) 0931
FAX 03 (5435) 0941



日本税理士会連合会